

政令指定都市問題研究会

最終報告

目 次

序 章	本研究会について	1
1.	設置目的	1
2.	構成市	1
3.	調査研究内容	2
第1章	政令指定都市制度に関する検討	3
1.	政令指定都市制度の概要	3
2.	行政区制度について	26
3.	政令指定都市移行の要件	41
4.	現在の政令指定都市	43
5.	道州制等の政令指定都市への影響について	45
6.	政令指定都市移行により想定される変化、影響等に係る論点	53
第2章	東葛地域の広域的まちづくりの課題	58
1.	東葛地域における広域的課題例	58
2.	広域的課題と政令指定都市に係る考察	65
3.	広域的まちづくりの可能性	70
第3章	政令指定都市に関わる詳細検討	72
1.	基礎指標等の整理について	72
2.	共通項目・つながりの整理について	96
3.	行政区の考え方について	107
参考資料		115
1.	本研究会の開催状況等	115
2.	第1章関連資料	119
3.	第2章関連資料	132
4.	第3章関連資料	160
5.	千葉県市町村合併推進構想 東葛飾・葛南地域概要版	176

「東葛」の表記について

「東葛」の「葛」の字は、本来は「葛」であるが、本報告では、常用漢字である「葛」を用いて表記する。

序章 本研究会について

1. 設置目的

千葉県北西部の東葛飾地域にある松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市の6市で構成する東葛広域行政連絡協議会（昭和41年3月設立）では、広域行政推進等事業のひとつとして、政令指定都市問題研究会を平成18年5月8日に設置した。

本研究会は、少子高齢化や国際化の進展、環境共生型社会への転換等、社会経済情勢が大きく変化し、生活圏が一層拡大していることから、広域行政のあり方について調査・研究することを目的として設置されたものである。

具体的には、構成市である6市の基礎データの収集や分析、広域的課題の整理などを行い、政令指定都市制度の研究や東葛地域におけるシミュレーションなどを通して、今後の政令指定都市の議論に役立てるため、平成18、19年度の2カ年において調査・研究を行った。

留意点： 本研究会は、あくまでも政令指定都市に関する基礎的な調査研究を行うものであって、6市による政令指定都市を目指すものではない。

2. 構成市

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市の6市の企画担当部長・参事で構成され、その下に担当課長等で構成するワーキンググループを設けた。

また、千葉県にもオブザーバーとして参加いただいた。



3 . 調査研究内容

本研究会における調査研究内容は、以下の通り。

1 . 政令指定都市制度に関する検討

現行制度としての政令指定都市に関する基礎研究を行い、市民生活や行財政に与える一般的な影響等を考察した。

地方分権改革推進法の成立（平成18年12月）や道州制をめぐる動向など、国レベルで地方制度が大きく変わっていく中で、それらの動向が政令指定都市制度に与える影響等について情報整理を行った。

市民に最も密接な点であり、組織機構上の大きな改革となる「行政区」の仕組み等について、基礎調査を行った。

2 . 東葛地域の広域的まちづくりの課題

東葛地域の将来のまちづくりの方向性を検討するにあたり、地域の現況と広域的に対応すべきと考えられる課題の整理を行った。

現況と広域的課題を踏まえ、東葛地域の広域的なまちづくりの可能性を検討した。

また、東葛地域における政令指定都市移行において期待される事項及び懸念される事項の概要を整理し、詳細検討を行うための準備を行った。

3 . 政令指定都市に関する詳細検討

1、2の調査研究結果を踏まえ、6市における政令指定都市移行を想定したシミュレーションを行った。なお、6市全体以外の枠組み（パターン）については、参考資料として整理した。

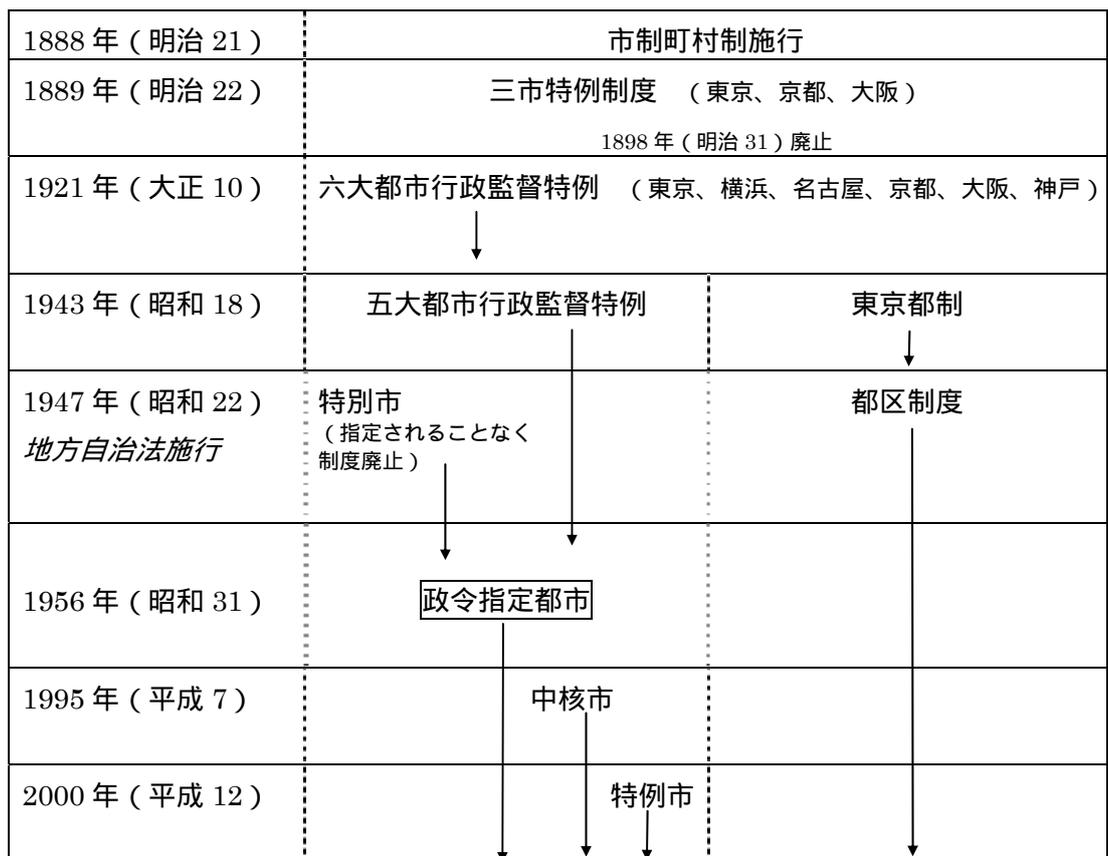
第1章 政令指定都市制度に関する検討

「政令指定都市」の法律上の呼称は「指定都市」であるが、本研究会においては、広く用いられている「政令指定都市」という呼称を主に用いることとする。ただし、法律中の文章や、組織名において「指定都市」が用いられている場合は、そのまま「指定都市」と表記している。

1. 政令指定都市制度の概要

(1) 「大都市に関する特例」の変遷

現在の政令指定都市制度は、昭和31年の地方自治法改正によって成立している。



出典：第28次地方制度調査会 第14回専門小委員会をもとに事務局作成

(2) 現在の政令指定都市制度の地方自治法上の規定

現在の政令指定都市制度は、「大都市に関する特例」として、地方自治法第 252 条の 19、第 252 条の 20、第 252 条の 21 で規定されている。

地方自治法施行令においては、同様に「大都市に関する特例」として、第 174 条の 26 ~ 第 174 条の 49 に規定されている。

文中の「指定都市」は政令指定都市のこと。(法律引用部は、法律の表現のまま)

地方自治法 第 252 条の 19、第 252 条の 20、第 252 条の 21

第 12 章 大都市等に関する特例

(指定都市の権能)

第 252 条の 19 政令で指定する人口 50 万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 1. 児童福祉に関する事務 | 2. 民生委員に関する事務 |
| 3. 身体障害者の福祉に関する事務 | 4. 生活保護に関する事務 |
| 5. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 | 5 の 2. 社会福祉事業に関する事務 |
| 5 の 3. 知的障害者の福祉に関する事務 | |
| 6. 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 | 6 の 2. 老人福祉に関する事務 |
| 7. 母子保健に関する事務 | 8. 障害者の自立支援に関する事務 |
| 9. 食品衛生に関する事務 | 10. 墓地、埋葬等の規制に関する事務 |
| 11. 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務 | |
| 11 の 2. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 | |
| 12. 結核の予防に関する事務 | 13. 都市計画に関する事務 |
| 14. 土地区画整理事業に関する事務 | 15. 屋外広告物の規制に関する事務 |

- 2 指定都市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(区の設置)

第 252 条の 20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 区の事務所又はその出張所の長は、事務吏員を以つてこれに充てる。
- 4 区に選挙管理委員会を置く。
- 5 第 4 条第 2 項の規定は第 2 項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第 175 条第 2 項の規定は第 3 項の機関の長に、第 2 編第 7 章第 3 節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
- 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
- 7 第 202 条の 5 第 2 項から第 5 項まで及び第 202 条の 6 から第 202 条の 9 までの規定は、区地

域協議会に準用する。

8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

9 第6項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第202条の4第1項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第252条の21 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第252条の19第1項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(3) 政令指定都市制度の特色

政令指定都市、中核市、特例市の制度比較

各大都市制度の比較を行うと、下表のようになる。

区分	政令指定都市	中核市	特例市
要件 (3 . 参照)	人口 50 万以上で政令で指定する市	人口 30 万人以上	人口 20 万人以上
事務配分の特例 (参照)	都道府県が処理する事務のうち、 ・民生行政に関する事務 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務 などを処理する。 一般に、「県権限の 8 ~ 9 割」とも言われる。	政令指定都市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的な事務を除き処理する。 ・道路法に関する事務 ・児童相談所の設置 などが除かれる。 一般に、「政令指定都市権限の 7 割」とも言われる。	中核市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的な事務を除き処理する。 ・民生行政に関する事務 ・保健衛生行政に関する事務 などが除かれる。 一般に、「中核市権限の 2 割」とも言われる。
関与の特例	知事の承認、認可、許可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って、政令指定都市と同様に関与の特例を設ける。	なし
行政組織上の特例 (2 . 参照)	・市の区域を分けて行政区の設置 (区長などの設置) ・区選挙管理委員会の設置 ・区地域協議会の設置 など	なし	なし
財政上の特例 (参照)	・地方譲与税 (地方道路譲与税、石油ガス譲与税など) の割増 ・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) ・宝くじの発行 など	・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)	・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)
決定の手続き	地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に関する政令で指定。 ()	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要

出典：第 28 次地方制度調査会 第 23 回専門小委員会、総務省 H P、群馬県資料などをもとに事務局作成

政令指定都市の指定に係る手続は、中核市や特例市のように法令上規定されていないが、これまで指定された都市では、概ね次のような手続を経ている。

- 1) 市議会で政令市に関する意見書を議決
- 2) 知事・県議会に政令市の実現を要望 (市から要望書を提出)
- 3) 県議会で政令市に関する意見書を議決
- 4) 総務大臣に政令市の実現を要望 (市、県から要望書を提出)
- 5) 県と市による関係省庁への説明
- 6) 政令指定都市移行の閣議決定
- 7) 政令の公布 (正式決定)

移譲事務について（事務配分の特例）

政令指定都市に対しては、大都市としての行政需要の特殊性に鑑み、多くの事務が移譲されている。都道府県から権限が移り市が直接処理することにより、市の主体的な判断で住民ニーズに合ったサービスや施策が実現しやすくなると言える。

政令指定都市は都道府県からの独立性が相当に高いと言えるが、ただし、完全に独立した行政が行えるまでの事務がすべて移譲されているとはみなされていない。

また、都道府県と政令指定都市の間で、「二重行政」（同一・類似目的の施策・行政サービスの実施や、事務手続きの重複など）の問題が指摘されることもある。ただし、一般市や特例市、中核市と比較すると、政令指定都市になることにより、二重行政の範囲は狭くなる。

移譲される事務については、地方自治法のほか、個別の法令により、県が処理する事務の全部又は一部について、政令指定都市が処理することとなる。これらの事務の概要については次ページにおいて整理する。

なお、政令指定都市内においても都道府県が担っている事務（移譲されない事務）と、政令指定都市に移譲されている事務を整理すると以下ようになる。

政令指定都市内における都道府県と市の事務の比較（主な例）

	都道府県の実務	政令指定都市の実務
民生	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設の開設許可 老人の介護の措置等の実施に関する連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可・監督
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> 病院の開設許可 薬局の開設許可 	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の開設許可 医薬品一般販売業の許可
都市計画等	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街化区域及び市街化調整区域の都市計画決定 市街地再開発事業における組合の設立及び個人施行の認可 公共施行に係る土地区画整理事業に対する意見書の審査 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な都市施設の都市計画の決定 市街地開発事業の都市計画決定 土地区画整理組合の設立認可
文教	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の給与支払 学級編成基準の設定 市町村立学校、私立学校等の設置、廃止等の認可 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定、研修
農林水産	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の指定 農業振興地域整備基本方針の作成 農地の転用等の許可 農業協同組合の設立等の認可 漁業権の設定の免許 	-
警察	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察の設置 	-

上表で「都道府県の実務」と示したものについても、都道府県から権限移譲される場合はあり得る。

出典：愛知県「分権時代における県の在り方検討委員会」第2回（H15.8.7）資料、岐阜市資料などをもとに事務局作成

なお、政令指定都市へ移譲される主な事務の全体像と、中核市・特例市との比較を行うと、以下のようになる。

政令指定都市、中核市、特例市の処理する主な事務の比較図

政令指定都市

- 民生行政に関する事務
- ・ 児童相談所の設置
- 都市計画等に関する事務
- ・ 都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
- ・ 市街地開発事業に関する都市計画決定
- 土木行政に関する事務
- ・ 市内の指定区間外の国道の管理
- ・ 市内の都道府県道の管理
- 文教行政に関する事務
- ・ 県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市

- 民生行政に関する事務
- ・ 身体障害者手帳の交付
- ・ 母子・寡婦福祉資金の貸付け
- ・ 養護老人ホームの設置認可・監督
- 保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
- ・ 地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
- ・ 浄化槽設置等の届出
- ・ 温泉の供用許可
- 都市計画等に関する事務
- ・ 屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全行政に関する事務
- ・ ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- 文教行政に関する事務
- ・ 県費負担教職員の研修

特例市

- 都市計画等に関する事務
- ・ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・ 市街地開発事業の区域内における建築の許可
- ・ 都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
- ・ 市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
- ・ 土地区画整理組合の設立の許可
- ・ 土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
- ・ 住宅地区改進黨業の改良地区内の建築等の許可
- ・ 宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- 環境保全行政に関する事務
- ・ 騒音を規制する地域、規制基準の指定
- ・ 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
- ・ 振動を規制する地域の指定
- その他
- ・ 計量法に基づく勧告、定期検査

また、このほか、「災害救助の対象区域が市又は市の区の区域となる」(災害救助法)などの特例も有する。

これらの事務の移譲に際しては、事前に県から市へ移譲する事務などの協議が必要となる。例えば、新潟県と新潟市は、平成 16 年 7 月に「政令指定都市移行県市連絡会議」を設置し、平成 17 年 11 月に「基本協定書」を締結している。

新潟県・新潟市における基本協定書(平成 17 年 11 月)の概要 注)当時の新潟市は中核市

1	法令等に基づく移譲事務	8 2 6 事務
2	事務処理特例条例による移譲事務	2 5 5 事務
3	移譲される県単独実施事務事業	3 2 事務事業
	このうち、5 事務事業については経過措置を実施。 乳児医療費助成事業補助金 幼児医療費助成事業補助金 重度心身障害者医療費助成事業補助金 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 老人医療費助成事業補助金 上記 5 事業について、政令指定都市移行後 3 年間経過措置を実施し、県の補助率を現行の 2 分の 1 から、次表(略)のとおり段階的に引き下げる。	
4	法令等に基づく移譲事務の移譲に伴う確認事項	
	(1) 児童自立支援施設に関する事務	児童自立支援施設に関する事務については、市が県に委託する。
	(2) 道路事業に係る県債元利償還金の取扱い	県が市の政令指定都市移行の前年までに発行した市域分の道路事業に係る県債元利償還金について、県への普通交付税措置相当額を除いた額を市の負担とする。
	(3) 当せん金付証券(宝くじ)の販売収益金の配分	県が 1 0 0 分の 6 7、市が 1 0 0 分の 3 3 とする。
5	その他確認事項	
	(1) 人的支援	県から市への円滑な権限移譲等を進めるため、県は必要な人的支援を行うものとする。このため、県からの職員派遣及び市の職員の県における実務研修等の実施について、県と市で協議するものとする。
	(2) 河川管理	市の政令指定都市移行時においては移譲を行わないこととし、今後、継続して協議を進める。

出典：新潟市資料

選挙制度について

以下のような特例がある。

市議会議員の選挙区	<p><一般市、特例市、中核市> 市の区域（ただし、特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができる）</p> <p><政令市> 区の区域</p>
都道府県議会議員の選挙区	<p><一般市、特例市、中核市> 市の区域（ただし条例で、隣接する郡市の区域と合わせて一選挙区とし、当該区域を郡市の区域とみなすことができる）</p> <p><政令市> 原則として区の区域</p>
選挙期日の告示	<p>市長選挙</p> <p><一般市、特例市、中核市> 7日前</p> <p><政令市> 14日前</p> <p>市議会議員選挙</p> <p><一般市、特例市、中核市> 7日前</p> <p><政令市> 9日前</p>

出典：さいたま市資料、総務省HPなどをもとに事務局作成

財政上の特例について

財政上の特例としては、以下のようなものがある。

区分	項目	政令指定都市特例の内容
地方税	固定資産税	大規模償却資産に対する課税 一定金額を超える償却資産は都道府県で課税する課税制限規定の適用除外。全て政令指定都市で課税する。【地方税法 § 349の4、§740、§747】 免税点の適用 区の区域に所在する課税客体ごとに適用される。【地方税法 § 351、§ 737】
	市民税（均等割）	二つ以上の区に事務所又は事業所を有する場合、それぞれの区ごとに課税される。【地方税法 § 294、§737】
	特別土地保有税 （平成15年度以降課税停止）	政令指定都市は、一般市町村よりも課税基準面積が狭い。【地方税法 § 595】 （政令指定都市2000㎡、都市計画区域を有する市町村5000㎡、その他10000㎡）
国・県支出金	国・県支出金	事務の移譲により増収となる。また負担率の変更により減収となるものもある。
地方交付税	地方交付税	基準財政需要額の算定の際、測定単位の補正に当たり、行政機能の差を反映した補正係数が適用される。また事務移譲に伴い道路延長の測定単位数値が増加する。
地方債の取扱い	起債等の協議の相手方	地方債の起債、起債の方法、利率及び償還方法の変更などを行う際の協議の相手方が総務大臣となる。 【地方財政法施行令 § 2】

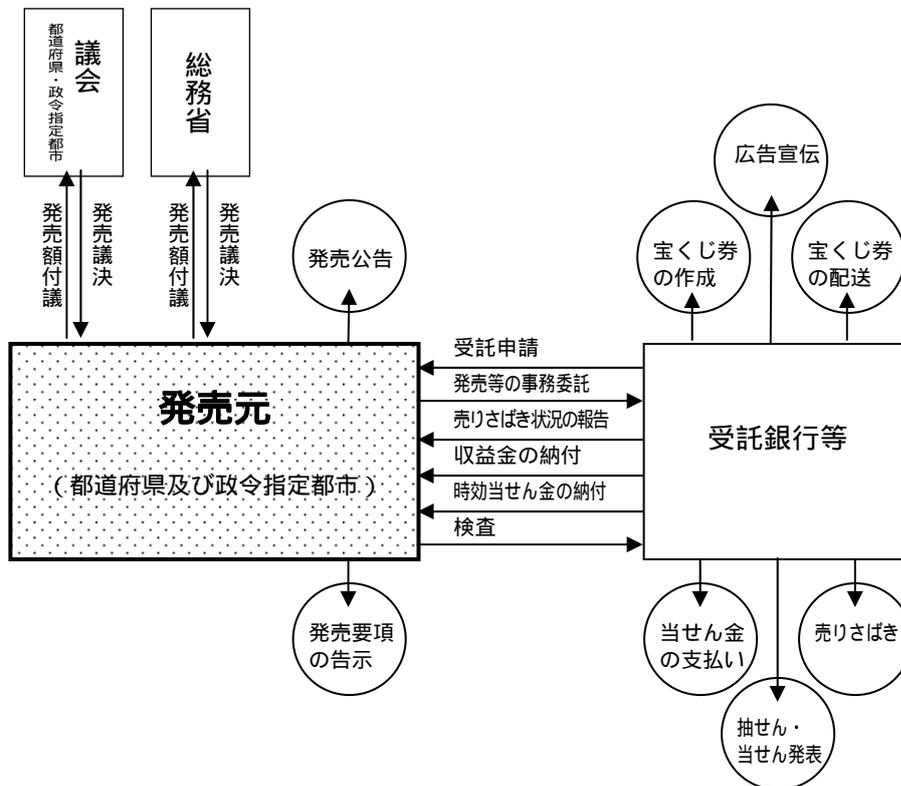
宝くじ (当せん金附証 票の発売) 解説を別掲	宝くじ販売収益金	公共事業費の財源に充てるため、総務大臣の許可を受けて「宝くじ」の発売ができる。 【地方財政法 § 32、当せん金附証票法 § 4、 § 16】 基本的には、他都道府県・政令指定都市と共同発行
道路特定財源の 譲与及び交付金	(増額) 地方道路譲与税	地方道路税(国税)の43/100の額を県及び政令市が管理する国県道の延長及び面積に応じて按分(57/100は市町村に譲与)
	(新規) 石油ガス譲与税	石油ガス税(国税)の1/2の額を県及び政令市が管理する国県道の延長及び面積に応じて按分
	(新規) 軽油引取税交付金	軽油引取税(県税)の税込額の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいて按分
	(増額) 自動車取得税交付金	自動車取得税(県税)の税込額の95%のうち、3/10に政令指定都市が管理する一般国道及び県道の延長及び面積の占める割合を乗じて交付。(7/10は市町村に譲与)
	(増額) 交通安全対策特別交付金	交通安全反則金収入を原資とする。交付金の算定式が変わる。 【交通安全対策特別交付金等に関する政令 § 4】

出典：岡山市「みんなで考えよう 岡山都市圏の未来 - 政令指定都市への取り組み - 」(H17.7時点) 群馬県市町村課「市町村合併を考える(制度解説編)」(H15.3)をもとに事務局作成

宝くじ販売収益金について

【宝くじの発行】

「当せん金付証票法」(昭和23年施行)に定められた都道府県と政令指定都市が、総務大臣の許可を得て発売元となり、発売等の事務を銀行等に委託している。



出典：財団法人日本宝くじ協会ホームページをもとに、事務局が加工し作成

平成 17 年度の宝くじの発売元、種類は次のようになっている。1 政令指定都市単独で発行している事例は見られず、基本的に複数の都道府県・政令指定都市が共同で発行している。

種類 (発売自治体数)		発売元	発売地域
全国自治	ジャンボ	全国の都道府県及び指定都市	全国
	通常		
	数字選択式		
東京都		東京都	東京都
関東・中部・東北自治 (1道22県8市)		北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重の各県 及び札幌・仙台・さいたま・千葉・川崎・横浜・静岡・名古屋の各市	北海道・東北・関東(除東京都)・中部各地方及び三重県
近畿 (2府4県3市)		滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 及び京都・大阪・神戸の各市	近畿地方(除三重県)
西日本 (17県3市)		鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県 及び広島・北九州・福岡の各市	中国・四国・九州・沖縄地方
地域医療等振興自治 (1県)		長寿社会づくりソフト事業分	全国
		栃木県 地域医療等振興分	北海道及び青森・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・京都・大阪・兵庫・岡山・広島・山口・愛媛・福岡・長崎・熊本・鹿児島各都道府県

出典：財団法人日本宝くじ協会ホームページ

【収益金の分配】

- ・ 発売総額のうち、賞金と経費などを除いた約 40%が収益金として、発売元の都道府県及び指定都市へ納められ、公共事業等のために使われる。収益金の用途は、発売元別にそれぞれ定められており、教育施設、道路、橋りょう、公営住宅、社会福祉施設の建設改修費等の事例が見られる。
- ・ 同一都道府県内における、都道府県と政令指定都市の間の収益金配分方法については、都道府県と政令指定都市の協議によって決定される。さいたま市の例では、宝くじ発売実績などをもとに配分比率が決定された。

参考 1 平成 17 年度、千葉県では総額約 350 億円の宝くじを発売し、約 143 億円(当せん金時効分約 7 億円を含む)の収益があった。一方、千葉市の平成 17 年度の宝くじ収益金は約 30 億円であった(発売額は不明)。

参考 2 宝くじ収益金は雑入に位置づけられ、普通交付税の基準財政収入額には算入されない。

参考1 堺市の例

平成 18 年度から政令指定都市に移行した堺市における、平成 18 年度当初予算での政令指定都市移行に係る影響分は以下のようになっている。

予算規模

一般会計の予算規模	2,920億円	(対前年度当初比 +106億円、+3.8%)
政令市分を除くと	2,771億円	(対前年度当初比 43億円、1.5%)
政令市分	149億円	

出典：堺市「平成 18 年度当初予算の概要」より抜粋

政令市分の経費内訳（歳出）

以下のような移行に係る経費（初期投資的経費とランニングコスト的経費が混在。）を挙げている。

「政令指定都市移行に係る主な施策事業」

合計	14,869,398 千円
1 民生関係	3,060,262 千円
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談所の設置・運営 ・一時保護施設・児童自立支援施設の運営 ・重度障害者介護手当の支給 等 ・子ども相談所分室（一時保護部門）の整備 ・障害者更生相談所の設置・運営
2 保健衛生関係	2,000,799 千円
	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康センターの設置・運営 ・精神障害者の措置入院及び通院医療費 ・精神科救急医療体制の整備 ・精神障害者 24 時間医療相談事業 ・精神障害者の社会復帰施設の運営助成
3 土木・都市関係	8,013,145 千円
	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府道（橋りょうを含む）の維持管理 ・国・府道（橋りょうを含む）の交通安全施設等設置事業 ・阪神高速道路大和川線の整備推進 ・国・府道（橋りょうを含む）の舗装事業 ・国直轄の道路改良事業への負担 ・街路事業
4 教育関係	792,790 千円
	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中・高等学校の教職員採用関係事務 ・市立小・中・高等学校での初任者研修時の補充非常勤の配置
5 商工関係	233,032 千円
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的中小企業支援拠点の整備事業補助 ・大店立地法関係事務 等

出典：堺市「平成 18 年度当初予算の概要」より抜粋

政令市移行に伴う歳入増

政令指定都市に伴う新たな財源として、平成 18 年度当初予算は 141 億円を見込んでいる。

（内訳） 軽油引取税交付金 47 億円（新規）、自動車取得税交付金 6.8 億円増、交通安全対策特別交付金 2.1 億円増など

参考2 静岡市（平成17年4月に政令指定都市移行）における、政令指定都市移行前後の財政状況比較（平成16年度決算と平成17年度決算の比較）

静岡市「平成17年度一般会計決算の概要」より抜粋（コメントの文章も市作成のものを基本としている）。なお、決算額は静岡市及び旧蒲原町（平成18年3月31日に静岡市に編入合併）の数値を純計したものの。

一般会計決算の概要

平成17年度一般会計の決算額は、政令指定都市移行に伴い、平成16年度の減税補てん債の一括償還に伴う借換え分（146億6,290万円）の影響を除いて比較すると、歳入が2.1%、歳出が1.4%の増となっている。

（単位：千円）

区 分	17年度決算額 A	16年度決算額 B	増減額 A - B	増減率
歳入	249,690,477	259,252,400 (244,589,500)	9,561,923 (5,100,977)	3.7% (2.1%)
歳出	240,215,438	251,589,576 (236,926,676)	11,374,138 (3,288,762)	4.5% (1.4%)
差引 = -	9,475,039	7,662,824	1,812,215	
翌年度へ繰り越すべき財源	3,310,105	1,942,714	1,367,391	
実質収支 = -	6,164,934	5,720,110	444,824	

表中の（ ）内は減税補てん債の一括償還に伴う借換え分を除いた数値。

歳入決算の概要

（政令指定都市移行関連部分の抜粋）

地方譲与税：三位一体の改革による税源移譲の暫定措置として所得譲与税が増になったこと、及び政令指定都市移行により国県道管理業務が移譲されたことに伴い、地方道路譲与税が増加したことにより62%増の54億1,442万円となった。

軽油引取税交付金：政令指定都市移行により国県道管理業務が移譲されたことに伴い、平成17年度から新たに交付され、60億1,539万円の歳入があった。

地方交付税：政令指定都市移行により国県道管理業務、児童相談所業務等が移譲されたことなどに伴い、平成16年度と比べ17.6%増の169億1,377万円となった。

国庫支出金：政令指定都市移行により国県道管理業務、児童相談所業務等が移譲されたことにより、平成16年度と比べ7.1%増の277億1,742万円となった。

県支出金：政令指定都市移行に併せ高規格幹線道路等整備事業費交付金（12億7,800万円）が新たに交付されたことにより、平成16年度と比べ16.8%増の73億7,817万円となった。

市債：政令指定都市移行により国県道管理業務による増があったものの、平成16年度において、平成7年度及び平成8年度に発行した減税補てん

債の一括償還に伴う借換え（146億6,290万円）を行ったことや、スポーツパーク、図書館、区役所、保健福祉複合施設などの大規模建設事業が完了したことなどにより、前年度と比べ42.8%減の275億5,850万円となった。

（単位：千円、％）

	区 分	17年度決算額 A	16年度決算額 B	増減額 A - B	増減率
自主財源	市 税	118,433,821	117,322,826	1,110,995	0.9
	分担金及び負担金	2,885,860	2,646,183	239,677	9.1
	使用料及び手数料	5,950,809	5,801,853	148,956	2.6
	財産収入	921,043	521,420	399,623	76.6
	寄附金	112,290	99,024	13,266	13.4
	繰入金	1,454,489	6,538,195	5,083,706	77.8
	繰越金	7,662,825	8,752,700	1,089,875	12.5
	諸収入	5,941,526	4,430,264	1,511,262	34.1
	自主財源計	143,362,663	146,112,465	2,749,802	1.9
依存財源	地方譲与税	5,414,419	3,341,329	2,073,090	62.0
	利子割交付金	540,118	776,917	236,799	30.5
	配当割交付金	221,335	138,359	82,976	60.0
	株式等譲渡所得割交付金	408,481	171,760	236,721	137.8
	特別地方消費税交付金	129		129	皆増
	地方消費税交付金	7,475,674	8,053,448	577,774	7.2
	ゴルフ場利用税交付金	28,189	26,110	2,079	8.0
	自動車取得税交付金	2,049,062	1,520,863	528,199	34.7
	軽油引取税交付金	6,015,388		6,015,388	皆増
	地方特例交付金	4,181,445	4,125,522	55,923	1.4
	地方交付税	16,913,765	14,381,236	2,532,529	17.6
	交通安全対策特別交付金	425,719	191,501	234,218	122.3
	国庫支出金	27,717,419	25,877,019	1,840,400	7.1
	県支出金	7,378,171	6,318,571	1,059,600	16.8
	市 債	27,558,500	48,217,300	20,658,800	42.8
	依存財源計	106,327,814	113,139,935	6,812,121	6.0
合 計		249,690,477	259,252,400	9,561,923	3.7

歳出決算の概要

（政令指定都市移行関連部分の抜粋）

消費的経費

物件費：スポーツパークなどの新規施設がオープンしたこと等により経常的経費が増（9億円）となったものの、政令指定都市移行に伴う事務事業が完了したことなどにより臨時的経費が減（15億円）となったため、全体では平成16年度に比べ2.0%減の279億1,562万円となった。

扶助費：政令指定都市移行に伴う児童相談所業務、精神保健福祉業務などの移譲事務や、生活扶助対象世帯の増などにより、平成16年度と比べ11.1%増の301億4,858万円となった。

補助費等：政令指定都市移行に伴い、県道路整備事業債償還金負担金が新たに生じたことなどにより、32.8%増の122億9,611万円となった。

投資的経費

普通建設：政令指定都市移行により国道の国直轄事業負担金が新たに生じたことや、国県道管理業務が移譲されたことに伴い、公共事業が増加する一方で、単独事業については、スポーツパーク、図書館、区役所などの建

設事業が平成 16 年度に完了したことから、全体としては 4.8%減の 477 億 7,568 万円となった。

(単位： 千円、%)

	区 分	17 年度決算額 A	16 年度決算額 B	増減額 A - B	増減率
消費的経費	人件費	50,543,108	51,386,495	843,387	1.6
	物件費	27,915,616	28,493,675	578,059	2.0
	維持補修費	3,160,566	2,487,175	673,391	27.1
	扶助費	30,148,576	27,131,814	3,016,762	11.1
	補助費等	12,296,113	9,259,239	3,036,874	32.8
	小計	124,063,979	118,758,398	5,305,581	4.5
投資的経費	普通建設事業費	47,775,684	50,176,500	2,400,816	4.8
	うち公共	21,175,649	11,926,873	9,248,776	77.5
	うち単独	26,600,035	38,249,627	11,649,592	30.5
	災害復旧費	376,871	468,839	91,968	19.6
	小計	48,152,555	50,645,339	2,492,784	4.9
その他	公債費	32,800,240	47,324,884	14,524,644	30.7
	積立金	5,262,724	3,727,563	1,535,161	41.2
	投資・出資・貸付金	406,260	375,043	31,217	8.3
	繰出金	29,529,680	30,758,349	1,228,669	4.0
	小計	67,998,904	82,185,839	14,186,935	17.3
合 計		240,215,438	251,589,576	11,374,138	4.5

以上、静岡市「平成 17 年度一般会計決算の概要」より抜粋

参考3 指定都市市長会の考える政令指定都市制度の問題点

で整理した「事務配分の特例」によって移譲される事務に要する経費は、平成17年度予算ベースでの全国14政令指定都市計で見ると、合計5600億円近くへのぼり、その半分が国・道府県道管理にかかる経費となっているが、指定都市市長会においては、「特例事務に要する財政上の措置が不十分」との認識を示している。

大都市の特例に基づく財政需要（全国の政令指定都市計。平成17年度予算）

		全国の政令指定都市計（単位：百万円）		
		移譲事務に係る経費	経費合計に対する構成比	一般財源所要額
地方自治法第252条の19の規定に基づくもの	児童福祉	89,097	15.9%	70,549
	民生委員	2,566	0.5%	2,566
	身体障害者福祉	11,885	2.1%	9,899
	生活保護	2,539	0.5%	8,041
	行旅病人・死亡人	119	0.0%	120
	社会福祉事業	331	0.1%	331
	知的障害者福祉	18,772	3.4%	16,257
	母子家庭・寡婦福祉	6,855	1.2%	2,224
	老人福祉	17,266	3.1%	10,689
	母子保健	1,923	0.3%	1,149
	食品衛生	2,967	0.5%	2,189
	墓地埋葬等規制	55	0.0%	55
	興行場・旅館・公衆浴場	73	0.0%	72
	精神保健福祉	37,015	6.6%	20,464
	結核予防	787	0.1%	473
	都市計画	1,940	0.3%	1,767
	土地区画整理事業	3,857	0.7%	2,429
	屋外広告物規制	926	0.2%	609
計	198,973	35.6%	149,883	
その他の法令に基づくもの	国・道府県道管理	288,233	51.5%	168,575
	土木出張所	31,471	5.6%	27,340
	衛生研究所	6,981	1.2%	6,035
	定時制高校人件費	10,415	1.9%	10,350
	道府県教職員の任免・研修	3,925	0.7%	3,774
	駐車場	786	0.1%	140
	宅地規制	1,230	0.2%	1,121
	都市緑地保全	5,770	1.0%	958
	老人保健	9,102	1.6%	8,143
	一級・二級河川維持管理	2,454	0.4%	985
	計	360,367	64.4%	227,421
合計	559,340	100.0%	377,304	

出典：指定都市市長会「指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制についての提言」(H17.12.22)をもとに事務局作成

指定都市市長会が主張する、現在の政令指定都市制度の問題点は以下のとおりである（財政上の特例以外のものも含む）。

現在の政令指定都市制度の問題点（指定都市市長会の主張）

1. 指定都市の役割に見合った税財政制度が存在していません

指定都市は、地方自治法及び個々の法令に基づく事務配分の特例により、道府県に代わって多くの事務を行っているにもかかわらず、こうした特例事務に要する税制上の措置が不十分です。

国から地方自治体への事務の委譲の際の財源措置について、法律で国に「必要な措置」を講ずべき義務を課していますが、この規定は十分に機能していません。

事務処理の特例制度により都道府県から市町村に委譲される事務に要する経費について、必要な措置が講じられていません。

2. 指定都市には一般の市町村と同じ制度が適用されています

指定都市は、道府県並みの行政能力を有しており、また、固有の行政需要を有しているにもかかわらず、一般の市町村と同じ制度が一律に適用され、道府県が指定都市へ委譲する事務は、「特例」として部分的に配分されるにとどまっています。

指定都市への事務配分は、各行政分野において関連する事務が一体的に配分されるものとなっていません。

都道府県による指定都市に対する様々な関与が依然として残されています。

地域の实情に即した施策を実施する上で支障となります
市民や事業者に二重の規制や負担をかけることとなります
行政目的を効果的に達成する上で支障となります
市の事務を円滑に処理する上で支障となります

同じ大都市といっても、指定都市ごとに都市圏における役割や産業構造、人口構成などに違いがあるにもかかわらず、指定都市が処理する事務が画一的なものとなっているため、それぞれの都市がその特性を十分に発揮できない状況になっています。

3. 都道府県の役割が不明確になっています

道府県が区域内の全域を対象に実施している事務について、行政能力を有することから指定都市でも同様の事務を実施している場合には、「二重行政」の弊害のおそれがあります。

都道府県と市町村の役割分担の考え方については、地方自治法上、「基礎自治体優先の原則」を明らかにしていますが、現実には、市町村に規模・能力が備わっている場合でも、都道府県がその地域の事務を処理しています。

出典：指定都市市長会ホームページより抜粋（事務局で体裁を加工）

備考：指定都市市長会は、上記の認識に基づき、平成 18 年 1 月に「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」を行っている。 5（2）参照

参考4 今後の地方交付税改革が与える影響に係る考察

地方交付税制度改革については、現在、総額の削減、不交付団体数の増加などを念頭においた検討が国において行われており、また、算定を簡素化し、人口と面積を基準とする「新型交付税」の導入も段階的に進むこととなっている。

これらが政令指定都市制度に与える影響については明らかではないが、地方交付税の総額が削減される場合等においては、政令指定都市移行に伴い移譲される事務に見合う歳入増が期待できない可能性も視野に入れる必要があると思われる。

なお、地方六団体（全国市長会など）においては、地方の意見を反映させた仕組みづくりをめざし、様々な活動を行っている。

全国市長会においては、平成18年度、「都市財政基盤の充実強化に関する決議」において、地方交付税総額の確保と機能の強化などを求めている。また、「地方分権改革の推進に関する決議」において、これからの地方分権改革において、地方交付税及び国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲等による国と地方の税源配分1：1の実現、あるいは地方交付税について地方固有の共有財源であることを明確化する「地方共有税」の導入などを求めている。

(4) 政令指定都市移行が行財政改革に与える影響に係る基礎的情報整理

政令指定都市への移行は、移譲される事務への対応や、区役所業務(2.参照)への対応等のために人員、コストを要することとなるため、合併を経て政令指定都市への移行を目指す場合、いわゆる「合併による経費削減効果」が削られるのではないか、という論点がある。

政令指定都市移行に伴う影響があることは明らかと考えられる。本研究会がさいたま市に対して行った事例調査においては、権限移譲に伴い、新規採用(H13.9~H15.4)した職種は、獣医師 17 名、薬剤師 11 名など、保健所、児童相談所、こころの健康センター、環境部門などに配置した計 67 名、国・県から割愛された職員数は、割愛 33 名(うち 26 名が保健所関連で埼玉県から割愛された職員)などとなっている。これらの人員の確保により、サービス内容の確保・充実が図られた効果は大きいですが、経費面から見ると、こうした人員増分を負担するため、その他の職員の削減の推進等を行う必要がある。なお、政令指定都市移行にあたって、定数を増員することは望ましくないものとされている。

さいたま市が政令指定都市移行のため新規採用した職種(平成 13 年 9 月~平成 15 年 4 月)

職種	数	主な配属先
化学	9	環境部門(環境対策課、産業廃棄物指導課等)
心理	7	児童相談所、こころの健康センター、障害者更正相談センター
精神保健福祉士	9	こころの健康センター、保健所
医師	2	こころの健康センター、保健所
栄養士	1	保健所
歯科衛生士	2	保健センター
獣医師	17	保健所、食肉衛生検査所
薬剤師	11	保健所
臨床検査技師	1	保健所
保健師	8	こころの健康センター、保健所
計	67	

出典：さいたま市資料

一方、堺市(平成 18 年 4 月に政令指定都市移行)では、移行に先立ち平成 18 年 3 月にとりまとめた「新行財政改革計画」においては、政令指定都市移行に伴う影響も加味した財政フレームを作成し、財源不足が生じる前提で、それを解消ための健全化計画をとりとまとめている。その具体的取組のうち、「要員管理の適正化」では、「平成 17 年度を起点として平成 22 年 4 月 1 日までの計画的な職員数の削減を図ります。(総正規職員の 10%を純減)」という計画を示している。

堺市「新行財政改革計画」の財政フレームにおける、平成18年度～21年度 財政収支見込（普通会計）

（単位 億円）

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	総額	一般財源 (内政令市)	総額	一般財源 (内政令市)	総額	一般財源 (内政令市)	総額	一般財源 (内政令市)
市税	1,207	1,207 (-)	1,263	1,263 (-)	1,270	1,270 (-)	1,247	1,247 (-)
地方交付税	278	278 (25)	261	261 (23)	244	244 (20)	228	228 (17)
市債	270	107 (28)	305	108 (28)	341	108 (28)	378	108 (28)
その他	1,165	330 (88)	1,227	283 (88)	1,239	280 (87)	1,244	297 (88)
歳入合計	2,920	1,922 (141)	3,056	1,915 (139)	3,094	1,902 (135)	3,097	1,880 (133)
人件費	505	469 (18)	517	473 (16)	523	480 (16)	527	483 (16)
うち退職金	40	40 (-)	61	61 (-)	65	65 (-)	72	72 (-)
扶助費	725	255 (19)	744	269 (18)	752	271 (18)	760	273 (18)
公債費	294	285 (-)	305	304 (1)	302	301 (1)	298	297 (3)
普通建設事業費	322	87 (18)	442	112 (19)	481	106 (19)	505	109 (19)
その他	1,074	826 (47)	1,097	806 (52)	1,102	810 (52)	1,107	818 (53)
歳出合計	2,920	1,922 (102)	3,105	1,964 (106)	3,160	1,968 (106)	3,197	1,980 (109)
歳入歳出差引額	0	0 (39)	▲49	▲49 (33)	▲66	▲66 (29)	▲100	▲100 (24)
財政健全化実施 による効果額	-	-	49億円程度		66億円程度		100億円程度	
収支累積額	-	-	0		0		0	

堺市「新行財政改革計画」の具体的取組の「組織・人の改革」「市民自治の推進」の政令指定都市関連部分（主なものを抜粋）

- 1 組織・人の改革
 - 1- (1) 要員管理の適正化
 1. 中期的な要員管理計画の策定
 - (1) 平成17年度を起点として平成22年4月1日までの計画的な職員数の削減を図ります。(総正規職員の10%を純減)
 - 1- (2) 組織改革の推進
 4. 政令指定都市機能の充実

政令指定都市への移行に併せて、権限の移譲を受けることにより組織の新設・強化や機能の充実を図ります。

 - ・ 区役所の開設
 - ・ 消防局の設置
 - ・ 児童相談所（一時保護所含む） 児童自立支援施設、精神保健福祉センター、障害者更生相談所、（仮称）健康福祉プラザの新設
 - ・ 道路部の新設
 - ・ 小中学校教職員の任命権
 - 1- (4) 人材育成の推進と人事評価制度の拡充
 2. 人材開発の改革
 - (1) 政令指定都市を担う職員研修体制の強化

政令指定都市への移行に当たって、一層の職員の資質及び能力の向上は喫緊の重要課題であり、小中学校教職員も含め、職員研修にかかる組織や研修施設の充実など体制の強化を推進します。
- 4 市民自治の推進
 - 4- (2) 区役所機能の強化
 1. 区政への区民参加の推進
 - (1) 区長公募制のモデル実施

市民が市政を身近に感じ、市民の視点に立った、開かれた区政運営の実施及び地域で活躍する民間人の知識や経験を行政運営に活かします。
 - (2)（仮称）区民まちづくり会議のモデル設置

区民との協働による区域の特色を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、幅広い区民の参加を基本に区長への提言等を行います。
 2. 区民の地域まちづくり活動への支援

小学校区ごとにボランティアや地域住民の交流・情報活動の拠点を設置するとともに、区域ごとに活動スペースとしての区民プラザや社会福祉協議会区事務所を設置し、区民の地域活動やまちづくり活動を支援します。
 3. 日常生活や地域に密着した行政サービス機能の強化

- (1) 日曜日の住民票等証明書発行の試行や窓口業務の総合案内人の配置など、窓口サービスの向上に努めるとともに、区単位に（仮称）高齢者総合相談センターを設置し、福祉サービスの充実を図ります。（再掲）
- (2) 日常生活、地域に密着した業務や、市民センターなど地域での利用頻度の高い施設の管理運営を区役所へ移管します。

4. 区の行政運営機能の強化

- (1) 区民と協働して区の創意工夫を活かしたまちづくりや地域振興を図るため、（仮称）区域まちづくりビジョンのモデル策定や（仮称）区民まちづくり基金の創設、区の企画調整機能や広報広聴機能の強化などを進めます。
- (2) 区役所内職員（課長代理級以下）の配置換え権限を区長に与えるとともに、区長への事務委任を進めるなど、区長権限の強化に努めます。

また、平成 19 年に政令指定都市へ移行した浜松市（平成 17 年 7 月に 12 市町村が合併）においては、定員適正化計画（平成 18～22 年度）において、以下のような見直しを立てている。

浜松市定員適正化計画（平成 18～22 年度）のうち、政令指定都市に関連する部分等の抜粋

1 新たな定員適正化計画の策定にあたって

（前略） また、合併は最大の行財政改革といわれ、合併効果を最大限に生かした合理化を進めるため、定員については、合併協議会の協議で「合併 5 年後（平成 22 年 4 月 1 日時点）に、合併前の平成 16 年 4 月 1 日現在の 12 市町村及び一部事務組合の総職員数 6,499 人から約 1 割に相当する 650 人程度の削減を目指す」と確認し、平成 18 年度から 5 年間の定員適正化計画を策定することとなりました。

2 新「定員適正化計画」

(1) 計画期間 平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間

(2) 目標数

合併 5 年後の平成 22 年度までに、合併前の平成 16 年 4 月 1 日現在の 12 市町村及び一部事務組合の総職員数 6,499 人の 10%、650 人の削減を目指します。

なお、計画の実行の過程においても、可能な限り一層の削減を図ってまいります。

(3) 適正化手法

事務事業の見直し（略）

重点的な職員配置

(ア) 政令指定都市移譲事務等への対応

本市は、平成 19 年 4 月の政令指定都市への移行を目指しています。

政令指定都市に移行しますと、県から多くの事務が移譲されます。移譲される事務は、法令等に基づく移譲事務が 923 事務、県の事務処理の特例に関する条例により移譲される事務が 406 事務、これまで県が市に対して単独助成してきた事業を市が独自に実施するものとして 65 事業の計 1,394 事務事業となります。

これらについては、必要に応じて専門の資格職を確保するとともに、地域の実情を考慮し、業務内容を精査するなかで、効率的で適正な職員配置を行ってまいります。

(イ) 市民生活に直結する部門等への再配置

事務の簡素化、内部事務の集約化やアウトソーシングなどの事務事業の見直しにより生じた人員は、区役所や地域自治センターの福祉部門など市民生活に直結する部門に配置するほか、「戦略計画」に盛り込んだ必要度、重要度の高い事業などへ重点的に配置します。

(4) その他

区役所の定員管理

政令指定都市に移行すると、7つの行政区に分けられますが、区によって、産業の構成比、人口密度や合併前の市町村の歴史的な背景など、行政需要に違いがあります。

各区の実情に応じた職員配置を行うとともに、区の自主性・主体性を高め、限られた人員を有効活用するため、区役所における柔軟な職員配置ができる定員管理システムを構築します。

(略)

4 年度別推進計画

(略)

参考1：要因別増減状況（浜松市資料をもとに、事務局で再整理している）

単位：人

	16年度	17年度 (合併)	18年度	19年度 (政令市 移行)	20年度	21年度	22年度	計
職員定数	6,499	6,439	6,370	6,288	6,145	5,998	5,849	-
(対前年比)		60	69	82	143	147	149	650

対前年比増減の内訳（平成17年度以降）

事務の簡素化・集約化、応援体制の確立			117	111	23	57	52	360
アウトソーシングの積極的活用			96	158	168	93	103	618
非常勤職員、臨時職員の活用			21	13	10	2	2	48
政令市移譲事務等への対応			56	95		2	6	159
市民生活に直結する部門等への再配置			109	105	58	3	2	277
合併に伴う組織の再編等	60							60

増要因の内訳

政令指定都市移譲事務等への対応：159増

国道・県道の管理に関する事務、児童相談所・一時保護所設置等に関する事務、教職員の任免・給与の決定・休職及び懲戒に関する事務など政令指定都市移譲事務等に対応するため、専門の資格職を確保するとともに、地域の実情に合った効率的で適正な職員配置を行います。

（後略）

出典：浜松市ホームページ

政令指定都市事務等への対応として159名の人員増（人口約80万人）を見込んでいる。（浜松市は中核市であるため、保健所は設置済み）

また、「市民生活に直結する部門等への再配置」には、区役所への厚い人員配置などが含まれていると考えられる。

なお、区役所の組織・権限など、組織機構のあり方とも密接に関わってくる点であるため、地域ごとに削減効果はケースバイケースであることから、こうした事例が必ずしも本地域にそのまま当てはまるものではない点に留意する必要がある。

参考 政令指定都市の人件費比率等

政令指定都市（平成 17 年度時点の 14 市）の主な財政指標（平成 17 年度決算）と、東葛 6 市の同指標を整理した。なお、政令指定都市と一般市では、前述のとおり財政規模や権能等が大きく異なるため、単純に比較して、数値の高低等の評価を行うことはできない。

経常収支比率、実質公債費比率、起債制限比率、財政力指数

	市名	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)	起債制限比率 (%)	財政力指数
政令 指定都市	札幌市	96.5	14.0	14.8	0.67
	仙台市	95.9	18.9	19.0	0.81
	さいたま市	84.9	12.2	9.9	0.97
	千葉市	94.8	23.0	15.8	0.97
	横浜市	93.6	23.3	14.2	0.93
	川崎市	85.8	17.9	12.3	1.02
	静岡市	81.1	15.2	12.6	0.87
	名古屋市	95.3	21.0	16.9	0.97
	京都市	93.5	18.0	12.1	0.67
	大阪市	101.7	17.4	14.8	0.87
	神戸市	97.5	24.0	24.2	0.64
	広島市	96.0	21.1	14.9	0.77
	北九州市	91.3	11.6	9.5	0.64
	福岡市	91.1	21.9	18.1	0.79
東葛 6 市	松戸市	89.7	13.8	12.1	0.92
	野田市	86.7	14.9	8.9	0.89
	柏市	90.4	17.0	13.3	0.97
	流山市	87.3	13.6	10.6	0.90
	我孫子市	95.7	10.2	8.4	0.92
	鎌ヶ谷市	94.4	16.7	8.9	0.77

注) 平成 18、19 年度に政令指定都市に移行した新潟市、浜松市、堺市は、データ収集の制約上、比較対象外としている。
資料：市町村決算状況調（平成 17 年度）

人口一人あたり歳出額・職員数、人件費比率（歳出に占める人件費の比率）

	市名	平17 国調人口(人)	人口1人あたり 歳出額(千円)	人口千人あたり 職員数(人)	標準財政規模に 占める人件費の 比率
政令 指定都市	札幌市	1,880,863	427	6.1	28.3%
	仙台市	1,025,098	386	6.8	29.5%
	さいたま市	1,176,314	310	6.9	35.0%
	千葉市	924,319	385	7.1	34.8%
	横浜市	3,579,628	375	5.7	27.8%
	川崎市	1,327,011	382	8.3	39.3%
	静岡市	700,886	342	7.0	33.4%
	名古屋市	2,215,062	434	8.6	36.1%
	京都市	1,474,811	456	8.3	37.9%
	大阪市	2,628,811	633	11.3	41.3%
	神戸市	1,525,393	733	8.7	33.6%
	広島市	1,154,391	440	7.6	32.1%
	北九州市	993,525	522	7.4	30.3%
	福岡市	1,401,279	502	5.9	23.7%
東葛6市	松戸市	472,579	227	6.4	41.2%
	野田市	151,240	268	7.5	41.1%
	柏市	380,963	240	6.7	38.6%
	流山市	152,641	239	6.4	42.1%
	我孫子市	131,205	230	6.8	46.7%
	鎌ヶ谷市	102,812	234	6.9	44.6%

注) 平成 18、19 年度に政令指定都市に移行した新潟市、浜松市、堺市は、データ収集の制約上、比較対象外としている。
資料：市町村決算状況調（平成 17 年度）

2. 行政区制度について

政令指定都市は、行政組織上の特例として、行政区を設置するものとされている。

行政区は、地方自治法 252 条の 20 に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所を置くもの。独立した法人格は持たないため、公選の区長や区議会を持つ東京都の特別区（特別地方公共団体）とは異なるものである。

(1) 行政区の権限等

行政区の組織

行政区の組織については、区長及び区選挙管理委員会等が必置である他は、市長の裁量に委ねられている。

政令指定都市の行政組織上の特例

区の設置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区役所は、市長の権限に属する事務を分掌するために設置される。 区長の権限などについては、各市の判断で定めることができる。 区は大都市における市政の地域単位としてとらえられているが、独立の法人格を有するものではない。 <p>小区役所制 戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険など日常的な窓口業務</p> <p>大区役所制 小区役所制の業務のほか、福祉、土木、建築などの業務も所管する。 近年、福祉業務は全ての政令指定都市の区役所で所管している。</p>
区長の配置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区長は、市長が事務吏員の中から任命する。
区助役（ ）の配置（任意）	<ul style="list-style-type: none"> 区助役は、市長が事務吏員の中から任命する。 区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代理する。 <p>平成 18 年度現在</p>
区収入役（ ）の配置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区収入役は、市長が事務吏員の中から任命する。 <p>平成 18 年度現在</p>
選挙管理委員会の設置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区に選挙管理委員会を置く。
農業委員会の設置（原則設置）	<ul style="list-style-type: none"> 区に農業委員会を置く。 <p>（区ごとに農業委員会を置いている政令指定都市はない。）</p>
【参考】 地域自治区（区地域協議会）の設置（任意）	<p>地域自治組織の制度を活用し、行政区ごとに地域自治区を設置し、区民などによる「区地域協議会」において、区内のまちづくりに係る審議等を行うことが可能。</p> <p>（4）参照</p>

出典：新潟市行政区画審議会第 1 回資料（平成 17 年 4 月）などをもとに事務局作成

行政区の権限

行政区に持たせる機能（区長の権限など）については、法律等に定める事務のほかは、市長の裁量に委ねられているため、各政令指定都市における区役所の事務事業の内容は様々である。

一般に、大きく分類すると、

戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉などの日常的・定型的な窓口業務を中心とする「小区役所制」（大阪市、名古屋市、京都市など）

これらに加えて、保健、土木、建築などの業務を幅広く行う「大区役所制」（川崎市、広島市、仙台市など）

があるとされる。

(上記の市の例示については、静岡市行政区画等審議会資料における分類による)

近年合併して政令指定都市へ移行、あるいは移行予定の市においても様々であり、静岡市では「小区役所制」を基本としており、さいたま市や新潟市は「大区役所制」を基本としている。

法律等に定める事務などの概要を以下に示す。

法律により処理する事務： 法律に区及び区長が処理すると定められている主な事務

根拠法令	条 項	事務 の概要
ア 戸籍法	第4条	・戸籍の編成 ・諸届の受理 ・謄抄本の交付 ・その他戸籍に関する事務
イ 住民基本台帳法	第38条 令第31条 令第32条	・住民基本台帳の作成 ・諸届の受理 ・住民票の写しの交付 ・その他住民基本台帳に関する事務
ウ 外国人登録法	第3条	・外国人の登録 ・登録証明書の交付 ・その他外国人登録に関する事務
エ 地方税法	第337条 第438条	・市税に係る犯則事件に関して、差押物件、領置物件を公売し、その代金を供託すること等。 (市税に係る犯則事件については、国税犯則取締法が準用され、国税局長の職務は政令指定都市の市長が行い、税務署長の職務は政令指定都市の区長が行う等の特例)
オ 健康保険法	第180条	・保険者又は行政庁等の請求を受け、保険料その他の徴収金の滞納処分を行うことができる
カ 船員保険法	第12条の2	
キ 厚生年金保険法	第86条	
ク 私立学校教職員共済法	第31条	
ケ 学校教育法施行令	令第4条	・児童生徒等の住所の変更による届出について当該市町村の教育委員会に通知すること
コ 国民健康保険法	第112条	・保険給付を受ける者等に対し、条例の定めるところにより戸籍について無料で証明を行うことができる
サ 国民年金法	第104条	
シ 特別児童扶養手当等支給に関する法律	第34条	
ス 公職選挙法	第11条 令第141条の2	・選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、関係市町村の選挙管理委員会への通知を行うこと

出典：新潟市行政区画審議会第1回資料(平成17年4月)より抜粋

事務委任規則により処理する事務： 各政令指定都市の事務委任規則により区長が処理するとされる事務のうち、主なものは以下のとおりである。なお、項目によってはかならずしもすべての政令指定都市で事務委任していないものもある。

総務・税務関係	印鑑証明の交付、印鑑登録に関する届出の受理 県税・市税の一部の賦課徴収 課税証明・納税証明の交付
---------	--

保健・福祉関係	介護保険の要介護認定及び要支援認定、保険料の賦課徴収 国民健康保険の保険料賦課徴収、資格取得・喪失の届出の受理 乳幼児に対する医療費の助成 児童手当・特別児童手当の支給
---------	---

出典：新潟市行政区画審議会第1回資料（平成17年4月）より抜粋

区長の権限や区役所組織への市の出先機関等の編入状況などについては、以下のようになっている。例えば千葉市においては、他市と比較すると1区あたりの職員数が少なく、区長の職階位も本庁部長級であるなどの傾向が見られる。また、出先機関等の状況を見ると、仙台市や広島市では区役所組織への統合が進んでおり、地域行政の総合化が進んでいる。

政令指定都市の行政区の区長等に係る状況（平成16年度時点）

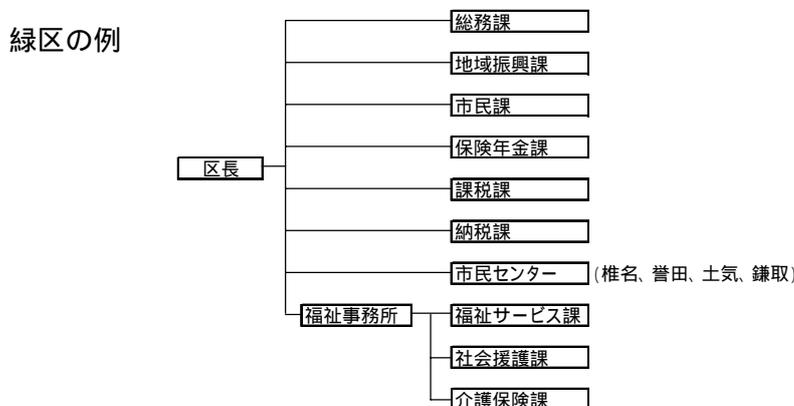
		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋 市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州 市	福岡市	
区長及び区の組織の状況	区長														
	職階位	本庁 局長級	本庁 局長級	本庁 局長級	本庁 部長級	本庁 局長級	本庁 局長級	本庁 局長級	本庁 局長級	本庁 局長級	2区： 局長級 22区： 部長級	本庁 局長級	本庁 局長級	本庁 局長級	
	市議会への出席	予特・決 特のみ 全区長	すべて 出席	-	-	本会議 代表質 問のみ 全区長	予特・決 特のみ 議長区・ 幹事区	-	-	-	予特・決 特及び 常任委 員会 のみ当 番の 区長	-	-	-	
	職員数	区役所職員数 (人)(H16.4)	3,644	1,696	1,394	1,023	2,540	6,681	4,447	3,091	5,927	2,430	2,135	2,231	2,421
		人口千人あたり区 職員数(人) 1	2.0	1.7	1.3	1.1	2.0	1.9	2.0	2.1	2.3	1.6	1.9	2.2	1.8
		1区の平均職員 数(人)	364	339	155	171	363	371	278	281	247	270	267	319	346
	区役所組織への編入状況 ：各区へ設置	福祉事務所	(政令市 移行時 ～)	(政令市 移行時 ～)	(政令市 移行時 ～)	(政令市 移行時 ～)	(平成7 年)	(昭和52 年)	(平成3 年)	(平成9 年)	(平成9 年)	(平成8 年)	(政令市 移行時 ～)	(平成6 年)	(政令市 移行時 ～)
		保健所		(平成8 年)			(平成9 年)	(平成6 年)	(平成12 年)	(平成10 年)					(平成9 年)
		保健センター	(平成9 年)		(政令市 移行時 ～)	(平成9 年)					(平成14 年)	(平成8 年)	(平成9 年)	(平成6 年)	
		土木事務所	(政令市 移行時 ～)	(政令市 移行時 ～)			(平成15 年)	(平成17 年)	(昭和33 年、各区を 所管区域)				(政令市 移行時 ～)		(政令市 移行時 ～)
建築課			(政令市 移行時 ～)			(政令市 移行時 ～)						(政令市 移行時 ～)			
2 農政事務所												(政令市 移行時 ～)			

出典：第28次地方制度調査会第15回専門小委員会 指定都市市長会提出資料より抜粋（一部、事務局で加工）

- 1 出典元にはないデータであり、事務局で追加。H16.4時点の区役所職員数を、H16.4.1時点の推計人口で除して算出
- 2 事務局で一部情報を更新。また「」以外の記述の省略等の加工を実施

参考 千葉市の区役所組織図（窓口業務を中心とする小区役所制の例）

所管事務： 地域振興、広報・広聴、戸籍、住民基本台帳、外国人登録、市税の賦課徴収、国民健康保険料の徴収、保険給付、社会福祉、保健衛生など



出典：千葉市ホームページをもとに作成

千葉市 区長等専決規程（平 18.4.1 改正）における、区長等の専決事項

1 区長の専決事項

- (1) 区行政連絡調整会議の開催
- (2) 区長会への議案の付議
- (3) 区内事務事業の予算化要望原案の策定
- (4) 区の主要事務事業の計画の策定
- (5) 広報紙区版の編集及び発行
- (6) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体の認可
- (7) 行政財産の目的外使用の許可

2 総務課長の専決事項

- (1) 区役所庁舎の維持管理及び使用許可
- (2) 庁舎内の遺失物の保管、警察署への届出及び引渡し
- (3) 指定統計及び各種統計の実施

3 地域振興課長の専決事項

- (1) 町内自治会諸届出の受理
- (2) 町内自治会宛文書発送の承認
- (3) 広報板設置申請書の受理
- (4) 認可地縁団体印鑑条例に基づく印鑑の登録、廃止等の申請の受理
- (5) 認可地縁団体印鑑条例に基づく印鑑の登録、登録事項の修正及び抹消
- (6) 認可地縁団体印鑑条例第 12 条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付
- (7) 認可地縁団体印鑑条例第 16 条の規定に基づく印鑑登録及び証明に関する事実の調査
- (8) 苦情相談、要望等の受理及び処理
- (9) 市民生活に係る各種相談の調整
- (10) 自主防災組織助成要綱に基づく自主防災組織の設置助成の決定
- (11) 災害見舞金の支給に関する要綱に基づく災害見舞金の支給
- (12) 空地に係る雑草の除去に関する条例第 4 条に基づく空地の雑草の除去の勧告及び命令
- (13) 狂犬病予防法第 4 条の規定に基づく登録、鑑札の交付、及び変更届の受理
- (14) 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく注射済票の交付
- (15) 狂犬病予防法施行令の規定に基づく鑑札の再交付、引換交付及び注射済票の再交付
- (16) ボランティア保険に係る事故の証明
- (17) 粗大ごみ手数料納付券の交付
- (18) 保護司の推薦に係る内申

市民課長、保険年金課長 略

6 課税課長の専決事項

- (1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 422 条の 3 の規定による登記所への通知
- (2) 千葉市固定資産評価審査委員会条例第 6 条第 1 項に規定する弁明書の提出

7 納税課長の専決事項

- (1) 市税(特別徴収に係る個人の市(県)民税、事業所税、市たばこ税及び鉱産税を除く。)の過誤納金の充当及び還付の通知
- (2) 納税貯蓄組合設立届の受理
(歳出予算の執行に関する事項)
- (1) 納税貯蓄組合への補助金の交付

福祉事務所各課長 略

参考 川崎市の区役所組織図（保健、土木、建築などの業務を幅広く行う大区役所制の例）

所管事務： 区のまちづくり・地域振興、区民相談、戸籍・住民票、建築確認、市税等の課税・収納、地域保健福祉、介護保険、国民健康保険・国民年金、保健福祉サービス、道路補修など

区 役 所 （ 区 長 ）	副 区 長	<p>こども総合支援担当</p> <p>地域の子どもに関する総合的な支援策の調査、企画及び調整</p>	
		<p>総務企画課</p> <p>庶務、統計調査、選挙人名簿の登録、選挙の執行</p>	
		区民協働推進部	<p>地域振興課</p> <p>まちづくり推進、地域振興、交通安全、防犯、区民相談、公共施設利用予約、自転車対策等の身近な環境整備</p>
			<p>生涯学習支援課</p> <p>生涯学習と市民活動との連携</p>
		区民サービス部	<p>区民課</p> <p>住民登録・戸籍・印鑑登録・外国人登録などの届出、戸籍謄抄本などの証明書の交付、就学事務</p>
			<p>市民税課</p> <p>・大師支所市税証明発行コーナー ・田島支所市税証明発行コーナー</p> <p>普通徴収の個人市民税・県民税、法人市民税、軽自動車税及び事業所税の課税、市税の証明及び閲覧 { ・証明書の交付、閲覧など ・原動機付自転車の登録・廃車に関すること }</p>
			<p>資産税課</p> <p>固定資産税・都市計画税の課税</p>
			<p>納税課</p> <p>市民の収納、督促及び滞納処分</p>
			<p>建築課</p> <p>建築の指導・確認、開発の指導 [高津区・宮前区・多摩区・麻生区]</p>
			<p>出張所 【日吉(幸区)、橘(高津区)、向丘(宮前区)、生田(多摩区)】</p> <p>統計調査、住民登録・戸籍・印鑑登録などの届出、戸籍謄抄本などの証明書の交付、就学事務、国民健康保険、国民年金、広報・広聴、住民組織</p>
			保健福祉センター
		<p>健康ステーション【日吉(幸区)】</p> <p>各種健康相談、各種健康診断、予防接種</p>	
		<p>保健福祉サービス課</p> <p>保健福祉に関する総合相談、子ども・障害者の保健福祉 保健所の入所、生活保護【麻生区に限る】</p>	
		<p>高齢者支援課</p> <p>高齢者の保健福祉、介護保険</p>	
		<p>保護課(麻生区を除く。)</p> <p>生活保護</p>	
		<p>衛生課</p> <p>飼、犬の登録等、くらしの環境衛生、食品等の安全、伝染病等の予防</p>	
		建設センター	<p>保健年金課</p> <p>国民健康保険、国民年金、老人保健、老人・小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成、退職者医療</p>
			<p>管理課</p> <p>道路等の占用許可、道路等の境界確認、道水路台帳、公園の閲覧、道路幅員証明など</p>
		支所 【大師・田島(川崎区)】	<p>工事課</p> <p>道路工事、道路補修など</p>
			<p>区民センター</p> <p>統計調査、広報・広聴、住民組織、交通安全、住民登録・戸籍・印鑑登録・外国人登録などの届出、戸籍謄抄本などの証明書の交付、就学事務</p>
<p>地区健康福祉ステーション 【大師・田島(川崎区)】</p> <p>保健福祉に関する総合相談、子ども・障害者・高齢者の保健福祉、保育所の入所、介護保険、生活保護、旧軍人恩給、社会福祉団体、介護保険、国民健康保険、国民年金、老人保健、老人・小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成、退職者医療</p>			

出典：川崎市ホームページ

(2) 行政区の人口規模等

平成 18 年度現在の政令指定都市の 148 行政区の規模に係る基礎指標を見ると、平均人口 154,392 人、平均面積 55.23km² となっている。

行政区の規模に係る基礎指標（平成 17 年 10 月 1 日時点データ使用）

	行政区数	人口（人）	世帯数（世帯）	面積（km ² ）
札幌市	10	1,880,875	837,371	1,121.12
10区平均		188,088	83,737	112.11
うち人口最大		272,874		
うち人口最小		112,777		
仙台市	5	1,024,947	439,282	783.54
5区平均		204,989	87,856	156.71
うち人口最大		281,226		
うち人口最小		129,934		
さいたま市	10	1,176,269	460,013	217.49
10区平均		117,627	46,001	21.75
うち人口最大		166,679		
うち人口最小		82,346		
千葉市	6	924,353	373,607	272.08
6区平均		154,059	62,268	45.35
うち人口最大		184,636		
うち人口最小		112,850		
横浜市	18	3,579,133	1,477,587	437.38
18区平均		198,841	82,088	24.30
うち人口最大		311,654		
うち人口最小		84,960		
川崎市	7	1,327,009	594,718	142.70
7区平均		189,573	84,960	20.39
うち人口最大		210,493		
うち人口最小		144,513		
静岡市	3	700,879	263,816	1,388.78
3区平均		237,905	89,378	462.93
うち人口最大		262,769		
うち人口最小		208,043		
名古屋市	16	2,215,031	954,857	326.45
16区平均		138,439	59,679	20.40
うち人口最大		216,531		
うち人口最小		63,608		
京都市	11	1,474,764	653,253	827.90
11区平均		134,069	59,387	75.26
うち人口最大		285,482		
うち人口最小		42,462		
大阪市	24	2,628,776	1,242,489	221.96
24区平均		109,532	51,770	9.25
うち人口最大		200,490		
うち人口最小		54,148		

	行政区数	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
堺市	7	831,111	322,712	149.99
7区平均		118,730	46,102	21.43
うち人口最大		157,068		
うち人口最小		39,133		
神戸市	9	1,525,389	643,100	550.83
9区平均		169,488	71,456	61.29
うち人口最大		243,646		
うち人口最小		103,771		
広島市	8	1,154,595	487,471	905.01
8区平均		144,324	60,934	113.13
うち人口最大		219,331		
うち人口最小		76,660		
北九州市	7	993,483	413,392	487.66
7区平均		141,926	59,056	69.67
うち人口最大		260,053		
うち人口最小		63,710		
福岡市	7	1,400,621	648,331	340.60
7区平均		200,089	92,619	48.66
うち人口最大		274,346		
うち人口最小		128,691		
全行政区平均	148	154,392	66,326	55.23
うち人口最大		311,654	横浜市港北区	
うち人口最小		39,133	堺市美原区	

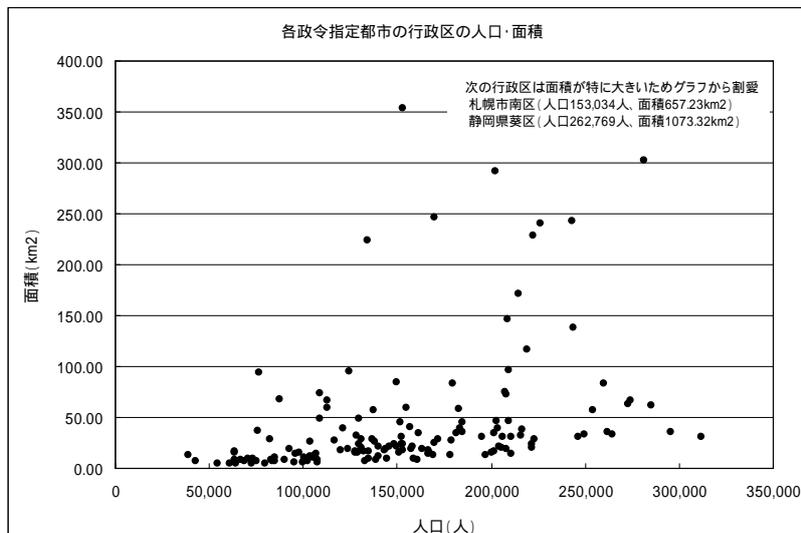
人口：平成17年国勢調査人口 速報値

面積：平成17年都道府県市区町村面積状況調

注) 面積のうち、境界未定地がある場合は総務省自治行政局発行の全国市町村要覧(平成17年版)に記載されている便宜上の概算数値。

注) 平成17年10月1日以降に区域変更、区域確定のあった静岡市、堺市については、平成18年4月1日時点の国土地理院速報値。

出典：上記統計データをもとに事務局作成



人口規模	行政区の数
~5万人未満	2
5万人~10万人未満	27
10万人~15万人未満	45
15万人~20万人未満	33
20万人~25万人未満	30
25万人~30万人未満	10
30万人~	1
合計	148

人口：平成17年国勢調査人口 速報値

面積：平成17年都道府県市区町村面積状況調

行政区の人口、面積等については、法定等による要件はない。実際の指標を見ても、ばらつきが大きいと言える。従って、平均人口「15万人」はあくまで全国の単純平均であり、その規模については、地域特性等に応じ、柔軟に設定することが可能であると考えられる。

なお、一般的に、行政区の設定あるいは区域の変更等に際しては、市条例に基づく「行政区画審議会」を設置し、市民の意見を反映させながら検討することとなる。

さいたま市の場合、浦和市、大宮市、与野市の3市合併後、さいたま市行政区画審議会を設置して「行政区画の編成及び区役所の位置」について諮問し、その答申を最大限尊重して行政区画の具体的な編成作業や区役所の整備を進めた。その答申における、「行政区画編成にあたっての基本方針」は以下のとおりである。

さいたま市行政区画審議会 最終答申（平成13年10月）

1 行政区画編成にあたっての基本方針（抜粋）

(1) 人口規模

人口規模については、きめ細かな市民サービスや行政効率を考慮し、10万人から20万人程度を区の人口とすることが適当であるが、将来の発展動向にも留意するものとする。

(2) 行政区の数

行政区の数は、浦和地域については、西部地域、中央地域の北部、中央地域の南部、東部地域のH型に4区分、大宮地域については、西部地域、中央台地の北部、中央台地の南部、東部地域のH型に4区分とし、与野地域については、旧市域を基本として1つの行政区に区分するものとする。

(3) 地形・地物

河川、鉄道、主要道路等の地形・地物によって区分される地域は、地域としての一体的形成がなされる例が多く見られるため、河川、道路等を考慮するものとする。

(4) 地域コミュニティ

<1> 旧町村... これまでの周辺の町村との合併により拡大、成長してきたこと、それぞれの地域については、それぞれの歴史的沿革があることを考慮し、それらをできるだけ分断しないよう考慮するものとする。

<2> 町字..... 町字については、現在の市政運営と日常生活の基礎となっている。したがって、既成の町字はこれを尊重し、やむを得ない事情のない限り、分断し、あるいは変更することのないよう考慮するものとする。

<3> 自治会... 町内自治会等の住民組織は、市政の基本的構成要素であるとも考えられるので、既存の住民になじんできた町内自治会等の住民組織は、できるだけ分断せずに同一の行政区の区域に包括し、地域秩序を保持し得るよう考慮するものとする。

(5) 通学区域

小中学校の通学区域は、家庭に児童、生徒を有する個々の市民生活と重大な関係がある。特に、地域のコミュニティ活動が主として小学校の通学区域を基礎に行なわれているため、考慮すべき事項とは考えられるが、地域のコミュニティである旧町村、町字、自治会を主体として考慮するものとする。

(6) さいたま新都心区域

さいたま新都心区域については、さいたま新都心区域のうち、県のさいたまスーパーアリーナや国の広域合同庁舎、郵政庁舎などの立地する地区の中が、行政区の区割りにおいて分断されることのないよう取り扱うものとする。

その帰属については、合併促進決議、行政面積などを勘案した場合、旧与野市を基本とする行政区

に帰属するものとする。

(7) 区境

行政区は、市民サービスの提供の地域的単位として、地域コミュニティのまとまりや市民の利便性等を考慮し設定すべきものであることから、旧3市の区境の地域については基本的に現行のとおりとする。

(8) 付帯事項

- <1> さいたま新都心を中心とする都市整備にあたっては、大宮駅との連携などを総合的に検討し、その推進を図りたい。
- <2> 行政区割りによって通学区域が分断されたとしても、通学区域は従来どおりである。なお、地域から通学区域変更の要請があれば、地域の実情に配慮するとともに、各小・中学校の施設・設備・通学距離等を考慮し、通学区域の調整を教育委員会で行なうこととしているので、そちらに検討を委ねることとする。
- <3> 地域コミュニティの単位である自治会連合会をなるべく尊重して区割りをしたが、やむを得ず分断したところもある。これにより、自治会連合会を再編すると自治会活動に支障がある場合には、市としても柔軟な対応をされたい。

出典：さいたま市行政区画審議会 最終答申（平成13年10月）

(3) 行政区への「都市内分権」等の状況

各政令指定都市においては、各行政区の特性に応じた住民サービス提供のため、区役所独自の事業の推進や、それに対応した執行体制、また住民の意見を一層反映するための仕組みづくり等に取り組んでいる。

(参考) 横浜市における「区の機能強化」の沿革

- 昭和44年： 一度で用の足りる区役所
 - ・区長室の設置
 - ・市民課の再編・強化
 - ・総合庁舎の計画的建設
- 昭和52年： 総合機関としての区役所の実現
 - ・区要望反映システムの導入
 - ・福祉事務所と建築事務所の編入
 - ・区政部・福祉部の2部制に
- 平成6年： 地域総合行政機関としての区役所の実現
 - ・「個性ある区づくり推進費」創設
 - ・保健所（部相当）の編入
- 平成14年： 福祉・保健の連携強化
 - ・福祉保健センターの設置
- 平成15年： 区への分権～地域行政機能の拡大・強化
 - ・区政運営方針の策定
 - ・予算直接要求の試行
 - ・地域における市民生活に密着した施策の展開（ごみゼロ・学校支援・まちづくり）
- 平成16年： 新時代の区の機能強化
 - ・経営機能の強化（区長公募、副区長、組織の自律編成）
 - ・地域行政機能の拡大（市立保育所の移管・まちの計画・支援・相談窓口の設置、道路局「土木事務所」、緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化）
- 平成17年： 新時代の区の機能強化
 - ・区予算制度の改革
 - ・道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管
 - ・戸籍課証明発行窓口、税証明のワンストップ化の全区展開
 - ・行政サービスコーナーの機能拡充

出典：横浜市民活力推進局区連絡調整課ホームページより抜粋

以下、近年の各政令指定都市における主な取り組みを概観する。

区独自事業等の推進

各行政区内の特性を勘案し、課題解決等の観点から施策の検討、及び具体的な事業実施に要する予算の要求を行い、本庁が区独自事業のための予算化を行うといった取り組みが進められている。

ア) 横浜市の例

平成 6 年度に、区の機能強化の一環として「個性ある区づくり推進費」を創設し、区の予算の充実を図っている。

個性ある区づくり推進費創設（設定）の目的

- 局の縦割りの弊害をなくし、区役所の自主性を高める予算
- 地域のニーズに的確に対応し、個性ある区づくりを推進できる予算
- 地域的、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応できる予算
- 区役所職員が主体的に参画できる予算

個性ある区づくり推進費の構成

「個性ある区づくり推進費」は市民局予算として編成され、次のように構成されています。

(1) 自主企画事業費

自主企画事業費（個性ある区づくり推進費に計上）

区役所が独自に企画し、執行する事業費

区局連携事業（事業所管局に計上）

区役所が区の財源配分枠を活用し、局の協力を得て取り組む事業で、事業所管局が執行する事業費

(2) 一般事業費

各局から配付されていた予算をまとめたもので、区役所が、地域の実情に応じて執行する事業費（防災訓練経費、広報よこはま区版発行経費等）

(3) 区庁舎・区民利用施設管理費

区庁舎・区民利用施設(地区センター、コミュニティハウス等)の管理運営にかかる経費

自主企画事業費については、1区一律1億円の予算額となっていましたが、平成15年度には、「基礎額」を1区一律8千万円とし、これに加え、各区の新規事業計画の内容に応じた「新規事業費」を計上するよう、予算編成方法を見直しました。

また、平成17年度には、区予算制度の改革を行い、自主企画事業費の総額を1.8億円から2.7億円に増額し、そのうち2.4億円については、人口特性、税・国保の歳入増への取組みに基づいて配分、3億円については、市の重点政策課題に取り組むための経費とし、区の提案に基づき上乗せする方法としました。区の予算の中核を成す自主企画事業を包括的な配分財源として位置づけ、区が地域の課題により主体的に取組めるようにしました。

出典：横浜市民活推進局区連絡調整課ホームページより抜粋（一部加工）

自主企画事業費については、例えば平成18年度においては、「地域防災力強化推進事業」「観光戦略プラン策定事業」「まち」の子育て地域支援事業」など、様々な事業が行われている。

横浜市 平成18年度 区編成予算（自主企画事業）区別状況一覧

出典：横浜市民活推進局区連絡調整課ホームページより抜粋（一部加工）

区名	区編成額 (千円)	自主企画事業費			区局連携事業		
		予算額	事業数	主な事業名	予算額	事業数	主な事業名(局名)
鶴見	131,770 (6,350)	131,770 (6,350)	41 (1)	鶴見区地域防災力強化推進事業	0		
神奈川	151,268 (26,400)	151,268 (26,400)	50 (3)	放置自動車一掃・まちのクリーンアップ事業	0		
西	123,828 (8,890)	119,828 (8,890)	50 (2)	地域防災力強化事業	4,000 (0)	2 (0)	身近な公園での時計設置事業(環境創造局)
中	134,680 (11,650)	134,680 (11,650)	56 (3)	初黄・日ノ出町周辺地区住み良いまちづくり推進事業	0		
南	138,068 (17,900)	138,068 (17,900)	48 (4)	区民と協働で取り組む区の花「さくら」保全事業	0		
港南	136,333 (6,000)	135,133 (6,000)	66 (2)	港南区地域福祉保健計画推進事業	1,200 (0)	1 (0)	水と緑のネットワーク検討調査事業(環境創造局)
保土ヶ谷	146,682 (24,500)	146,682 (24,500)	47 (5)	保土ヶ谷ほっとなまちづくり推進事業	0		
旭	132,589 (10,300)	131,089 (10,300)	63 (4)	達者じゃ脳ワクワク事業～防ごう認知症、進ませない認知症～	1,500 (0)	2 (0)	狭あい道路路線型拡幅整備事業(まちづくり調整局)
磯子	118,391 (5,000)	117,391 (5,000)	57 (1)	いそこの産業活性化事業[求人・求職支援]	1,000 (0)	1 (0)	杉田・新杉田駅間地区の総合的なまちづくり計画の策定(都市整備局)
金沢	135,085 (14,620)	132,085 (14,620)	47 (5)	金沢区観光戦略プラン策定事業	3,000 (0)	2 (0)	金沢文庫駅周辺歩行者空間改善整備(道路局)
港北	137,155 (5,000)	137,155 (5,000)	45 (2)	地域福祉保健推進事業	0		
緑	143,276 (24,620)	140,176 (24,620)	41 (5)	災害に強い街づくり事業-高齢者・障がい者等災害弱者にも安全なまちづくり-	3,100 (0)	1 (0)	長津田の歴史を活かした都市計画道路山下長津田線の整備事業(道路局)
青葉	153,785 (26,220)	148,685 (21,120)	54 (4)	ネットワーク型地域子育て支援拠点整備事業	5,100 (5,100)	1 (1)	黒須田川環境整備事業(環境創造局)
都筑	131,970 (16,500)	125,970 (10,500)	51 (4)	精神障害者フリースペース運営事業	6,000 (6,000)	1 (1)	身近な地域・緑道での防犯力強化事業(環境創造局)
戸塚	137,452 (14,260)	136,452 (13,260)	53 (6)	災害時における高齢者・障害者等支援対策事業	1,000 (1,000)	1 (1)	環境教育の一環で行う水・緑豊かなピオトープづくり(環境創造局)
栄	139,732 (23,200)	139,732 (23,200)	66 (5)	防災情報提供事業	0		
泉	122,471 (7,410)	121,921 (7,410)	51 (2)	「まち」の子育て地域支援事業	550 (0)	1 (0)	外国籍区民生活相談支援事業(総務局)
瀬谷	134,190 (21,180)	131,190 (21,180)	53 (7)	リアルタイム浸水警報システム整備事業	3,000 (0)	1 (0)	二ツ橋北部地区まちづくり検討調査(都市整備局)
計	2,448,725 (270,000)	2,419,275 (257,900)	939 (65)	市民局個性ある区づくり推進費として計上	29,450 (12,100)	14 (3)	各事業所管局へ計上

- ・()は内数で、市の重点政策課題に対応する事業として区が事業提案をし、計上された事業費。
- ・「区局連携事業」は、区が自らの財源配分枠を活用し、局の協力を得て行う事業。事業所管局へ計上。

イ) 千葉市の例

市民協働施策の一環として、区民意識の醸成及び地域の活性化を推進するための区の特徴ある事業を「区民ふれあい事業」として予算配分し、実施している。

平成 18 年度当初予算においては、6 区計で約 4300 万円が計上されている。対象となる事業は、コミュニティ活動の推進、文化・スポーツの振興、区民意識の醸成などであり、様々なイベントなどが行われている。

ウ) さいたま市の例

住民参加のまちづくりをスローガンとし、区の独自性を発揮させるため、区まちづくり推進事業を実施している。区まちづくり推進事業の実施に当たり、均等割及び9区の人口、面積の割合を基礎として算出された予算（区民まちづくり推進費）を各区に配分している。

区民まちづくり推進費は、「まちづくり基本経費」、「まちづくり事業経費」、「区民満足度アップ経費」の3つの柱により構成されており、この予算により、各区において区民会議を開催するほか、それぞれの区の特色に応じた事業を行っている。

平成 18 年度当初予算では、10 区計で 10.5 億円が計上されている。

区民まちづくり推進費の経費区分

まちづくり基本経費

主に区民会議の開催・運営・支援等に充当する経費。各区においては、区民との協働を念頭に置き、各種団体の代表者や公募による委員などで構成する区民会議を設置し、区の魅力あるまちづくりを実現していくため様々な活動を行っている。

まちづくり事業経費

区民意識の醸成を目的としたイベントの開催や区民アイデアの具体化を進めるため、主に各区独自の事業、防犯啓発等に充当する経費。

区民満足度アップ経費

主に、道路や河川、交通安全施設等の簡易な緊急修繕、また、衛生害虫駆除、風水害等の応急対策、交通安全啓発等に充当する経費。

区役所への権限移譲

前述の(1)「行政区の権限」において整理したように、各政令指定都市によって、区役所の権限等は大きく異なっている。

傾向としては、従来はいわゆる旧5大市（大阪、横浜、神戸、京都、名古屋）は区役所の権限が小さい小区役所制、札幌市、仙台市、広島市、福岡市などは多くの機能を区役所が持つ大区役所制をとる傾向がある、と言われてきたが、近年は、小区役所制をとってきた各市においても区役所への権限移譲が進められている。

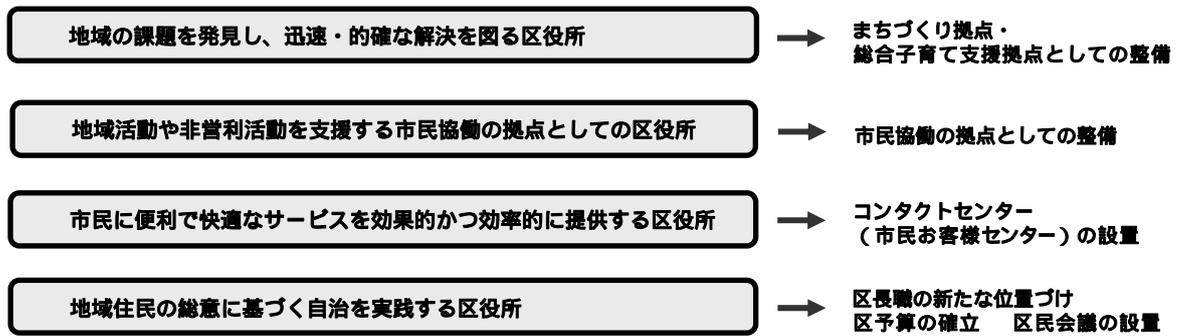
川崎市では、1990年代後半から、福祉事務所、保健センター、土木事務所などが区役所と融合する形となり¹、近年、また、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則として、地域社会が抱える様々な課題を、市民との協働により解決していくこ

¹（財）東京市政調査会編「大都市のあゆみ」指定都市市長会、平成 18 年 9 月 第 6 章第 2 節より

とを目指して、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を区行政改革の基本的な考え方とし、この考え方に基づき、平成 17 年 3 月に「区行政改革の実行計画」を取りまとめ、区行政改革を進めていくための 4 つの基本施策と具体的な事業を打ち出している。

川崎市「区行政改革の基本方向」(平成 16 年 5 月)における、区役所の方向性

区役所が目指す 4 つの柱



出典：川崎市ホームページより抜粋

住民参加の推進

住民参加を中心とした、区を単位とした地域自治の推進も進められている。これについては、(4)において整理する。

また、平成 18 年 4 月に政令指定都市へ移行した堺市においては、区政への区民参加を推進するため、区長公募制のモデル実施として堺市南区長について公募を行った。その結果、27 名の応募があり、3 回の選考により 64 歳の女性(堺市南区域自治連合協議会副会長、堺市民生委員児童委員、堺市社会福祉審議会委員などの経歴を有する。)を区長として採用した。

(4) 行政区における地域自治組織等の活用による地域自治の推進

第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において地域自治組織²の活用について盛り込まれたことを受け、平成 16 年 5 月の地方自治法改正により、地域自治組織としての地域自治区の設置が可能となった(一般制度として。地方自治法第 202 条の 4)。同改正において、「(政令)指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。(略)(第 202 条の 9 の第 6 項)」とされている。

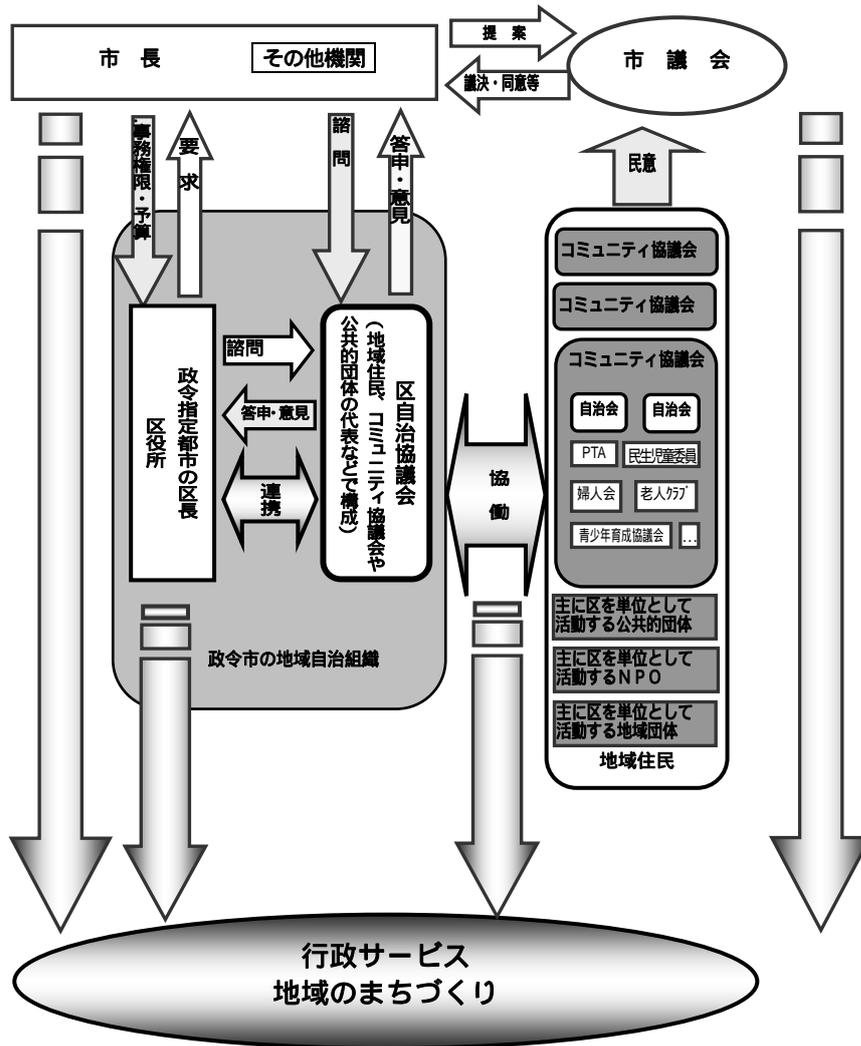
平成 19 年 4 月に政令指定都市へ移行した新潟市、浜松市については、新潟市には合

² 地域自治組織： 基礎的自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織。現在、法に基づくものとしては、地方自治法第 202 条の 4 に基づく地域自治区や、合併特例法等に基づく地域自治区、合併特例区がある。また、各市町村において、条例に基づく組織を設置している場合もある。

併時に地域審議会（合併特例）を設置し、浜松市は地域自治区（一般制度）を設置している。ともに、政令指定都市への移行にあわせ、行政区ごとに地域自治区を設置し、「区地域協議会」において、区内のまちづくりに係る審議等を行うこととしている。

このうち、新潟市においては、政令指定都市移行の準備と合わせ、平成 17 年 8 月に地域自治委員会を設置し、地域協議会に係る事項や、自治基本条例に係る事項を審議している。そこでまとめられた、区自治協議会の中間報告（平成 17 年 11 月）においては、次のような区自治協議会のイメージをまとめている。

新潟市における「区自治協議会」イメージ図



出典：新潟市地域自治委員会 第 4 回資料「区自治協議会中間とりまとめ」（平成 17 年 11 月）より抜粋

また、既存の政令指定都市においても、例えば川崎市においては、自治基本条例を定めたほか、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を区行政改革の基本的考え方とし、様々な取組みを進めている。平成 17 年度には、各区で 3 回の試行の区民会議を開催し、区民会議の制度や運営方法、

地域の課題について審議するなどしたうえで、平成18年4月に区民会議条例を施行し、各区で本実施の区民会議がスタートしている。

川崎市区民会議のイメージ

図) 区民会議の課題解決までの流れ



出典：川崎市ホームページ

このように、いわゆる行政内部の都市内分権にとどまらず、行政区を「住民自治の単位」として、新たな仕組みを構築する取り組みが進められてきている。

3. 政令指定都市移行の要件

(1) 法律上の要件： 地方自治法第252条の19

法律上の要件は、地方自治法においては「政令で指定する人口50万人以上の市」であることとしている。

【地方自治法第252条の19 第1項】

政令で指定する人口50万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 1. 児童福祉に関する事務 | 2. 民生委員に関する事務 |
| 3. 身体障害者の福祉に関する事務 | 4. 生活保護に関する事務 |
| 5. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 | 5の2. 社会福祉事業に関する事務 |
| 5の3. 知的障害者の福祉に関する事務 | |
| 6. 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 | 6の2. 老人福祉に関する事務 |
| 7. 母子保健に関する事務 | 8. 障害者の自立支援に関する事務 |
| 9. 食品衛生に関する事務 | 10. 墓地、埋葬等の規制に関する事務 |
| 11. 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務 | |
| 11の2. 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 | |
| 12. 結核の予防に関する事務 | 13. 都市計画に関する事務 |
| 14. 土地区画整理事業に関する事務 | 15. 屋外広告物の規制に関する事務 |

(2) 実質的な要件など

人口要件： 人口80万人以上で将来的に100万程度が期待できること。

政府の市町村合併支援プラン(H13.8)ならびに新市町村合併支援プラン(H17.8)によって、「政令指定都市の指定の弾力化」が掲げられ、「大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。」とされた。

これにより、合併した場合(H22.3まで)人口要件は約70万人以上となっている。 静岡市、堺市、新潟市、浜松市がこれを活用し移行

その他の要件： 一般的には

- ・ 県からの移譲事務を適正に処理できる能力を備えていること
- ・ 都市的形態、機能を備えていること
- ・ 行政区の設置、区の事務を処理する体制が整っていること
- ・ 政令指定都市移行に関して県市の意見が一致していること

などが挙げられることが多い。このほか、

- ・ 都市機能や行財政能力において他の政令指定都市と遜色ない都市であること

との要件があると示している参考資料等が多いが、この際、何をもち「遜色ない」と判断されるかは明確ではない。

また、「都市の風格」といったことも一般には挙げられがちであるが、これも明確な定義があるものではない。

参考 市営事業として実施する都市交通事業について

政令指定都市においては、直営（市営）として、あるいは第3セクターへの出資などを通じて、市内における都市交通事業（特に、地下鉄、モノレールなどの軌道系交通）を展開している団体が多い。

ただし、事業の実施（あるいは計画）そのものが、政令指定都市の移行の要件になるものではないと考えられる（本研究実施のさいたま市ヒアリング等から推測）。

政令指定都市の都市交通事業の状況

市名	都市交通事業等の状況 印は、第3セクターへ出資している場合
札幌市	地下鉄・路面電車
仙台市	地下鉄・バス
さいたま市	地下鉄（埼玉高速鉄道に出資）
千葉市	新交通（千葉都市モノレールに出資）
横浜市	地下鉄・バス
川崎市	バス・地下鉄（構想中）
静岡市	-
名古屋市	地下鉄・バス
京都市	地下鉄・バス
大阪市	地下鉄・バス
堺市	-（鉄道構想中）
神戸市	地下鉄・バス、新交通（神戸新交通に出資）
広島市	新交通（広島高速交通に出資）
北九州市	バス、新交通（北九州高速鉄道に出資）
福岡市	地下鉄
（参考）新潟市	-
（参考）浜松市	バス（コミュニティバス、及び編入合併された旧市町村営バスの継続という形で、比較的小規模に運営）

出典：各市ホームページをもとに作成

4 . 現在の政令指定都市

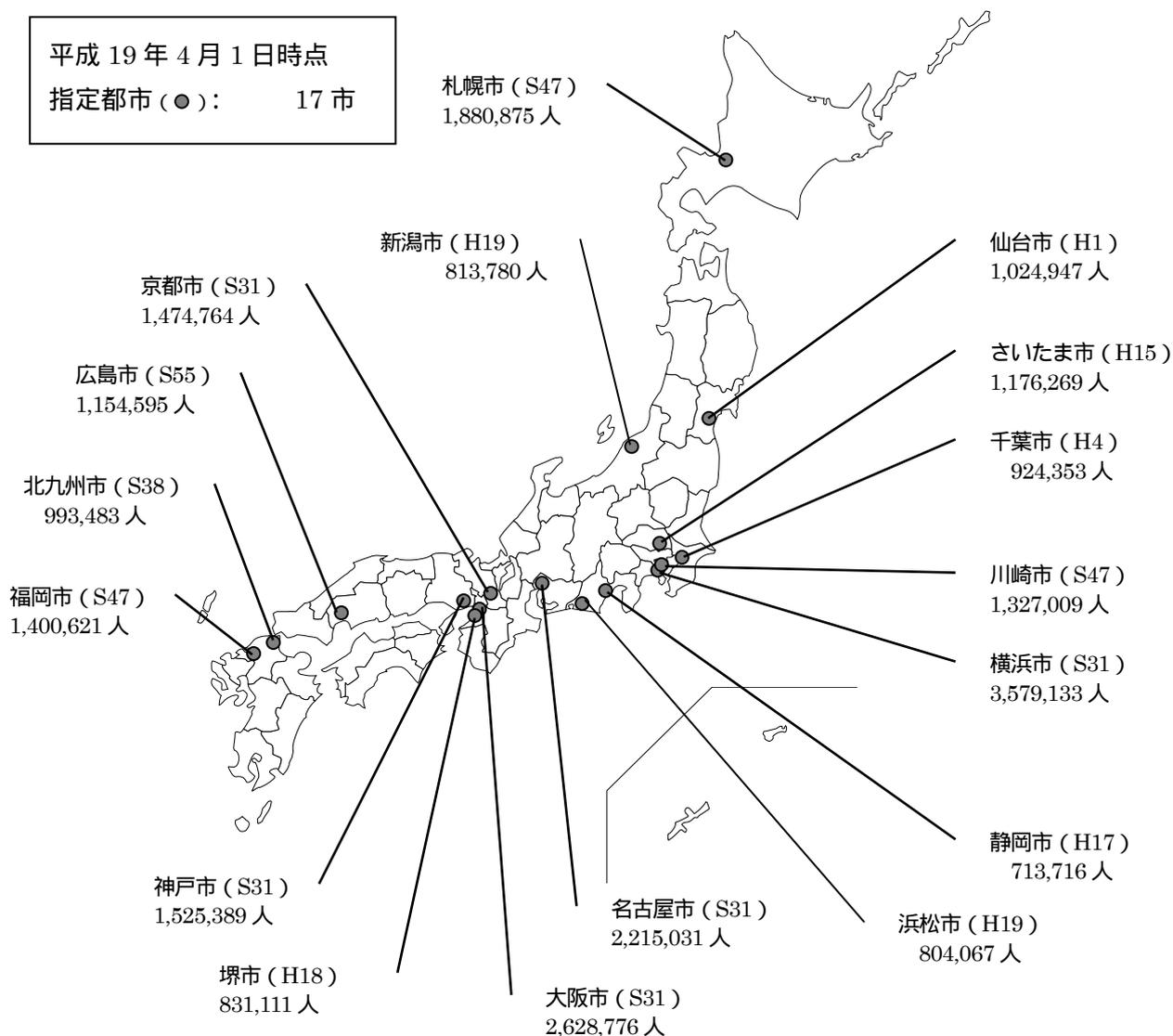
(1) 現在の政令指定都市

平成 19 年 4 月 1 日時点で、全国の政令指定都市は 17 である。

政令指定都市の一覧

(市名、指定年、平成 17 年国調人口)

印：平成 11 年度以降に合併した上で移行した市



出典：総務省資料、指定都市市長会資料、新潟市 HP、浜松市 HP をもとに事務局作成

(2) 政令指定都市移行を視野に入れた現在の動向

以下のような市・地域が政令指定都市を目指した取組みを進めている。なお、ここで示しているものは、現在の検討のレベルが様々であり、また必ずしも網羅的なものではない点に留意されたい。

政令指定都市移行を視野に入れた検討を行っている市・地域(例)

平成 19 年 3 月 1 日時点

市・地域	状況等	平成 17 年国調人口
相模原市	平成 18 年 3 月の合併後、さらに平成 19 年 3 月に藤野町、城山町と合併することとなり、合併に伴う政令指定都市移行の人口要件を満たすこととなった。平成 22 年 3 月までに政令指定都市への移行を目指す旨、平成 19 年 1 月に市長が市議会で表明。	合併決定の藤野町、合併見込みの城山町含む人口 701,568 人
金沢市	平成 15 年度頃から、「学術文化政令市をめざして」という構想を掲げ、政令指定都市を目指した広域行政の推進に取り組んでいる。	454,607 人
岐阜市	平成 14 年度に 4 市町で「政令指定都市及び広域合併研究会」を発足、後に任意合併協議会へも移行した。その中で、新市の将来像として政令指定都市移行を示した。その後、枠組みの変更(加入、離脱)があり、平成 18 年 1 月、2 市町で合併を行った。	413,356 人
静岡県東部 9 市町	平成 11 年度に沼津市、三島市などで「東部広域都市づくり研究会」を発足。平成 15 年度時点で構成市町村は 4 市 7 町 1 村。同年度、段階的な合併を推進し、将来的に政令市を目指す方向性が確認され、平成 18 年度当初時点では構成市町村は 9 市町に再編。平成 18 年 6 月の研究会で、平成 15 年度の合意を再確認し、今後も研究会を継続していくこととしている。	9 市町計 640,259 人
姫路市	平成 14 年度に政令指定都市を目指す方向性を示し、翌年度からその取組の一環として周辺町と任意合併協議会を設置するなどし、平成 18 年 3 月には 5 市町合併を行った。	536,234 人
岡山市	平成 14 年度から合併・政令指定都市構想についての研究等の取組みを進め、途中、一部市町が離脱するなど枠組みの変化があったうえで、平成 17 年 3 月、3 市町で合併を行った。さらにその後、周辺 2 町との合併協議を開始し、平成 18 年 7 月、県知事へ合併申請を行っている。なお、法定協議会の名称も「岡山県南政令市構想(岡山市・建部町・瀬戸町)合併協議会」とするなど、政令市移行を強調している。	合併見込みの建部町、瀬戸町含む人口 696,026 人
熊本市	以前から政令指定都市推進を目指しており、旧合併特例法下でも様々な取組みが行われたが合併しなかった。一方、平成 17 年度に「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」を発足させ、現在、構成市町村は 15 市町村となっている。	現在、研究会に参加している 15 市町村計 1,025,128 人
(参考) 湘南市研究会(解散)	神奈川県平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町の 6 市町による研究会が平成 14 年 1 月に設置されたが、平成 14 年 5 月の第 10 回研究会で解散。原因は首長間の考え方の相違による。	6 市町計 993,766 人

出典：各市 HP などをもとに事務局作成

近年、政令指定都市へ移行した市、あるいは移行を目指している各市の移行目的等については、参考資料 2 において示す。

5. 道州制等の政令指定都市への影響について

現在進められている道州制等が導入される場合、大都市制度についても、制度設計の抜本的な見直しが行われることが考えられる。

そのため、本章では、現在の検討における、大都市制度の見直しの方向性等に関し概観する。

(1) 第28次地方制度調査会における大都市制度関連の検討内容

第28次地方制度調査会においては、「道州制のあり方」などについて検討を行い、平成16年11月には「地方税財政のあり方についての意見」、平成17年12月には「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」、平成18年2月には「道州制のあり方に関する答申」を行った。

このうち、本地域及び政令指定都市に関連するものとして、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」には以下の記載がある。

第3 大都市制度のあり方

1 現行の都道府県と市町村の制度を前提とした大都市制度

大都市制度に関しては、規模・能力に応じた権限移譲や、大都市における住民自治の拡充、中核市等のあり方の検討等がこれまでの答申でも課題として指摘されてきたところである。

国と地方の役割分担を見直し、指定都市、中核市、特例市等の都市の規模・能力に応じた事務権限の一層の移譲が進められるべきであり、特に、三大都市圏の市町村に係る、既成市街地、近郊整備地帯等における都市計画権限の制限等については、早急に見直しを図ることが必要である。

また、住民自治の観点も踏まえ、都市内で地域内分権化を図るために地域自治区の制度化が図られたところであり、各地域の実情に応じてその活用を図ることが期待される。

出典：第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」平成17年12月9日

また、「道州制のあり方に関する答申」では、以下の記載がある。

第3 道州制の基本的な制度設計

2 道州の区域

(4) 東京圏に係る道州の区域

東京圏においては、人や企業の活動圏や経済圏が都県の区域をはるかに越えて拡大しており、道州制の導入により広域的な行政課題に的確に対応する観点からは、東京都及び周辺の県の区域を合わせて一の道州とすることが基本となる。

一方、東京圏に係る道州については、その中心部が有する大都市等としての特性に応じた事務配分や税財政制度等の特例を設けるだけでなく、これに加えて区域に関しても特例的な取扱いをするという考え方もあり、例えば、東京都の区域（又は現在特別区の存する区域等）のみをもって一の道州（又はそれに相当する何らかの自治体）とすることも考えられる。この場合には、広域的な行政需要に対応するため、周辺の道州との広域連合など広域調整の仕組みを設けることが必要となる。

出典：第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」平成18年2月28日

第3 道州制の基本的な制度設計

8 大都市等に関する制度

大都市圏域においては、人口や社会経済機能が集積し、特有の行政需要も存することから、道州制の導入に際しては、道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例及びこれらに見合った税財政制度等を設けることが適当である。

大都市としての特性が顕著で首都機能が存する東京（現在特別区の存する区域あるいはその一部）については、さらに、その特性に応じた特例を検討することも考えられる。

出典：第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」平成18年2月28日

なお、上記の「道州制のあり方に関する答申」の検討の過程において、第16回専門小委員会（平成17年3月2日）では、以下のような資料が示されている。

道州制における大都市制度のあり方について

問題意識

道州制の導入に伴い、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化され、国の事務の相当部分が地方に移譲される。

国から移譲される事務及び現在の都道府県の実務は、市町村の規模・能力に応じて、できる限り市町村に移譲されることが原則となり、道州は国から移譲される事務を主体とした広域的な事務を中心に担うこととなる。

すなわち、道州制の下では、十分な規模・能力を有しない市町村を前提に都道府県が広範な補完機能を担ってきた現在のあり方は見直され、新たな「道州と市町村の関係」が構築される必要があると考えられる。

そのうち、道州制における大都市制度（道州との関係における事務配分や組織等に関して、一般の市とは大きく異なる特例を認める制度）のあり方については、「どのような都市について大都市制度を設ける必要があるか」、道州が現在の都道府県に比べて相当広く、役割も変化する中で「道州と大都市の包括関係はどうあるべきか」といった見地からの検討が求められる。

また、高い人口集積が存する大都市においても「住民に身近な基礎自治体」としての機能を果たすため、大都市内における行政主体のあり方についても検討が必要となる。

検討の視点

1 どのような都市について大都市制度を設けるべきか

合併の進展により市町村が相当の規模・能力を備えることを前提としても、さらに大都市制度を設ける必要のある都市とはどのようなものか。

高度な人口・経済社会機能の集積といった大都市属性を有する特別な都市に限られるのではないか。

現在の指定都市についてどう考えるか。一定規模以上の指定都市を想定すべきか。

東京都はこうした大都市属性が特に顕著であると考えるか。その場合、他の大都市と同様の制度でよいか。

大都市制度は、現在の指定都市又は東京都（区部）の区域を単位として適用されるべきか。

指定都市等と一体的な圏域を形成している周辺市町村を合わせた区域を大都市と捉えて適用することは考えられるか。（この場合、現在の指定都市等及び周辺市町村を基礎自治体と捉え、これを包括する地方公共団体を新たな広域自治体（現在の都に相当）と位置づけることも考えられるか。）

2 道州と大都市の包括関係はどうあるべきか

道州の区域が現在の都道府県に比べ相当広域なものとなり、またその役割も広域的なものに重点化されることを前提とすれば、大都市を含む全ての市町村は道州に包括されることが原則と考えるべきではないか。

ただし、首都等の限られた大都市については、その区域をもって、一般の道州から独立した「大都市州（仮称）」と位置づけ、大都市の事務と併せて道州の事務も処理することも考えられるか。

3 道州制の下における大都市内の行政主体をどう考えるか

道州制の下における大都市内の行政主体は、行政区で足りるか、法人区とすることが必要か。

大都市の行政区画としての行政区

地方公共団体たる法人区（公選の議事機関や長を置くことがあり得る。）

（指定都市等と一体的な圏域を形成している周辺市町村も合わせた区域を大都市と捉える場合（1参照）には、現在の指定都市等の区域には法人区を置きつつ、周辺市町村は引き続き市町村とすることも考えられるか。）

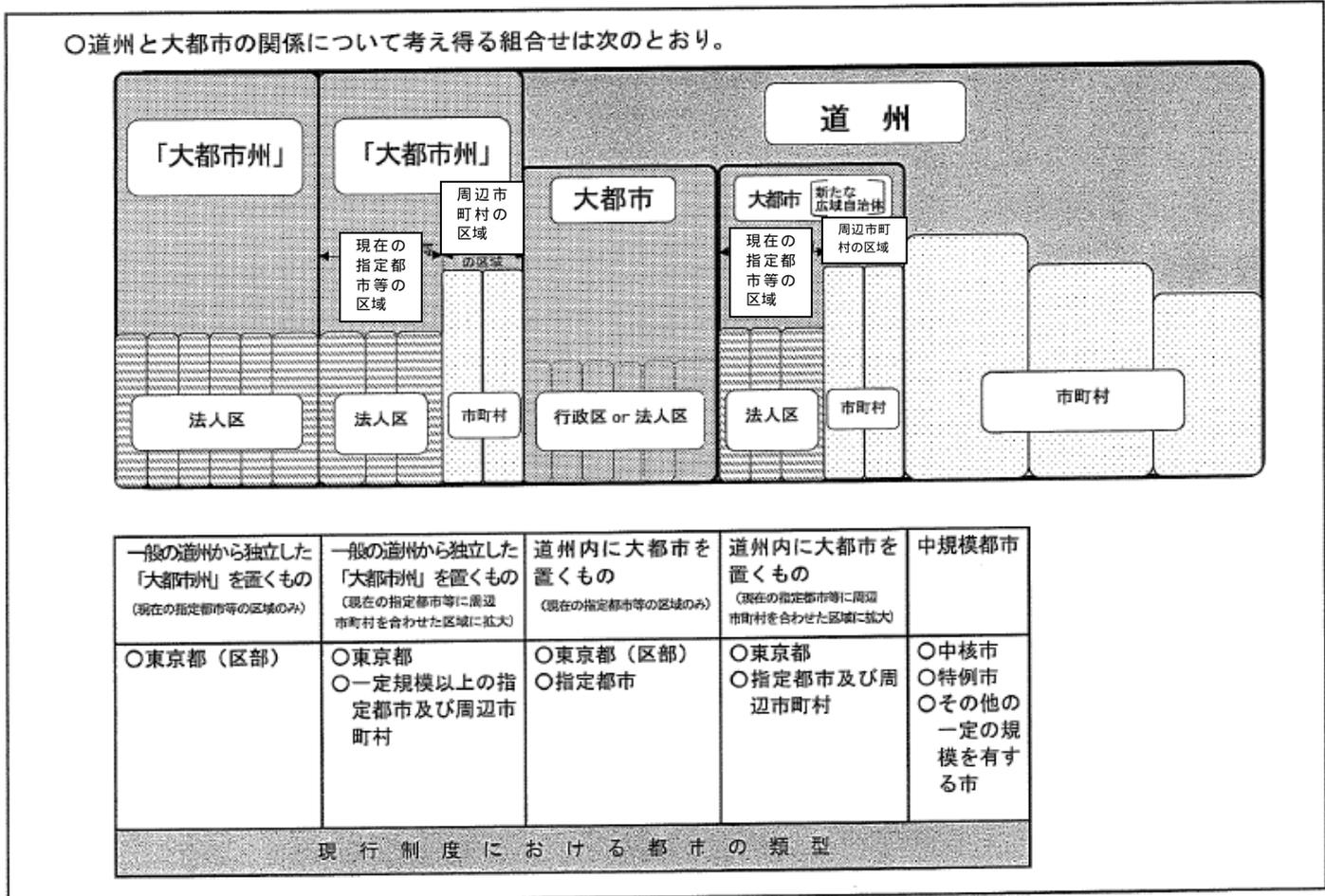
特に「大都市州」を設ける場合、「大都市州」内の行政主体のあり方をどう考えるか。

大都市及び道州にわたる広範な事務を処理する「大都市州」においても、住民に身近な行政主体の充実が求められることから、法人区を置くこととすべきか。

大都市制度のイメージ

上記 ・ を踏まえ、道州制における大都市制度の類型及び大都市制度の設置イメージを整理したものが別紙1（本資料では略）・2（以下に抜粋）である。

地方制度調査会での議論における、大都市制度の設置イメージ



出典：第28次地方制度調査会 第16回専門小委員会「資料1」平成17年3月2日

現段階では、道州制そのものの姿、また政令指定都市の制度の見直しの方向性等については明確にはなっていないが、道州制等の導入が行われた場合、見直しが行われることは明らかである。

県合併推進審議会の第4回会議において、会長の森田朗・東京大学公共政策大学院院長から「道州制下における大都市制度のあり方はどのようになるか不明であるが、権限が縮小される方向にはならないと思われる」旨の発言があった。

(2) 指定都市市長会の展望する今後の大都市制度

全政令指定都市の長によって構成されている指定都市市長会では、道州制の導入を視野に、行財政両面から大都市制度について調査研究し、提言等を行うために、平成16年3月に「大都市制度調査研究プロジェクト」を設置した。同プロジェクトにおいて、「道州制のもとでの大都市制度」や「現行の道府県制度のもとでの制度改革」に関して、その課題や制度の設計・

改革についての基本的な考え方を整理し、平成 18 年 2 月に「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」を行っている。

ここでは、以下のような基本的考えのもと、道州制下における政令指定都市の担う事務の具体例や、移譲対象税目の検討、また、現行の都道府県制度における改革案の提案などを行っている。

指定都市市長会「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」における、
道州制のもとでの大都市制度に係る「基本的な考え方」

「基礎自治体優先の原則」の徹底
 「広域事務」「連絡調整事務」等真に道州が担うべき事務以外は、すべて一般的・網羅的に政令指定都市の事務とする。

道府県から政令指定都市に事務権限を移譲することによるメリット
 政令指定都市が区役所その他の行政資源を活用して実施することにより、住民ニーズをより一層反映した事業展開や、住民にとってより身近な場所でよりきめ細かい行政サービスを提供することが可能となる。

道州による補完についての選択制
 道州の補完を必要とする事務についても、政令指定都市の事務と位置づけた上で、政令指定都市が道州と協議して委託し、又は道州と共同で処理することができることとする。

道州制のもとでの地方行政体制の概念図

【ポイント】
 道州が担う事務は、広域事務(市町村の共同処理等に対応できないものに限る。)や連絡調整事務などに限定する。それ以外の事務については「補完性の原理」、「近接性の原理」に基づき、すべて市町村が担うことを原則とする。市町村が事務処理にあたって補完を必要とするときは、市町村の共同処理や指定都市・道州に対する事務の委託を行う。

出典：指定都市市長会「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」平成 18 年 2 月 1 日

「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」(概要版)においては、道州が担うべき事務を「広域事務」「連絡調整事務」「共通事務(文化・スポーツ・国際交流など、広域自治体、基礎自治体を問わず、その双方において単独又は共同で実施される事務)」「内部管理事務」の 4 種類に限ったうえで、それ以外の事務は政令指定都市に移譲すべき事務として包括的に整理する考え方を示している。これにより、現在の都道府県事務の中から、政令指定都市が新たに担う事務の具体例として、以下のものを例示している。

指定都市が担うべき事務の具体例

道府県営住宅の設置・管理	都市計画に係るすべての許可・監督・決定（一元化）
道府県立高等学校の設置・運営	一級河川・二級河川の管理（一元化）
一般国道の管理（一元化）	医療計画の策定
中小企業振興対策（一元化）	環境保全のための大気汚染・水質汚濁施設などの規制（一元化）
旅券の発給申請の受理・交付	職業訓練（能力開発等）
土地収用委員会及び労働委員会の設置・運営	
警察のうち交通規制、風俗警察、街頭犯罪等の軽犯罪などに係るもの	
など	

出典：指定都市市長会「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」平成 18 年 2 月 1 日

また、これに伴い、事務配分に対応した税源移譲として、「基幹的な税目」「都市的な税目」「三位一体改革との整合性」の観点から、「個人及び法人道府県税」「地方消費税（交付金）」「不動産取得税」を中心に、「自動車税」「個人及び法人事業税」も視野に入れて検討し、シミュレーションを行っている。

さらに、道州と政令指定都市の関係については、以下のように整理している。

道州と指定都市との関係

- ア 指定都市に対する道州の関与について
指定都市の事務については、道州による許認可・道州との協議・道州への報告等の制度は、連絡調整に関するものを除き、設けない。
指定都市が行った処分に係る審査請求の審査庁は、道州ではなく国とする。
- イ 道州と指定都市の事務の重複の回避
道州が指定都市の区域内でその本来担うべき事務（広域事務、連絡調整事務及び共通事務）以外の事務を実施することを禁止するとともに、道州に当該事務の実施についての指定都市に対する勧告権を付与する。
道州が共通事務を実施する場合、指定都市との事前協議を義務付ける。
- ウ 道州に対する意向反映
指定都市に、道州の事務の実施について道州に対する意見提出権を付与する。
道州の議会等に指定都市の代表（市長や市議会の議長など）を参画させる。

出典：指定都市市長会「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」平成 18 年 2 月 1 日

道州制下における政令指定都市の具体的な制度設計については今後具体的に進んでいくものと思われ、その動向を注視していく必要がある。

参考 1 道州制議論の背景

道州制議論の背景の一つとして、都道府県を巡る社会経済情勢の変化が挙げられる。

【都道府県を巡る社会経済情勢の変化】

市町村合併の進展の影響

- ・市町村数は 3,232 1,821 に。住民に身近な行政を総合的に担う「基礎自治体」の形成が進む。
- ・政令指定都市に加え、中核市・特例市制度が創設。合併を契機とした指定も増加。

広域自治体の存在理由・位置づけ・役割を改めて明確にする必要。

都道府県を越える広域行政課題の増加

- ・人口減少や都市化・過疎化の同時進行、財政制約の増大で、広域の圏域内での機能・資源の相互補完的な活用が不可欠に。
- ・地域の優位性を活かした産業集積を産学官の連携で進め、アジア等の諸地域と直接結びつく動きが活発に。

都道府県の連携手法には限界。都道府県を越える広域行政課題に対処できる主体のあり方を検討する必要。

地方分権改革の確かな担い手

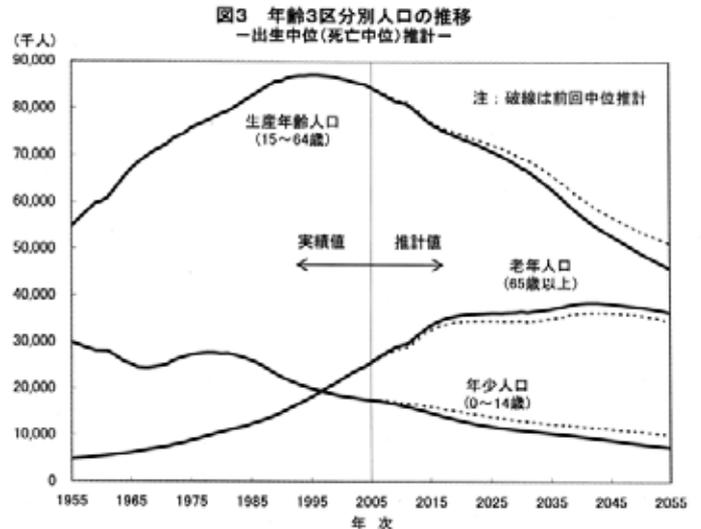
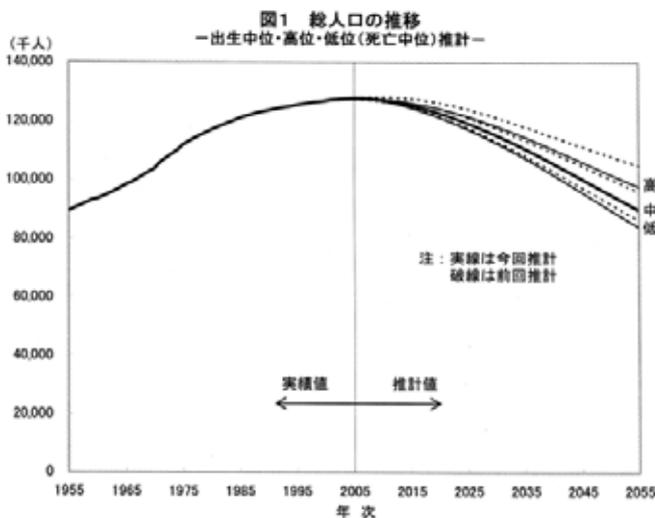
- ・地方分権改革によって国と地方の役割分担の原則は確立。しかし実態をみれば更に徹底する必要。
- ・広域自治体の規模・能力が整うならば、本来国から移譲すべき事務が多く存在。

広域自治体とその果たすべき役割に見合った事務を担うために必要な規模・能力・体制を検討する必要。

出典： 総務省資料より抜粋

なお、我が国は平成 17 年から人口減少局面に入ったが、今後も人口減少は進み、また生産年齢人口・年少人口の急速な減少がおき、それらに伴う様々な影響が懸念されることも、こうした検討が行われる背景となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計による、我が国全体の人口の見通し



出典： 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 1 2 月推計）」より抜粋

道州制の基本的な制度設計

1 道州の性格

地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
道州及び市町村の二層制

2 道州の区域

区域の範囲

- ・社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件も勘案
- ・数都道府県を合わせた区域が原則

区域の具体例

- ・区域には様々な考え方があり得る。答申では区域例を3例示す

区域の画定方法

- ・国が道州の予定区域を示す
 - ・都道府県は、変更案等を国に提出できる
 - ・これを尊重し区域に関する法律案を作成
- 東京都に係る道州の区域
- ・周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の区域で一の道州等とすることも考えられる

3 道州への移行方法

原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる。

4 道州の事務

現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は広域事務に軸足を移す
国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

5 道州の議会

道州に議会を置く。議員は直接公選

6 道州の執行機関

道州に知事を置く。知事は直接公選。多選を禁止

7 大都市等に関する制度

道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例等を設けることが適当
東京(区部等)では、更に特例を検討することも考えられる

8 税財政制度

自主性・自立性の高い税財政制度が基本
事務移譲に伴う税源移譲等加え、偏在度の低い税目中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現
適切な財政調整を行うための制度を検討

出典： 総務省資料より抜粋(体裁は事務局が加工)

6 . 政令指定都市移行により想定される変化、影響等に係る論点

本章 1 ~ 4 での整理をもとに、政令指定都市移行に係る「期待される事項・懸念される事項」等について考察し、論点整理を行うと、以下のような点が例示できる。

なお、ここで示すことは、あくまで想定のものであり、実際は、この他に様々な変化・影響等があることが考えられる。

(1) 政令指定都市移行の「期待される事項・懸念される事項」及び留意点等に係る論点 (例)

1 (3) で整理した政令指定都市の特例ごとに、政令指定都市移行の「期待される事項・懸念される事項」及び留意点等として考えられる点を整理すると、以下のようなものが例示できる。

区分	特例の概要	想定される期待事項・懸念事項及び留意点等 (例)
事務配分の特例	都道府県が処理する事務のうち、 ・民生行政に関する事務 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務 などを処理する。	<p>【期待事項】 多様な権限が移譲され、市が直接処理することにより、市の主体的な判断で住民ニーズに合ったサービスや施策が実現できる。 また、事務処理のスピードアップが期待できる。</p> <p><関連する懸念事項> -</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に留保される権限もある（都市計画決定など）。また、「二重行政」的な事項の発生も考えられる。県による様々な関与も残される。 ・移譲される事務に対応した税財源の移譲が不足している、との議論がある（指定都市市長会も指摘） ・移譲される事務に対応した専門職員の確保や人材育成が課題になる。 ・権限が増加することに伴い、どれだけ住民サービスを向上させたり、効果的なまちづくりを推進したりできるか、が重要である。市民にとっては、「サービスの提供主体が千葉県から市に移る」というだけでは効果を実感できない。 <p>【懸念事項】 移譲される事務に対応した税財源の移譲が不足している、との議論がある（指定都市市長会も指摘）</p> <p><関連する期待事項> 宝くじ発売収益金、道路特定財源の譲与、地方交付税の増（見込み）などにより、財政規模が拡大する。こうした財源を有効活用することで、地域特性を活かしたまちづくりや都市基盤整備などが可能になる。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移譲財源と移譲事務をセットで考える必要がある。 ・道路特定財源の譲与、地方交付税などについては、必要な需要に対し増額される性質のものであるため、支出もその分、多くなる。 ・いわゆる「合併による管理部門の職員削減などの経費削減効果」が期待できるが、政令指定都市に移行した場合、削減効果が削がれるとの懸念もある。

区分	特例の概要	想定される期待事項・懸念事項及び留意点等(例)
関与の特例	知事の承認、認可、許可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	<p>【期待事項】 県を介さず直接的に国と各種協議等を行うことにより、市の主張を行いやすく、またスムーズな協議となることが期待される。</p> <p><関連する懸念事項> -</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に留保される権限もある(都市計画決定など)
行政組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・市の区域を分けて行政区の設置(区長などの設置) ・区選挙管理委員会の設置 ・区地域協議会の設置 など	<p>【期待事項】 行政区の規模によっては、現行よりもきめ細かなサービスの実現可能性がある。</p> <p><関連する懸念事項> 市民と行政・議会との距離が遠くなるのではないかと、また、行政区の権限はある程度限定的であり、区独自の事業にも制約があるのではないかと等の指摘がある。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所の機能は、各政令指定都市を見ても様々であるが、近年は区役所の権限が大きくなり、また区独自の予算なども設けるケースが見られる。 ・新潟市など、地域自治組織の活用により、住民参加型のまちづくりが進められるケースも見られる。
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税(地方道路譲与税、石油ガス譲与税など)の割増 ・地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正) ・宝くじの発行 など 	<p>【期待事項】 宝くじ発売収益金、道路特定財源の譲与、地方交付税の増(見込み)などにより、財政規模が拡大する。こうした財源を有効活用することで、地域特性を活かしたまちづくりや都市基盤整備などが可能になる。</p> <p>【懸念事項】 移譲される事務に対応した税財源の移譲が不足している、との議論がある(指定都市市長会も指摘)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移譲財源と移譲事務をセットで考える必要がある。 ・道路特定財源の譲与、地方交付税などについては、必要な需要に対し増額される性質のものであるため、支出もその分、多くなる。 ・いわゆる「合併による管理部門の職員削減などの経費削減効果」が期待できるが、政令指定都市に移行した場合、削減効果が削がれるとの懸念もある。
/	その他、法制度上の特例以外の観点から	<p>【期待事項】 本地域の知名度の向上や、イメージアップが図られ、企業誘致等にもプラスに作用するのではないかと。</p> <p><関連する懸念事項> -</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活には直接的には関係ないのではないかと、との指摘もある。

なお、さいたま市など、近年に移行した先進市が移行前に「政令指定都市移行に伴う期待事項・懸念事項」として掲げていた内容等は、参考資料2に掲載している。

また、指定都市市長会の認識している政令指定都市制度の課題は1(3)末尾の参考3を参照。

政令指定都市移行は、道路特定財源等に関しては移譲があるものの、その他の取組については、市の努力により財源を確保しなくてはならない課題もある。しかし、政令指定都市への移行に伴う財政的な収支については、将来の制度が不透明であり、一定の前提条件を定めながら、更に調査研究する必要がある。

(2) 市町村合併の一般的な「期待される事項・懸念される事項」等に係る論点(例)

本地域における政令指定都市移行のためには、市町村合併後の移行が考えられるが、一般的な市町村合併に係る「期待される事項・懸念される事項」としては、以下のようなものが例示できる。

項目	期待される事項	懸念される事項
利便性	<p>住民の利便性が向上する</p> <p>住民の活動圏の広域化に対応して、行政窓口の増加や他市町の公共施設の利用が可能になり、また行政界を連たする道路交通網の一体的整備などによって利便性が向上することが期待される。</p> <p>特に、本地域のように、市境が複雑に入り組んでいる場合、合併により市境がなくなることで、住民利便性の向上や行政効率化の向上などが期待される。</p>	<p>住民の利便性が低下する</p> <p>合併後、新たな基準により役所や出張所などの公共機関の再配置が行なわれ、地域によっては利用機関の位置が遠くなって、不便になることがあるのではないかと懸念がある。</p>
住民負担	<p>合併協議における事務事業調整は、受益と負担の適正化などを図るきっかけとなる</p> <p>これまで行革が進んでいなかった部分がある場合、そこに踏み込み、受益と負担の適正化を一層推進するきっかけとなるのではないかと。</p> <p>税、使用料・手数料などについては、合併時に直ちに一本化されず、段階的に見直しを行うケースも見られる。</p>	<p>住民負担が増加する場合も(減少する場合も)あり得る(受益と負担の適正化)</p> <p>事務事業調整の過程、あるいは合併後の協議などにおいて、使用料・手数料など、住民負担が増加する(または減少する)場合がある。</p> <p>また、本地域の場合、新たに事業所税が課税されることとなる納税者も発生する。</p> <p>受益と負担の適正化の観点からは、「住民負担増=懸念される事項」とは言えない点に留意する必要がある。</p>
都市経営	<p>住民のニーズへの的確な対応と高度なサービスの提供ができる</p> <p>(行財政規模の拡大により)地域特性に応じた身近なサービスをすばやく提供できたり、質の高いサービスの提供が期待されたりする。</p>	<p>住民参加の機会が少なくなり、住民ニーズへの的確な対応ができない。</p> <p>自治体の規模が拡大することで、住民の声や意見が議会や行政に届きにくくなり、行政への住民参加の機会が少なくなることで、住民参加のまちづくりが後退し、住民ニーズに的確に対応できなくなることが懸念される。</p>
都市基盤	<p>重点的な投資ができることにより、基盤整備が推進される</p> <p>一体性を高める事業(広域連携拠点整備など)やまちづくりの根幹事業に重点的な財源配分を行うことによって、基盤整備の促進が期待される。</p>	<p>中心部とその他の地域との間で投資の偏りが生じる。また、歓迎されない施設等が特定の地域に誘導される</p> <p>合併後中心となる地域に重点的に投資が行われ、地域によっては社会資本の投資が少なくなる恐れや、歓迎されない施設等(廃棄物関連施設等)が特定の地域に誘導される懸念がある。</p>
個性	<p>分権社会にふさわしい個性あるまちづくりができる</p> <p>(行財政規模の拡大により)これまで以上に独自性をもったまちづくりを展開していくことができると期待される。</p>	<p>分権社会にふさわしい地域の個性あるまちづくりができなくなる</p> <p>合併することにより、これまで各市町が地域特性に合わせて定めてきたまちづくりの基準が統一され、個性的なまちづくりができなくなる懸念がある。</p>

項目	期待される事項	懸念される事項
方向性	<p>広域的な視点に立ったまちづくりができる 土地利用や都市計画が広域的な視点に立って行えることから、公共施設などの適正配置や環境問題・交通問題など広域的な調整を必要とする課題への効率的な対応が期待される。</p>	<p>これまで重点的に取り組んできたまちづくりの方針が変更される 合併後のまちづくりの方針が、関係各 市町の従来のまちづくりの方針と異なる部分が生じ、継続性がなくなることが懸念される。</p>
行財政運営	<p>内部管理部門の大幅削減やスケールメリットなど行財政の効率化により、専門職員の配置や新たな住民サービスの実現が可能になる</p> <p>行政職員の削減をはじめとして、重複投資の回避、施設等の用途転換による合理化や住民サービスの見直しによる平準化などによって、必要経費（議員や職員の減少による人件費など）が削減され行財政の効率化が進み、一定の住民サービスの維持・継続が期待される。</p>	<p>税負担の増加や財政状況の違いによる問題が生じる。また、思い切った行財政改革ができなくなる 事業所税が加わることにより、事業者の負担が増加することもある。 一方、財政状況が市町間で異なるため、財政状況の良い市町にとって不利が生じる懸念や、他市町が抱えている債務を負担することになる懸念がある。また、各市町で取り組んできた政策を優先し過ぎると、思い切った行財政改革ができなくなることが懸念される。</p>
	<p>生活圏と行政圏が一体化することにより、受益と負担の関係等がより一層公平になることが考えられる</p> <p>現在の本地域においては、ある市立病院を他市住民が利用することによる財政上の課題や、交通結節点等において他市住民が排出した廃棄物を当該市の負担で処理する等の課題があると考えられる。 合併により生活圏と行政圏が一体化することにより、こうした課題が改善されることが考えられる。</p>	<p>市域が拡大することにより、投資が分散化されたり、不公平感等が生じたりすることが考えられる 市域が拡大し、新市の均衡ある発展を目指すこととなるため、投資が分散化し、効率も低下する懸念がある。また、納税者から「自分の住んでいる地域とは遠い場所に投資が行われるのは納得できない」といった意見が出ることも考えられる。</p>
その他	<p>総合的な地域の活力が増加すると期待される 様々な地域資源を多く持つこととなり、人々や産業の集積が高まることから、地域のイメージアップが期待でき地域活性化（地域産業活性化による雇用機会の増大など）が期待される。</p>	<p>特色ある施策が継続できなくなる 地域の特性や規模に応じて行なっている特色ある施策が継続できなくなることが懸念される。</p>

第2章 東葛地域の広域的まちづくりの課題

1. 東葛地域における広域的課題例

人口構造の変化など、本地域を取り巻く社会経済情勢の変化（参考資料3（1）参照）等に伴い、本地域における広域的な課題を集約して、以下の4点に大別した。

- （1）互いに支え合い、誰もが安心して住むことができるまちづくり
- （2）持続的発展が可能な地域経済と、それを支えるソフト・ハード両面のネットワークの形成
- （3）大都市圏の中の豊かな水と緑の保全・活用
- （4）地方分権の時代に対応できる行財政基盤の強化

以下、それぞれの課題について、課題の概要と、求められる対応の方向性を概観する。

（1）互いに支え合い、誰もが安心して住むことができるまちづくり

【課題概要】

子育て支援の充実

- ・ 少子化への対応として、子育て支援施策全般の充実が課題となっている。例えば、保育所・幼稚園あるいは小中学校などの施設・サービスの利用しやすさなど、広域的な対応により効果的な取り組みが可能となる可能性があるものも考えられる。子育てしやすい地域の実現により、子育て世代の転入が増加したり、安心して子どもを産み育てやすくなったりし、地域の子どもの数が増加することが考えられる。
- ・ また、子育て支援、教育の分野においては、「いじめ」問題への対応や、児童虐待などの社会的問題への対応も課題となっている。こうした問題が取り上げられる場合、一般的に、「県と市で連携がとれていない」こと等が課題に挙げられることもある。

保健医療体制充実の必要性

- ・ 高度医療の充実、ネットワーク化も課題となっている。
- ・ 特に、小児医療については、松戸市立病院小児医療センターが地域の基幹センターとなっており、市外からも数多く利用されている。行政としては、その負担のあり方等が課題となっている。
- ・ 一方、健康な地域づくりを進めていくためには、医療とならび、保健施策の充実も

重要である。本地域においては、県が設置する各保健所が施策を進めているが、より自立的で迅速な取り組みを図るには、市自らが施策を立案・遂行して行くことが望まれる。

高齢者人口の急増

- ・ 本地域においては、高齢者数が今後急速に増加することが見込まれ、保健福祉医療サービスに対する需要増大が見込まれる。また、バリアフリーの施設整備など、市政全般においても一層の取り組みが必要となる。
- ・ 高齢者への保健福祉施策の充実に加え、障害を持つ方への自立に向けた総合的な支援や権利擁護、あるいはバリアフリーのまちづくりの推進など、地域における様々なサービス、生活環境の整備を進めていくことも重要である。
- ・ また、生涯学習の充実など、いきがいを持った生活を支える仕組みづくりも必要である。
- ・ こうした取組にあたっては、地域コミュニティや、NPOを含む各種団体等と行政が連携していくことが必要である。

防災・防犯対策の充実

- ・ 本地域においても、地震対策、水害対策などの防災体制の整備、また消防・救急体制の一層の充実などについては、引き続き重要な事項である。
- ・ また、全国的に防犯に対する危機感が高まってきている。本地域においても、各市、警察、また、地域の各団体やボランティアなどの連携により様々な取組が進められてきているところであるが、安心・安全なまちづくりに向け、さらに取組を進めていくことが考えられる。

市民協働の重要性の増加

- ・ いわゆる「団塊の世代」をはじめ、今後、会社を退職するなどして、地域で過ごす時間が長くなり、地域活動に取り組む市民が増加することが考えられる。こうした市民の活動を支援すること、あるいはそうした方々の持つ経験やパワーを地域に還元していくための仕組みづくりも重要になる。

都市内分権の推進

- ・ 中期的には人口減少局面に入る。それに対応したまちづくりや、行財政基盤の見直しが必要となる。
- ・ 誰もが安心して住むことができるまちづくりのためには、地域に関わる各主体が互いに支え合うことが必要である。そのためには、都市内分権を進め、地域において住民が自立的にまちづくりに取り組み、また必要に応じ各種サービスを提供することもできるような仕組みづくりを進めていくことも課題として考えられる。

【求められる対応の方向性】

- ・ 保健福祉医療分野

保健医療福祉関連施策の一層の強化

医療機能向上に向けた施設整備等における広域的負担のあり方検討

保健所機能の自立性向上

広域的観点も入れた保育所機能強化

子育て相談、児童相談機能の充実

・教育文化分野

子育て世代にとって魅力的な地域づくりのための小中学校教育の一層の充実

生涯学習の充実

・防災・防犯分野

広域的な防災体制の強化

広域的な消防・救急体制の強化

防犯対策の強化、関連する広域連携の推進

・市民協働分野

地域コミュニティの強化、各種団体の連携促進

退職後の市民の活動支援、及び協働の推進

・その他の分野、及び共通事項

行財政基盤の強化

各種公的施設の利便性向上、公共施設の用途の転換等

(2) 持続的発展が可能な地域経済と、それを支えるソフト・ハード両面のネットワークの形成

【課題概要】

地方分権時代、自治体間競争時代における、東葛地域の拠点性向上

- ・ 地方分権が進み、地域のことは地域で責任をもって取り組むこととなる。
- ・ また、それに伴い、自治体間でサービス内容の差が生じ、住民の居住地選択や、企業の立地場所選定などに影響を与えることも考えられる。
- ・ 本地域は、100万人を超える人々が暮らし、また様々な産業、教育機関などの集積も見られる。大都市部にありながら水と緑の豊かな地域という特性も持つ。
- ・ 首都圏全体からみると、東京都心部の北東に隣接し、幹線交通の整備もある程度進んだ地域という特性を持つが、広域交通としての道路ネットワークの整備については、課題となっている。
- ・ 今後、より魅力ある地域づくりを進め、住みよい、活動しやすいまちづくりを進め、持続的発展が可能な地域を形成し、地方分権時代、自治体間競争時代における本地域の存在感を打ち出していくことが課題として考えられる。
- ・ また、団塊世代の市民が大量に地域に戻ってくる状況で、その世代の地域での生活が地域に与える影響は大きい。NPOの立ち上げ、起業等が期待される。その支援が大きな課題である。

地域経済の活性化

- ・ 持続的発展のためには、地域経済の活性化が必要である。
- ・ 東葛地域には、大企業から中小まで、数多くの製造業の生産拠点がある。また、人

文系、社会科学系、理工系、医歯薬系、農業系などの多様な専門性を有する大学が立地している。

- ・ 現在もこうした地域特性をいかし、産学官連携の取組や、ベンチャー企業育成などが行われているが、今後、そうした取組を加速し、本地域の持続的発展が可能な地域経済の活性化を図っていくことが課題である。
- ・ この他、教育、健康づくり、環境保全、市民参加など、まちづくりのあらゆる局面で産学官及び市民が連携した取組を進めることにより、個性豊かな地域が形成されることが期待される。

新しい鉄道駅周辺の総合的なまちづくりの推進

- ・ 上記のような地域経済の活性化を図る上では、新しい鉄道駅周辺の総合的なまちづくりの推進も重要である。
- ・ 現在、つくばエクスプレスは開通後の沿線のまちづくりが進み、茨城県等も交えた産学官連携の広域的な広がりも生まれている。
- ・ また成田新高速鉄道事業が進んでおり、JR成田線と並び、開通後は本地域から成田空港へのアクセスが一層向上する。また、沿線のまちづくりの進展も期待される。
- ・ 沿線のまちづくりにあたっては、広域的な視点からみた機能分担を具体化し、地域の総合力を高めていくことが考えられる。
- ・ また、鉄道整備の波及効果を、直接的に沿線とはなっていない地域へも及ぼす仕組みづくりが必要である。

広域的な交通体系の整備

- ・ さらに、持続的発展が可能な地域づくりには、交通体系の整備も必要である。
- ・ 東葛地域の鉄道網について、東京都心部への速達性に対する市民ニーズは高い。運輸政策審議会第18号答申（平成12年1月）においても本地域関連の数路線の整備が位置づけられており、早期着工が望まれる。
- ・ 道路網については、広域的な道路、身近な生活道路とも、渋滞緩和や安全性向上の観点から、整備ニーズの高い路線がある。これらの道路については、市境を越えてネットワーク化されるものも多く、広域的な対応も課題となっている。
- ・ 東葛地域内交通については、鉄道駅から比較的遠いエリアから最寄りの鉄道駅への利便性向上への市民ニーズは、各市とも高いと思われる。コミュニティバスの運行など、各市が様々な工夫をして取り組んでいるが、市境を越えて最寄り駅等がある地域などもあり、市民から様々な要望が寄せられている。

【求められる対応の方向性】

・ 産業振興分野

産学官連携を進めていくための仕組みづくり
情報インフラ、交流拠点などの整備
コミュニティビジネスの支援

・ 都市計画分野

鉄道事業者等に対する連携した要望の実施。事業化に向けた研究の推進

バス事業者等に対する路線維持充実等に関する連携した要望の実施
駅勢圏に対応した道路網・バス交通網の整備
各駅へのアクセス道路の整備

・その他の分野、及び共通事項

各地域の特性に配慮したうえでの各駅ごとの機能分担の検討具体化
「通過駅」とならないようなまちづくり（広域的視点から対応）
各種事業実施を可能とする行財政基盤の強化

（３）大都市圏の中の豊かな水と緑の保全・活用

【課題概要】

豊かな緑と水の保全・利活用

- ・ 本地域は、豊かな緑が残されている。緑の果たす役割は大きく、今後も適切な保全が必要であるが、民有地も多く、その保全のあり方等が課題となっている。また、市域を越えて広がっている緑の保全を広域的観点からとらえる必要がある。
- ・ また、江戸川・利根川・利根運河・手賀沼など、本地域は水辺にも恵まれており、その保全と利活用に関しては、広域的な取り組みが求められる。

農業の振興

- ・ また、本地域は大消費地に近接した農業地域である。近年では、企業との連携や、地産地消の動き、あるいは消費者参加型の農業などの様々な取組も行われているところであるが、こうした取組を全体的に広げ、産学官連携、また市民も加わる形で地域特性を活かし、環境にも配慮した農業の展開を支援していくことが考えられる。
- ・ こうした取組は本地域の交流人口増大にもつながり、観光、商業、各種サービス業などの振興にもつながると考えられる。

観光の振興、地域を知る活動の支援

- ・ 本地域には様々な観光資源、文化財が点在しており、また、緑と水がそれらを取り囲むように位置している。それらをネットワーク化し、観光・レクリエーション機能を高めることにより、地域活性化を図ることが考えられる。
- ・ さらに、団塊世代を中心とした中高年が地域に一層関心を持つことが予想され、必要に応じて文化財や地域の歴史などを学ぶ機会を学官連携により支援していくことが考えられる。さらに、ボランティア活動、NPOの立ち上げなど、環境保全活動、観光ボランティアなど市と市民の協働は、まちづくりに欠かせない要素となる。

環境問題への取組

- ・ 各市とも、廃棄物の適正処理やりサイクル、また地球レベルの環境問題である地球温暖化対策などについても取組を進めているが、こうした取組を効果的・効率的に進めていくためには、広域的視点もより一層必要になってくることも考えられる。

【求められる対応の方向性】

・環境分野

広域的な緑地保全の方針づくり

水と緑の保全と、市民や来訪者が水と緑に親しむことができる環境整備

環境問題への広域的な対応

不法投棄問題等への的確な対応

廃棄物処理対策等の推進

・産業振興分野

大学、市民との連携なども視野に入れた、農業の振興

様々な資源を活用した、観光の振興

・その他の分野、及び共通事項

各種事業実施を可能とする行財政基盤の強化

(4) 地方分権の時代に対応できる行財政基盤の強化

【課題概要】

社会資本の計画的な維持更新、耐震改修

- ・ 本地域においては、人口急増期の昭和 30～50 年代に整備された公共施設、道路・橋梁などの社会資本などが多く、これらの老朽化に伴う維持更新が、今後大量に発生することが予想される。また、耐震性においても当時の基準に基づいて整備されているため、強化が必要となっている施設も多く、特に小中学校における耐震改修が課題となっている。
- ・ これらの実施にあたっては、財政的な負担も大変大きい。
- ・ また、施設については、少子高齢化社会に対応して、これまで整備してきた既存ストックの活用を進めるとともに、ストックしてきた社会資本の用途の転換等も視野に入れながら、改めて必要性や施設規模、立地場所の妥当性等について検討し、経費とのバランスも勘案し、より市民にとって使いやすいものとしていくことが望ましい。

厳しい財政状況への対応

- ・ 本地域の各市は、全国的には財政の健全性は高いが、ここで挙げたような各種課題に対応していくためには、行財政改革を進めていく必要がある。
- ・ これまでも東葛6市は広域連携に取り組んできたが、単独市だけでは効率化に限界もあるため、今後も広域的課題に対して、連携して積極的に取り組んでいくことが考えられる。
- ・ また、歳入の強化に向け、企業誘致なども進めていく必要がある。
- ・ こうした取組みにより、(2)でも掲げた、地方分権時代、自治体間競争時代における、東葛地域の拠点性向上等を実現できるものと考えられる。

【求められる対応の方向性】

- ・ 企画財政分野
 - 広域的観点による施設の再配置、広域利用
 - 財政基盤の強化
 - 行財政改革の推進
 - 広域行政の一層の推進
- ・ その他の分野、及び共通事項
 - 企業誘致活動の推進

参考 「千葉県市町村合併推進構想」(平成 18 年 12 月)に掲載された、各市が広域的に対応すべき課題として県のヒアリング調査に回答した内容

市名	項目	課題	対応方針
松戸市	国保松戸市立病院の建て替え	当面の課題は建設用地の確定・確保、財政負担、近隣自治体による財政負担および新病院の共同設置	建設用地に関わる関連行政庁との協議 国・県補助への要望、民間活力の導入
	犯罪の防止と減少	犯罪を未然防止する行政・警察・市民のネットワークの強化	不審者情報のメール発信、防犯指導員の車両による巡回、防犯カメラの設置、セーフティーネットワークの充実
野田市	防犯対策の強化	多発する犯罪から市民を守り、安心して生活できるまちづくりの確保	事件事故が多いにもかかわらず近隣に交番・派出所がない地域に市営交番施設を設置し、防犯相談への対応、警察・自主防犯組織等との連携を行い、地域の自主防犯組織の活動拠点としても活用する。 また、自治会を基本とする自主防犯組織の充実を図ることによる全市的な防犯活動を展開する。
柏市	つくばエクスプレスの開業効果	柏市北部地域の整備	柏の葉国際キャンパス都市構想，農と住の融合したまちづくりを積極的に推進していく。
流山市	つくばエクスプレス沿線整備事業	平成 17 年 8 月 24 日に鉄道が開業したことから、土地区画整理事業の促進を図ること。 財源の確保 推進体制の強化	国庫補助金の増額要望を行い、さらに保留地の早期処分が可能となるような事業展開を図っていく。 本市以外の施行者である千葉県、都市再生機構に対しては、推進体制の強化を要請していく。
我孫子市	手賀沼や利根川、古利根沼など自然環境の保全と活用	市民との一体的取り組み、外への情報発信、広域連携	環境を守るための用地の取得や環境資源を活かした交流人口の増加など、市民や近隣自治体と連携し、積極的な取り組みを展開するとともに、その情報を発信していく。
	J R 成田線・常磐線の利便性向上	利用者数が減少している中での J R との調整	成田線、常磐線の沿線自治体や住民、千葉県と連携して、J R 東日本に利便性向上を働きかけていく。
鎌ヶ谷市	広域処分場の確保		他市町村との協力が不可欠である。

2. 広域的課題と政令指定都市に係る考察

広域的課題については、現在の6市において、広域連携による取組が行われているものもあり、また、6市で今後連携して取り組むことが考えられるものもある。それらについては、参考資料3(2)において整理する。

ここでは、広域的課題に係る課題全般について、現在の東葛広域行政連絡協議会のような形で“広域連携を進めることによる対応可能事項”と、第1章で整理したような政令指定都市の特色を活かし、“政令指定都市移行(合併効果も含む。)による対応可能事項”について、課題別に整理すると以下のようになる。

なお、各課題については、対応可能事項とともに、それに伴う懸念事項についても併せて示している。

これらは、あくまで対応可能事項と懸念事項の例示であり、例えば「政令指定都市移行によってこの課題は解消できる」こと等を意味するものではない。

課題		広域連携による 対応可能事項と懸念事項	政令指定都市移行による 対応可能事項と懸念事項
(1) 互いに支え 合い、誰も が安心して 住むことが できるまち づくり	子育て支援 の充実	【対応可能事項】 ・ 施策の方向性などの共同検討 ・ 連携した要望活動等の推進 ・ 負担のあり方等の協議推進 【懸念事項】 ・ 施設の誘致場所や負担のあり方に係る協議に長時間を要す可能性がある	【対応可能事項】 ・ 児童相談所を設置することができ、きめ細かな対応が可能 ・ 小中学校教員の人事に関する権限が移譲され、特色ある取り組みが行いやすくなる 【懸念事項】 ・ 新たな専門職を確保する必要がある、人件費等の義務的経費が増大する可能性がある ・ 施設建設に係る費用が必要となる
	保健医療体制充実の必要性	【対応可能事項】 ・ より充実した市立病院等の整備促進が可能 ・ 患者が居住する医療圏と各市の財政負担との間の均衡を図った医療体制の構築が可能 【懸念事項】 ・ 患者が居住する医療圏と各市の財政負担との間の整合性が取れず、特定の市に財政負担が偏るなどの理由により、充実した医療体制が取れない可能性がある	【対応可能事項】 ・ 高度医療を含め、より充実した市立病院等の効率的な整備促進が可能 ・ 保健所を設置し、母子保健、食品衛生などを自ら行うことにより、地域特性にあった迅速な対応が可能 ・ 診療所の開設許可等の権限が移譲 【懸念事項】 ・ 新たな専門職を確保する必要がある、人件費等の義務的経費が増大する可能性がある ・ 施設建設に係る費用が必要となる
	高齢者人口の急増	【対応可能事項】 ・ 高齢者福祉施設の相互利用などの分野での連携 【懸念事項】 ・ 市の事情が優先し、連携をとれない可能性がある	【対応可能事項】 ・ 民生行政に関する事務の多くが移譲され、独自の判断で様々な取組が可能 【懸念事項】 ・ (移譲事務への対応を要するため、) 行政改革効果はさほど望めないと考えられ、さらに事務移譲に見合った財源が移譲されず、財源不足となる可能性がある

課題	広域連携による 対応可能事項と懸念事項	政令指定都市移行による 対応可能事項と懸念事項
防災・防犯 対策の充実	【対応可能事項】 ・関係機関、市等の連携による防災体制、 消防・救急体制、防犯体制の充実強化の 推進 【懸念事項】 ・不審者情報や市民ネットワークが広域 連 携のもとで十分に機能しない可能性が ある	【対応可能事項】 ・不審者情報や市民ネットワークが円滑 に機能し、犯罪に関する広域情報を市 民が得られやすくなることが期待され る 【懸念事項】 ・市域や対象となる人口が拡大すること により即応性が損なわれる恐れがある
市民協働の重 要性の増加	【対応可能事項】 ・広域連携によるネットワークの構築に より、市民の意向と地域のニーズがマ ッチングしやすくなることが期待され る 【懸念事項】 ・市民との協働の仕組みが市によって異 なることなどによる問題	【対応可能事項】 ・様々な人的資源や地域の課題などの情 報を一元的に集約し、統一したルール や仕組みによる、市民との協働の基盤 を構築することが可能となる 【懸念事項】 ・行政や市民サイドの情報がなかなか集 まらない恐れがある
都市内分権 の推進	-	【対応可能事項】 ・行政区ごとに地域協議会を設けるなど、 都市内分権の推進 【懸念事項】 ・強い権限等があるものではないため、 現在より都市内分権が強化されるとは 言い切れない面がある
全般にわ たり	-	【対応可能事項】 ・合併による財政基盤の強化、経費削減 効果による財源を福祉関連施策等に充 当する可能性向上 ・利用可能な公共施設、窓口等が増加す ることによる利便性向上 【懸念事項】 ・政令指定都市移行のため、合併による 経費削減効果はさほど望めない可能性 がある 【対応可能事項】 ・これまで市境があったため利用できな かった施設等が利用可能となる(学区再 編なども含む) ・負担のあり方が課題となっている施設 については、同一市となることにより受 益と負担の関係が明確化 【懸念事項】 ・学区の再編が進まないなど、合併前と 変化がない可能性がある ・合併に伴う事務事業調整の結果、サー ビス内容、住民負担等が変化する可能性 がある
(2) 持続的発展 が可能な地 域経済と、 それを支え るソフト・ ハード両面 のネットワ ークの形成	地方分権時 代、自治体間 競争時代にお ける、東葛 地域の拠点 性向上	【対応可能事項】 ・連携した地域イメージの形成 ・連携した企業誘致活動の推進 【懸念事項】 ・地域イメージの形成や啓発活動に向け てかなりの時間を要する可能性が高い ・連携は沿線の市などに限られる可能性 がある ・各市の事情が優先され、連携は取りに くい可能性がある

課題	広域連携による 対応可能事項と懸念事項	政令指定都市移行による 対応可能事項と懸念事項
地域経済の 活性化	同上	【対応可能事項】 ・一本化した施策の推進が可能 ・産業関連部署の人員を強化され、政策形成能力が向上 【懸念事項】 -
新しい鉄道 駅周辺の総合的なまち づくりの推進	【対応可能事項】 ・連携した要望活動等の推進 ・統一した意図に基づくまちづくりの推進 【懸念事項】 ・連携は沿線の市などに限られる可能性がある ・統一したまちづくりの形成までにかかなりの時間を要する。 ・各市の事情が優先され、連携は取りにくい可能性がある	【対応可能事項】 ・一本化した施策の推進が可能 ・広域的視点に立ったまちづくりや、域内の機能分担等による魅力的な地域づくりの推進（市民参加による計画策定も行いやすい） ・現在の市境を超えた最寄り駅、公共施設等へのコミュニティバス等の運行が行いやすくなる 【懸念事項】 -
広域的な交通体系の整備	【対応可能事項】 ・連携した要望活動等の推進 ・統一した意図に基づく整備の推進 【懸念事項】 ・連携は関連する市などに限られる可能性がある ・合意形成までにかかなりの時間を要する。 ・長い期間の間には合意形成が崩れる恐れがある。	【対応可能事項】 ・一般国道道の整備を市の考え方にに基づき整備して行くことが可能 ・宝くじ収益金などによる増加した歳入による対応 ・鉄道に関しては、国やJR等との協議等を行いやすくなる 【懸念事項】 ・行政改革効果は期待できないため、財源が不足する可能性がある
全般にわたり	【対応可能事項】 ・連携した国・県への要望活動の推進 【懸念事項】 ・連携は関連する市などに限られる可能性がある ・合意形成までにかかなりの時間を要する。 ・長い期間の間には合意形成が崩れる恐れがある。	【対応可能事項】 ・都市計画、土木行政に関する事務の多くが移譲され、独自の判断で様々な取組が可能 ・国との直接的な協議等を行いやすくなることの活用 【懸念事項】 ・行政改革効果はさほど望めないと考えられ、さらに事務移譲に見合った財源が移譲されず、財源不足となる可能性がある
(3) 大都市圏の中の豊かな水と緑の保全・活用	【対応可能事項】 ・豊かな緑と水の保全・利活用 ・施策の方向性などの共同検討 ・広域連携に基づくネットワークの形成 【懸念事項】 ・合意形成にかかなりの時間を要する	【対応可能事項】 ・共通した考えに基づく緑地保全、水質保全活動の実施 【懸念事項】 -
	【対応可能事項】 ・農業の振興 ・施策の方向性などの共同検討 ・広域連携に基づくネットワークの形成 【懸念事項】 ・地域間競争により合意形成が困難な可能性がある	【対応可能事項】 ・農業関連施策の一体化 ・地域ブランド創出への取組みの可能性 【懸念事項】 -
	観光の振興、地域を知る活動の支援	【対応可能事項】 同上 【懸念事項】 ・観光資源のネットワーク化 ・知名度を生かしたPR効果の期待 【懸念事項】 -

課題	広域連携による 対応可能事項と懸念事項	政令指定都市移行による 対応可能事項と懸念事項
環境問題への取組	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向性などの共同検討 ・ 環境保全策の共同による取組み ・ 広域処分場施設等の共同利用 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意形成までにかかなりの時間を要する。 ・ 長い期間の間には合意形成が崩れる恐れがある。 ・ 広域的施設の設置に関する地域間の調整が困難な可能性がある 	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通した考えに基づく緑地保全、水質保全活動の実施 ・ 広域にわたる市民ネットワークの構築 ・ ごみ収集ルート等の効率化 ・ (中長期的に) 廃棄物処理施設等の統合整理 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ -
全般にわたり	同上	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観や廃棄物関連の権限が移譲され、独自性のある取組みが行いやすくなる 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革効果はさほど望めないと考えられ、さらに事務移譲に見合った財源が移譲されず、財源不足となる可能性がある
(4) 地方分権の時代に対応できる行財政基盤の強化	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の相互利用の推進 ・ 公共施設の共同設置・利用の推進 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意形成までにかかなりの時間を要する ・ 利用と負担に関する合意が得られにくい 	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重複した施設の統合整理 ・ 建て替え時、廃止時における代替施設が用意しやすくなる(現在の近隣市の施設を利用) 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ -
	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域行政の推進 ・ 近隣市と連携した魅力的なまちづくりの形成と企業誘致活動の推進 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意形成までにかかなりの時間を要する ・ 各市の事情が優先され、連携は取りにくい可能性がある 	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理部門(総務・企画など)の職員、特別職、市議会議員などの削減による経費節減 ・ 物件費(委託料、物品購入費など)などの経費節減 ・ 重複した施設の統合整理 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ -
	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理に関しては国県道も含め権限が移譲され、独自の判断で計画的な更新が可能。また、道路特定財源も移譲 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革効果はさほど望めないと考えられ、さらに事務移譲に見合った財源が移譲されず、財源不足となる可能性がある 	【対応可能事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理に関しては国県道も含め権限が移譲され、独自の判断で計画的な更新が可能。また、道路特定財源も移譲 【懸念事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革効果はさほど望めないと考えられ、さらに事務移譲に見合った財源が移譲されず、財源不足となる可能性がある

課題		広域連携による 対応可能事項と懸念事項	政令指定都市移行による 対応可能事項と懸念事項
			【対応可能事項】 ・宝くじ収益金などによる歳入増 （この他、道路特定財源の移譲などもあるが、これらは移譲事務に対する経費の原資となる） ・地域の知名度、イメージの向上による企業誘致活動の円滑な推進 【懸念事項】 ・（移譲事務への対応を要するため）行政改革効果はさほど望めないと考えられ、さらに事務移譲に見合った財源が移譲されず、財政状況が更に悪化することも考えられる
	全般にわたり	【対応可能事項】 ・総合的な広域行政の推進 【懸念事項】 ・各市の事情が優先され、連携は取りにくい可能性がある	同上

3. 広域的まちづくりの可能性

1、2及び参考資料3の検討を踏まえ、東葛地域における、今後の広域的なまちづくりの可能性について、考えられる事項を例示する。

また、各事項ごとに、仮に政令指定都市へ移行した場合に期待できることについて整理する。

子どもからお年寄りまで暮らしやすく、市民主体の分権都市「東葛」

課題(1)(4)に関連

本地域において、誰もが各自のライフステージに応じ生き甲斐をもって、また健康にすごせる都市を目指す。

また、安心して子どもを産み育てられる都市、生涯学習の充実した都市を目指す。

さらに、防災体制、消防・救急体制や、防犯体制なども充実した都市を目指す。

こうした都市を目指すにあたっては、活力ある地域コミュニティ活動が行われ、また市民参加の市政運営が行われることが不可欠である。さらに、現在、市が行っている事業についても、可能なものについては市民・民間が主体的に取り組めるような、市内での分権化を進めることも目指す。

また、基礎的自治体である市への一層の権限移譲を求めるとともにそれに的確に対応し、分権型社会に対応した都市づくりを進める。

【参考】政令指定都市移行によって期待できること(例)

- ・ 民生行政に関する事務権限が移譲され、高齢者福祉・障害者福祉等について、これまで以上に市の自立的な判断のもとで行いやすくなる。
- ・ 医療体制について、広域的観点から運営・支援等を行いやすくなる。
- ・ 保健所を市で設置することになり、福祉施策との一体的な展開が行いやすくなる。
- ・ 児童相談所を市で設置することになり、一層きめ細やかで迅速な対応を行いやすくなる。
- ・ 行政区単位で、地方自治法に基づく地域自治組織を設置すること等により、市民主体による、新たなスタイルによるまちづくりの展開が考えられる。

産業・大学・研究機関が高度に集積した活力ある創造研究都市「東葛」

課題(2)に関連

本地域には、様々な製造業・大学などの集積が進んでおり、また農業、商業なども盛んである。また、「東京 - つくば - 成田」の至近にあるという地理的特性もある。こうした有利な条件を活かし、国際的な創造研究都市づくりを目指す。

【参考】政令指定都市移行によって期待できること(例)

- ・ 政令指定市に移行することにより、これらの施設がより広域的・有機的に連携することで、新たな製品や商品開発などの効果が期待され、東葛地域全体の活性化に寄与

することが期待できる。

- ・ 政令指定都市としての知名度向上などにより、新たな企業の誘致や集積の高度化を図ることが期待できる。

豊かな水と緑が調和した環境都市「東葛」

課題(3)に関連

本地域の豊かな水と緑は、住環境の向上、観光・レクリエーションの場、農業生産の場、また防災性の向上などの点から、たいへん貴重なものである。この水と緑については、市民の意見を取り入れた、保全と活用の推進が必要である。こうした水と緑のある貴重な環境を活かし、また地球環境にもやさしい都市を目指す。

さらに、歴史的、文化的な資源とネットワーク化し、観光や憩いの場として、もっと多くの人に本地域の良さを知っていただき、訪れていただく都市を目指す。

【参考】政令指定都市移行によって期待できること(例)

- ・ 環境保全等に関する事務権限が移譲され、公害に対する規制や、産廃処理施設等に関する規制などを、市の自立的な判断のもとで行いやすくなる。
- ・ その他、景観行政や都市計画関連の事務も移譲され、地域の状況にきめ細やかに対応したまちづくりを行いやすくなる。
- ・ 市境を越えて広がる水と緑の利活用について、一体的な施策を講じやすくなる。

第3章 政令指定都市に関する詳細検討

1. 基礎指標等の整理について

(1) 基礎指標等の整理

基礎指標について構成6市全体での数値と、既存の政令指定都市の数値の比較を行った。

比較の結果を次ページ以降に示す。

人口・面積

- ・6市の人口は139万人（平成17年国勢調査人口）で、福岡市（140万人）、川崎市（133万人）と同程度の規模となり、比較対象都市（政令市及び構成6市を1市とみなした合計18市）中8番目、首都圏でも横浜市に次いで2番目の規模となる。
- ・人口構成を比較すると、既存の政令指定都市と比較し、15歳以上64歳以下の人口の比率が若干高く、65歳以上人口比率は指定都市平均よりも低くなっており、相対的に、生産年齢人口が多く、高齢者人口が少ない地域であるといえる。
- ・昼夜間人口比率は0.83で、指定都市平均を下回り、比較対象都市中18番目となっている。首都圏の政令指定都市も1.0を下回っているが、本地域の比率はこの中でも最も低い。主として都内への就業による昼間の人口流出が多いことが要因であると考えられ、東京のベッドタウンとしての性格を有する地域であることが顕れている。

	市名	人口(国勢調査、H17) (人)	15歳未満 人口比率 (%)	15～64歳 人口比率 (%)	65歳以上 人口比率 (%)	昼夜間 人口比
政令 指定都市	札幌市	1,880,863	12.4	70.1	17.3	1.01
	仙台市	1,025,098	13.7	70.1	15.8	1.08
	さいたま市	1,176,314	14.5	69.3	15.9	0.92
	千葉市	924,319	13.8	69.2	16.5	0.97
	横浜市	3,579,628	13.5	68.7	16.9	0.90
	川崎市	1,327,011	13.1	72.2	14.6	0.87
	新潟市	813,847	13.4	65.6	20.5	1.02
	静岡市	713,723	13.4	65.5	21.1	1.04
	浜松市	804,032	14.4	65.3	19.9	1.01
	名古屋市	2,215,062	13.2	67.4	18.4	1.15
	京都市	1,474,811	12.0	67.2	19.9	1.08
	大阪市	2,628,811	12.0	66.6	20.1	1.38
	堺市	830,966	14.1	66.6	18.6	0.93
	神戸市	1,525,393	13.1	66.6	20.0	1.02
	広島市	1,154,391	14.7	67.6	16.9	1.03
北九州市	993,525	13.3	64.4	22.2	1.03	
福岡市	1,401,279	13.4	70.2	15.2	1.13	
(参考)	指定都市平均	1,439,357	13.2	68.0	18.1	1.05
東葛6市	松戸市	472,579	13.6	69.6	16.3	0.81
	野田市	151,240	13.2	69.3	17.5	0.91
	柏市	380,963	13.4	70.0	16.4	0.90
	流山市	152,641	13.2	69.5	17.1	0.72
	我孫子市	131,205	13.3	68.7	18.0	0.77
	鎌ヶ谷市	102,812	13.6	69.1	17.2	0.74
6市計		1,391,440	13.4	69.6	16.8	0.83
(参考)	順位	8	8	5	13	18
出典		国勢調査	国勢調査	国勢調査	国勢調査	国勢調査
年次		2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年
備考						

- ・人口密度は3,668人/km²で、比較対象都市の中では第8番目、首都圏では川崎、横浜、さいたまに次いで4番目である。
- ・人口に占める人口集中地区(人口密度の高い基本単位区(1km²あたり4,000人以上)が市区町村内で互いに隣接して、人口5,000人以上の地域を構成している地域)の人口比率は、指定都市平均をやや下回り、首都圏では川崎、横浜、さいたま、千葉に次いで5番目である。

	市名	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	都市計画区 域面積 (km ²)	人口集中地 区人口	人口集中地 区人口比率 (%)
政令 指定都市	札幌市	1,121.12	1,678	567.89	1,812,362	96.4
	仙台市	783.54	1,308	440.84	905,139	88.3
	さいたま市	217.49	5,409	217.49	1,080,130	91.8
	千葉市	272.08	3,397	272.08	830,383	89.8
	横浜市	437.38	8,184	435.47	3,487,816	97.4
	川崎市	142.70	9,299	144.35	1,316,910	99.2
	新潟市	726.10	1,121	607.69
	静岡市	1,388.74	514	159.98
	浜松市	1,511.17	532	467.54	471,949	58.7
	名古屋市	326.45	6,785	326.45	2,159,379	97.5
	京都市	827.90	1,781	480.51	1,387,532	94.1
	大阪市	222.11	11,836	224.96	2,628,312	100.0
	堺市	149.99	5,540	149.99	794,924	95.7
	神戸市	551.62	2,765	550.61	1,409,454	92.4
	広島市	905.01	1,276	395.14	1,004,506	87.0
	北九州市	487.66	2,037	488.65	888,161	89.4
福岡市	340.60	4,114	338.35	1,343,902	95.9	
(参考) 指定都市平均		612.45	3,975	368.71	1,434,724	91.6
東葛6市	松戸市	61.33	7,706	61.33	453,045	95.9
	野田市	103.54	1,461	103.54	92,689	61.3
	柏市	114.90	3,316	114.90	339,712	89.2
	流山市	35.28	4,327	35.27	131,518	86.2
	我孫子市	43.19	3,038	43.19	108,834	82.9
	鎌ヶ谷市	21.11	4,870	21.11	87,737	85.3
6市計		379.35	3,668	379.34	1,213,535	87.2
(参考) 順位		11	8	10	9	14
出典	地域経済要覧	国勢調査等	国土交通省「都 市計画年報」	国勢調査	国勢調査より算 出	
年次	2006(H18)年	人口:2005年、 面積:2006年	2003(H15)年	2005(H17)年	2005(H17)年	
備考		指定都市平均は 単純平均				

産業

- ・事業所数は 40,170 で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で 12 番目、首都圏では横浜、川崎に次いで 3 番目となっている。
- ・小売業年間商品販売額は 1 兆 1774 億円で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で 10 番目、首都圏では横浜に次いで 2 番目となっている。
- ・卸売業年間商品販売額は 1 兆 933 億円で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で 17 番目、首都圏では 5 番目となっている。
- ・製造品出荷額等は 1 兆 3504 億円で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で 12 番目、首都圏では横浜、川崎に次いで 3 番目となっている。
- ・農業産出額は 379 億円で、指定都市平均を上回り、比較対象都市の中で 3 番目、首都圏では 1 番目となっている。

	市名	事業所数	小売業 年間商品 販売額 (百万円)	卸売業 年間商品 販売額 (百万円)	製造品 出荷額等 (H17) (百万円)	農業産出額 (百万円)
政令 指定都市	札幌市	73,629	2,322,604	7,703,897	560,081	4,020
	仙台市	47,005	1,246,421	6,590,399	846,634	8,890
	さいたま市	35,907	1,051,986	2,797,272	830,907	7,760
	千葉市	28,464	962,956	2,328,089	1,050,576	11,210
	横浜市	115,098	3,621,591	5,688,918	4,416,376	9,940
	川崎市	42,164	1,140,019	1,899,548	4,229,776	2,600
	新潟市	38,880	812,858	2,422,194	927,218	69,450
	静岡市	40,008	802,288	2,477,240	1,622,227	22,810
	浜松市	37,948	878,891	1,891,460	2,753,302	52,410
	名古屋市	133,594	3,066,661	24,796,736	3,694,611	2,700
	京都市	81,976	2,033,288	3,611,758	2,234,276	12,500
	大阪市	219,703	4,542,042	41,110,016	4,045,047	870
	堺市	31,527	712,755	991,306	2,698,492	3,790
	神戸市	71,447	1,745,264	3,967,454	2,552,124	11,430
	広島市	53,304	1,372,467	6,657,447	1,915,332	6,090
北九州市	48,906	1,146,500	1,932,395	1,876,989	5,400	
福岡市	71,567	1,820,212	11,702,079	602,997	8,070	
(参考)	指定都市平均	68,890	1,722,283	7,562,836	2,168,057	14,114
東葛6市	松戸市	14,009	385,691	412,652	432,707	6,490
	野田市	4,930	116,310	97,819	295,857	9,950
	柏市	11,172	438,606	463,046	366,550	10,780
	流山市	3,896	101,725	60,831	50,604	3,190
	我孫子市	3,142	80,976	40,079	173,347	3,260
	鎌ヶ谷市	3,021	54,110	18,904	31,414	4,270
6市計		40,170	1,177,418	1,093,331	1,350,479	37,940
(参考)	順位	12	10	17	12	3
出典	事業所・企業統計調査	商業統計調査	商業統計調査	工業統計表	生産農業所得統計	
年次	2004(H16)年	2004(H16)年	2004(H16)年	2005(H17)年	2005(H17)年	
備考	野田市は旧関宿町、柏市は旧沼南町を含む	野田市は旧関宿町、柏市は旧沼南町を含む	野田市は旧関宿町、柏市は旧沼南町を含む			

- 産業別人口構成比は、比較対象都市では第1次産業では1.0%前後、第2次産業では20%台前半から25%程度、第3次産業では70%前半から75%程度の範囲に入る市が多い。一方、本地域は6市全体で第1次産業が1.5%、第2次産業が21.7%、第3次産業が73.5%であり、産業別就業人口構成比は比較対象都市の多くと類似している。

	市名	総就業者数 (人)	産業別就業人口構成比(%)		
			第1次	第2次	第3次
政令 指定都市	札幌市	840,632	0.4	15.9	80.4
	仙台市	463,466	1.1	15.3	81.6
	さいたま市	576,575	1.0	21.3	74.6
	千葉市	431,779	0.8	19.2	76.4
	横浜市	1,736,859	0.5	21.8	74.8
	川崎市	697,009	0.4	21.0	71.5
	新潟市	399,769	4.7	23.1	70.8
	静岡市	367,531	3.3	27.5	67.7
	浜松市	423,787	4.8	37.0	56.7
	名古屋市	1,090,380	0.3	25.0	72.5
	京都市	688,268	0.9	22.6	73.2
	大阪市	1,159,848	0.1	25.0	72.9
	堺市	370,147	0.5	25.6	70.0
	神戸市	667,301	0.8	20.2	76.1
	広島市	563,701	1.3	22.0	74.5
	北九州市	436,842	0.9	24.9	72.2
福岡市	648,832	0.8	14.5	81.6	
(参考)	指定都市平均	680,160	-	-	-
東葛6市	松戸市	232,391	0.9	20.6	74.5
	野田市	75,767	3.0	29.6	64.6
	柏市	183,015	1.6	20.4	74.8
	流山市	73,353	1.2	20.2	76.1
	我孫子市	62,945	1.6	19.6	75.6
	鎌ヶ谷市	49,893	2.1	24.3	71.1
6市計	677,364	1.5	21.7	73.5	
(参考)	順位	7	4	11	9
出典	国勢調査	国勢調査	国勢調査	国勢調査	
年次	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	
備考					

医療・福祉

- ・人口1万人あたり病床数は、指定都市平均を下回る91.4で比較対象都市の中で15番目、首都圏では千葉市に次いで2番目となっている。
- ・人口10万人あたり保育所数は、指定都市平均を下回る8.8で比較対象都市の中で17番目、首都圏では4番目となっている。
- ・65歳以上人口1万人あたりの介護老人福祉施設の定員数は、指定都市平均を下回る116で比較対象都市の中で15番目、首都圏では横浜、千葉に次いで3番目となっている。

	市名	病院・診療所 病床数	人口1万人 あたり 病床数	保育所		人口10万人あ たり保育所数	介護老人福祉 施設定員数	65歳以上人口1万 人あたり介護老人 福祉施設定員数
				施設数	在所見数			
政令 指定都市	札幌市	46,278	246.0	182	17,566	9.7	3,589	110
	仙台市	13,892	135.5	114	11,050	11.1	1,936	120
	さいたま市	8,476	72.1	105	10,170	8.9	1,624	87
	千葉市	10,038	108.6	90	10,414	9.7	1,910	125
	横浜市	29,158	81.5	330	30,796	9.2	7,588	126
	川崎市	10,972	82.7	115	11,716	8.7	2,186	113
	新潟市	12,096	148.6	197	18,319	24.2	3,014	180
	静岡市	8,698	121.9	101	11,905	14.2	2,170	144
	浜松市	10,311	128.2	78	8,461	9.7	2,495	156
	名古屋市	28,117	126.9	277	32,569	12.5	4,815	118
	京都市	24,639	167.1	252	26,589	17.1	3,869	132
	大阪市	36,033	137.1	341	40,912	13.0	7,743	146
	堺市	13,844	166.6	95	12,209	11.4	1,990	129
	神戸市	19,851	130.1	173	18,674	11.3	4,225	138
	広島市	17,268	149.6	153	20,666	13.3	2,828	145
	北九州市	21,450	215.9	158	16,936	15.9	2,836	128
福岡市	24,650	175.9	166	25,217	11.8	2,794	131	
(参考)	指定都市平均	19,751	140.8	172	19,069	12.5	3,389	131
東葛6市	松戸市	3,315	70.1	45	5,264	9.5	746	97
	野田市	1,708	112.9	13	1,799	8.6	423	160
	柏市	4,504	118.2	28	3,366	7.3	823	132
	流山市	1,020	66.8	17	1,694	11.1	258	99
	我孫子市	741	56.5	14	1,594	10.7	254	108
	鎌ヶ谷市	1,433	139.4	6	830	5.8	190	107
6市計		12,721	91.4	123	14,547	8.8	2,694	116
(参考)	順位	12	15	11	11	17	11	15
出典	医療施設調査	医療施設調査 より作成	社会福祉施設 等調査	社会福祉施設 等調査	社会福祉施設 等調査より作成	社会福祉施設 等調査	社会福祉施設 等調査より作成	
年次	2005(H17)年	2005(H17)年	2005	2005	2005	2005	2005	
備考	柏市は旧沼南町 を含む	柏市は旧沼南町 を含む						

社会基盤

- ・人口1人あたり都市公園面積は、指定都市平均を下回る 5.09 m²で比較対象都市の中で13番目、首都圏では千葉市に次いで2番目となっている。
- ・下水道普及率は、比較対象都市のほとんどが90%を越えているのに対し、構成市の下水道普及率は40%台から80%台であり、本地域の下水道普及率は他の政令指定都市と比較した場合、低い水準にあると考えられる。
- ・市道の舗装率は、比較対象都市では68.5%から98.4%の範囲にある一方、構成市では86.3%で比較対象都市の中で13番目、首都圏では横浜、川崎に次いで3番目となっている。
- ・市道の改良率（改良済（車道幅員5.5m以上）の道路延長の割合）は、比較対象都市では53.3%から83.9%の範囲にある一方、構成市では63.0%で比較対象都市の中で10番目、首都圏では川崎、横浜に次いで3番目となっている。

	市名	都市公園面積 (ha)	人口1人あたり都市公園面積 (m ²)	下水道普及率 (%)	市道道路延長 (m)	市道舗装率 (%)	市道改良率 (%)
政令指定都市	札幌市	2,009.7	10.68	99.5%	5,140,154	78.0%	78.0%
	仙台市	1,230.4	12.00	97.2%	2,987,033	93.3%	81.7%
	さいたま市	583.2	4.96	81.3%	3,873,717	81.3%	59.9%
	千葉市	800.1	8.66	95.9%	3,048,578	86.0%	53.4%
	横浜市	1,621.7	4.53	99.7%	7,171,231	98.3%	69.5%
	川崎市	488.5	3.68	99.1%	2,339,128	87.9%	75.4%
	新潟市	629.3	7.73	67.6%	6,015,000	-	-
	静岡市	383.3	5.37	70.2%	2,590,470	94.4%	79.0%
	浜松市	516.5	6.42	71.4%	3,903,766	91.8%	59.8%
	名古屋市	1,490.0	6.73	98.2%	5,840,956	97.1%	79.6%
	京都市	604.0	4.10	99.1%	2,901,205	87.3%	55.0%
	大阪市	921.8	3.51	100.0%	3,572,817	92.7%	83.9%
	堺市	647.3	7.79	88.8%	1,763,282	98.4%	-
	神戸市	2,501.0	16.40	98.4%	5,254,141	68.5%	53.3%
広島市	893.7	7.74	92.4%	3,675,132	92.9%	67.7%	
北九州市	1,099.9	11.07	99.8%	3,680,258	90.8%	58.4%	
福岡市	1,200.4	8.57	99.4%	3,481,268	96.8%	72.2%	
(参考) 指定都市平均		1,036.5	7.64	-	-	-	-
東葛6市	松戸市	151.7	3.21	75.3%	1,073,483	96.9%	72.9%
	野田市	175.5	11.60	49.6%	1,023,414	77.1%	48.2%
	柏市	189.9	4.98	83.9%	1,366,428	81.0%	68.8%
	流山市	79.2	5.19	61.2%	582,612	91.3%	63.1%
	我孫子市	89.4	6.81	76.7%	518,115	87.7%	65.3%
	鎌ヶ谷市	22.1	2.15	46.9%	222,129	93.8%	41.9%
6市計		707.8	5.09	-	-	86.3%	63.0%
(参考) 順位		11	13	-	-	13	10
出典	地域経済総覧	地域経済総覧より作成	日本下水道協会資料	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成
年次	2005年(H17)3月末	面積:2005年(H17)3月末 人口:2005年(H17)国勢調査人口	2006(H18)年3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末
備考			下水道普及率は、下水道利用人口/総人口、は四捨五入の結果100となっていることを示す。	新潟市、浜松市、堺市は各市統計書より。時点は新潟市(平成17年度末)、浜松市(平成17年4月1日)、堺市(平成18年4月1日現在)。			

行財政

- ・ 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は指定都市平均よりも比率が低い（より財政の弾力性がある）90.2%で、比較対象都市の中では6番目に位置し、首都圏ではさいたま市、川崎市に次いで3番目となっている。
- ・ 公債費による財政負担の度合いを示す実質公債費比率、起債制限比率はともに、いずれの市においても指定都市平均の値よりも比率が低く、既存の政令指定都市と比較して相対的に地方債に依存しない財政運営が行われているといえる。
- ・ 1人当たり地方債現在高は、比較対象都市では29.9万円から115.1万円の範囲（単純平均で68.0万円）にあるのに対し、構成市は6市全体で26.9万円となっており、比較対象都市よりも小さい値となっている。
- ・ 地方交付税算定上の財源の余裕度を示す財政力指数は、0.64から1.02の範囲にあるのに対し、構成市は0.77から0.97の範囲にある。

	市名	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)	起債制限比率 (%)	地方債現在高 (100万円)	1人当たり地方 債現在高(万円)	財政力指数
政令 指定都市	札幌市	96.5	14.0	14.8	1,042,754	55.8	0.67
	仙台市	95.9	18.9	19.0	707,344	70.8	0.81
	さいたま市	84.9	12.2	9.9	351,027	29.9	0.97
	千葉市	94.8	23.0	15.8	679,854	75.1	0.97
	横浜市	93.6	23.3	14.2	2,341,823	66.1	0.93
	川崎市	85.8	17.9	12.3	881,985	68.1	1.02
	新潟市	87.4	-	10.9	346,052	43.0	0.67
	静岡市	81.1	15.2	12.6	323,818	45.4	0.87
	浜松市	83.0	-	11.4	314,378	40.0	0.84
	名古屋市	95.3	21.0	16.9	1,708,085	79.6	0.97
	京都市	93.5	18.0	12.1	1,065,263	76.5	0.67
	大阪市	101.7	17.4	14.8	2,884,335	115.1	0.87
	堺市	94.9	-	11.7	279,678	33.7	0.77
	神戸市	97.5	24.0	24.2	1,394,719	93.1	0.64
	広島市	96.0	21.1	14.9	892,229	78.2	0.77
北九州市	91.3	11.6	9.5	849,874	85.9	0.64	
福岡市	91.1	21.9	18.1	1,346,125	99.5	0.79	
(参考)	指定都市平均	94.3	19.1	15.2	-	68.0	0.83
東葛6市	松戸市	89.7	13.8	12.1	110,100	23.5	0.92
	野田市	86.7	14.9	8.9	43,941	28.9	0.89
	柏市	90.4	17.0	13.3	129,560	34.3	0.97
	流山市	87.3	13.6	10.6	39,611	25.9	0.90
	我孫子市	95.7	10.2	8.4	27,026	20.5	0.92
	鎌ヶ谷市	94.4	16.7	8.9	23,669	22.8	0.77
6市平均	90.2	-	-	62,318	26.9	-	
(参考)	順位	6	-	-	-	-	-
出典	市町村決算状況調				市町村決算状況 調	市町村決算状況 調、住民基本台帳	市町村決算状況 調
年次	2005(H17)年度				2005(H17)年度	2005(H17)年度末	2005(H17)年度
備考	指定都市平均は加重平均(総務省WEBサイトより)。					指定都市平均は1人当 り額の単純平均	指定都市平均は単純平均 (総務省WEBサイトより)。

(2) 合併し政令指定都市に移行した場合の財政規模等の試算

合併し政令指定都市に移行した場合の財政規模等の概略を把握するために、合併による経費削減効果と、政令指定都市移行による変化について、一定の仮定にもとづき試算を行った。

合併による経費削減効果について

- 1 人件費関連（職員数など含む）

特別職（常勤の主たる職。公営企業管理者や非常勤（行政委員会委員）など除く）
 ・ 6市が合併して1市となった場合、現在と比較し、約1.8億円（年額）の歳出減が見込まれる。

平成19年4月1日現在の定数及び給料

市長 (人)	副市長 (人)	教育長 (人)	給料計(千円) (月額×16.45ヶ月)
1	2	1	58,069
1	1	1	41,997
1	2	1	53,314
1	1	1	40,747
1	1	1	36,749
1	1	1	39,233
6	8	6	270,109

期末・勤勉手当は4.45ヶ月分と仮定。そのため、月額給料に16.45ヶ月を乗じて算出。

仮に合併し、政令指定都市へ移行した場合

市長 (人)	副市長 (人)	教育長 (人)	給料計(千円) (月額×16.45ヶ月)
1	3	1	86,881
		差額	183,228

算定条件等

- ・ 市長、副市長の給料は、合併後、新市の人口（139万人、平成17年国勢調査人口）と近似する福岡市（人口140万）、川崎市（人口133万）の単純平均に合わせると仮定。
 市長：月額1,273,000円、副市長（1人あたり）：月額1,043,000円（平成17年度決算状況調より）
- ・ 教育長の給料については、条例において額が特定されている福岡市の例を用いた（川崎市は行政職給料表より教育委員会が定める額とされている）
 教育長：月額880,000円
- ・ 副市長の定数は、福岡市、川崎市の例（下記参照）をもとに「3」と仮定。
 川崎市：3人、福岡市：3人

一般職員（一般行政部門に属する職員）

- ・職員数については、一般的に合併に伴うスケールメリットの発揮により、総務部門等を中心に人員削減効果が顕れると考えられるが、同時に、政令指定都市への移行に伴う権能の増加等に伴い、合併し、政令指定都市へ移行した場合において、削減効果が大きく顕れない、あるいは概ね現状程度となる可能性がある。
- ・政令指定都市移行後の職員数を考えるにあたり、既存の政令指定都市の人口1万人あたりの職員数をもとに、東葛6市の人口規模を運営するために必要な職員数を算出すると以下のような結果となる（下表）。

全国の政令指定都市の人口1万人あたり職員数との比較（一般行政部門）

	H18.3.31 住 基人口	H18.4.1 一般行 政部門職員数	人口1万人あた り職員数(一般 行政)	東葛6市の人口に 比率を当てはめた 場合の職員数	東葛6市の 一般行政部 門職員数	人口規模補正 後の各市と東葛 6市の一般行政 部門職員数比 率
札幌市	1,869,180	7,272	38.90	5,402	6,224	86.8%
横浜市	3,544,104	14,133	39.88	5,537		89.0%
福岡市	1,352,221	5,773	42.69	5,928		95.2%
仙台市	998,402	4,455	44.62	6,195		99.5%
さいたま市	1,173,418	5,255	44.78	6,218		99.9%
静岡市	713,333	3,219	45.13	6,266		100.7%
堺市	830,175	4,029	48.53	6,738		108.3%
千葉市	905,199	4,440	49.05	6,810		109.4%
広島市	1,141,304	5,826	51.05	7,088		113.9%
北九州市	989,830	5,335	53.90	7,483		120.2%
京都市	1,392,746	8,142	58.46	8,117		130.4%
名古屋市	2,145,208	12,627	58.86	8,173		131.3%
神戸市	1,498,805	9,081	60.59	8,412		135.2%
川崎市	1,294,439	8,034	62.07	8,617		138.4%
大阪市	2,506,456	19,448	77.59	10,773		173.1%
計	22,354,820	117,069	52.37	7,271		

(参考)東葛6市

松戸市	469,090	1,951	41.59
野田市	152,261	805	52.87
柏市	378,276	1,722	45.52
流山市	153,026	653	42.67
我孫子市	131,838	619	46.95
鎌ヶ谷市	103,953	474	45.60
計	1,388,444	6,224	44.83

政令指定都市のデータは、総務省「類似団体別職員数の状況（平成18年4月1日現在）」（平成19年3月まとめ）による。

また、人口あたり職員数をもとに一般行政部門の職員数比較を行う方法は、上記の類似団体比較の発想に基づく。

ここでは一般行政部門を比較対象としている（普通会計部門のうち、教育、消防については比較対象としていない） 合併による職員合理化になじまない。また、教

育部門については市立高校・大学の設置など、個々の状況により差が大きい。)。
一部事務組合職員数については、ここでは勘案していない。

- ・この結果をみると、既存の政令指定都市並みの配置で運営を行う場合、札幌市、横浜市、福岡市並みとする場合は5～10%程度の人員減による運営となる一方、全政令指定都市の平均並みとする場合は15%程度の人員増が必要になることとなり、一概に職員数が増加するか、減少するかを判断することは困難である。
- ・一般的に、合併し規模を拡大した方が、総務部門をはじめ人員の効率化を行いやすいことが見込まれるが、同時に、政令指定都市への移行に伴う権能の増加等により増員が必要となる部門もある。
- ・実際の運用としては、権能の増加等による増員分と同程度の人員を、合併による効率化が行いやすい部門で削減し、再配置を行うこと等により、職員の増加につながらないような取り組みを実施していくことも考えられる。
- ・そこで、本研究会では、上記のような取り組みにより、職員数は現状維持程度となると仮定することとする。ただし、合併と政令指定都市への移行による影響とは別に、引き続き事務事業の再編や民間委託の推進、定員管理の見直し等を行うことにより、職員数の削減を図る必要があると考えられる。
- ・なお、個別の分野ごとには職員数の増減があると考えられ、主に議会、総務などの部門では、効率化に伴う削減が可能になると予想される一方、権能の増加等により、民生、衛生、土木などの部門では増員が必要となると考えられる(詳細については参考資料「4.(1)部門別職員数の比較」参照)。

市議会議員

- ・言うまでもなく、市議会議員は民主主義の根幹を為すと言える存在であり、人数の減少を「効果」と表現する点については、十分な留意が必要である。ここでは、あくまで機械的に経費削減効果のみに着目して算出したものである。
- ・6市が合併して1市となった場合、現在と比較し、約6億円～7億円程度（年額）の歳出減が見込まれる。

平成19年4月1日現在の定数及び報酬

	議長 (人)	副議長 (人)	他の議 員(人)	議員定 数	報酬計(千円) (月額×16.45ヶ月)
松戸市	1	1	44	46	449,743
野田市	1	1	30	32	239,167
柏市	1	1	34	36	341,140
流山市	1	1	26	28	213,850
我孫子市	1	1	26	28	209,244
鎌ヶ谷市	1	1	25	27	192,630
合計	6	6	185	197	1,645,773

合併特例を考慮しない定数

期末・勤勉手当は4.45ヶ月分と仮定。そのため、月額給料に16.45ヶ月を乗じて算出。

仮に合併し、政令指定都市へ移行した場合

【ケース1】 議員定数を人口規模が近似する市に合わせた場合

	議長 (人)	副議長 (人)	他の議 員(人)	議員 定数	報酬計(千円) (月額×16.45ヶ月)
新市	1	1	61	63	911,495
			差	134	734,279

【ケース2】 議員定数を地方自治法上の上限とした場合

	議長 (人)	副議長 (人)	他の議 員(人)	議員 定数	報酬計(千円) (月額×16.45ヶ月)
新市	1	1	70	72	1,041,038
			差	125	604,735

算定条件等

- ・報酬は、合併後、新市の人口（139万人、平成17年国勢調査人口）と近似する福岡市（人口140万）、川崎市（人口133万）の単純平均に合わせると仮定。
議長：月額1,070,000円、副議長：月額965,000円、他の議員：月額865,000円
- ・議員定数は、それぞれ以下のように仮定。

【ケース1】

既存の政令指定都市の実際の運用に合わせ、新市の人口と近似する福岡市、川崎市の条例定数の単純平均に合わせると仮定。

条例定数：福岡市（人口140万）：63人、川崎市（人口133万）：63人

【ケース2】

地方自治法上の人口130万～170万の上限数72人と仮定。

- 2 その他の費目について

- ・ 合併による経費削減効果については、人件費の他、投資的経費、物件費、補助費などにおいても顕れることが考えられるが（例えば、既存の公共施設の整理統合や、重複投資の回避等）合併後のまちづくり等に係る諸状況が全く白紙である現時点でこれらの効果を概算することは困難であるため、本研究会においては試算を行わない。

政令指定都市移行による変化

- 1 先行政令指定都市との人口一人当たり歳入・歳出額の比較

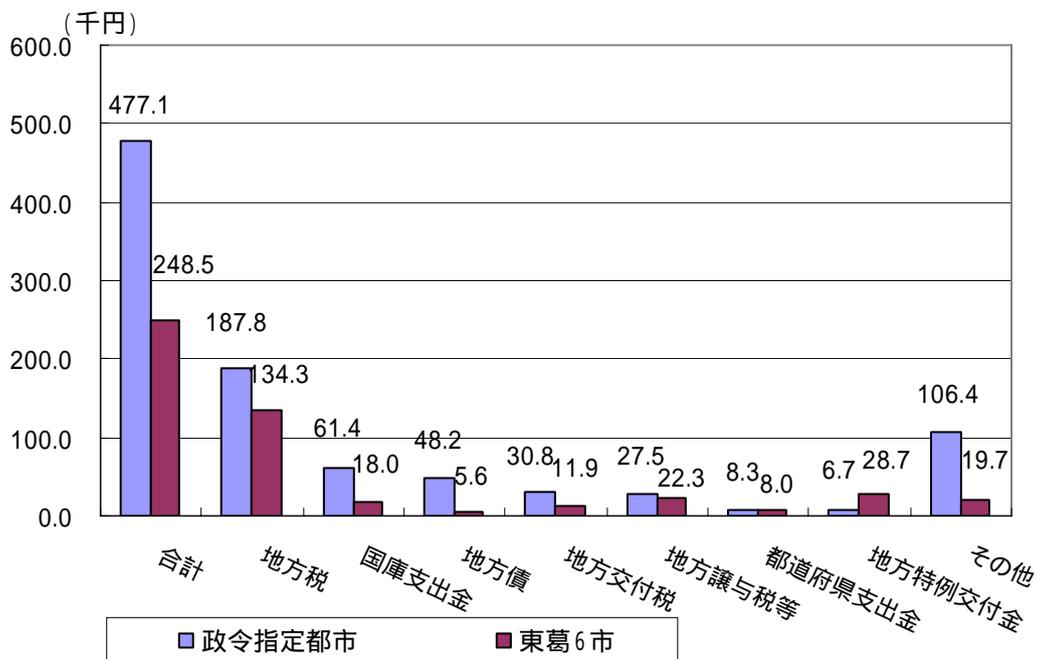
先行政令指定都市と構成6市の財政規模の違いを大まかに把握するために、人口一人あたりの歳入・歳出額の比較を行った。

なお、以下の比較は財政規模の違いを大まかに把握するために行うものである。各市の歳入・歳出規模は各市の財源基盤、産業構造、行政需要、行政サービス水準等により異なり、先行の政令指定都市の歳入・歳出規模と政令指定都市移行後の構成6市の歳入・歳出規模が必ずしも同規模になることを示すものではないことに留意が必要である。

人口一人あたり歳入額

- ・人口一人あたり歳入額は、政令指定都市が47.7万円であるのに対し、構成6市は24.9万円で、政令指定都市の人口一人あたり歳入額は構成6市の約1.9倍となっている。
- ・内訳を見ると、政令指定都市と構成6市の人口一人あたりの歳入額の差額が、地方税（5.4万円）、国庫支出金（4.3万円）、地方交付税（1.9万円）で多くなっていることがわかる。

人口一人あたり歳入額の比較（平成17年度決算）



注：政令指定都市は平成17年度までに政令指定都市に移行した14市

資料：決算市町村決算状況調（平成17年度）より作成

参考 人口1人あたり地方税収入額（平成17年度決算）

単位：千円

税目	政令指定都市	東葛6市
1 普通税	166.2	122.8
市町村民税	78.9	64.5
(ア)個人均等割	1.2	1.3
(イ)所得割	52.3	54.6
(ウ)法人均等割	4.2	2.2
(エ)法人税割	21.3	6.4
固定資産税	79.2	51.9
軽自動車税	0.6	0.6
市町村たばこ税	7.4	5.8
鉱産税	0.0	0.0
特別土地保有税	0.0	0.0
法定外普通税	0.0	0.0
2 目的税	21.6	11.5
法定目的税	21.6	11.5
法定外目的税	0.0	0.0
総額	187.8	134.3

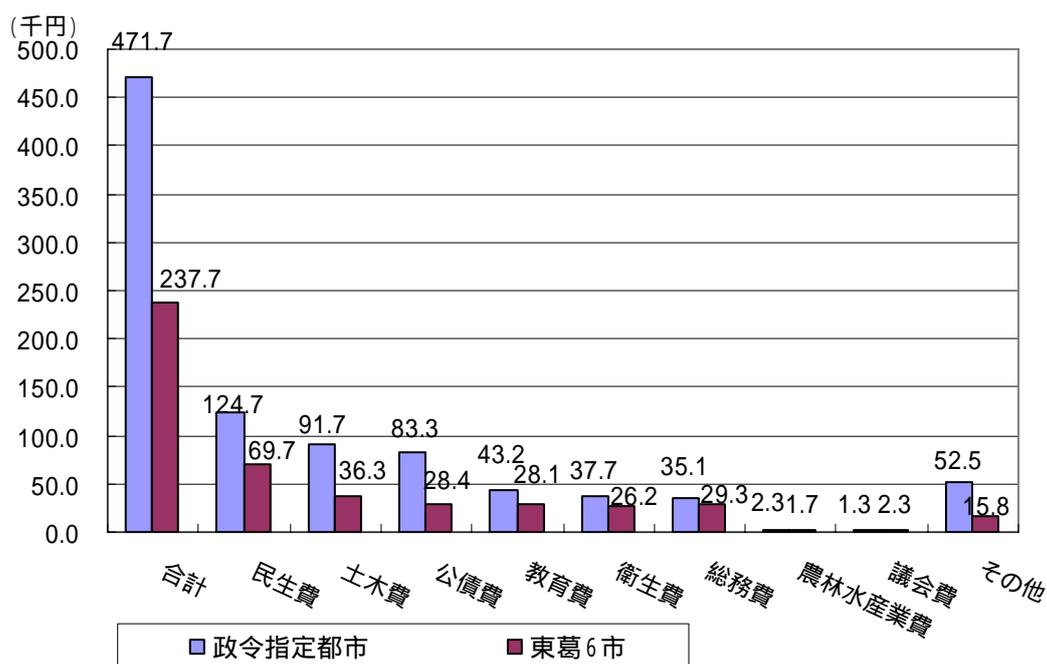
注：政令指定都市は平成17年度までに政令指定都市に移行した14市

資料：決算市町村決算状況調（平成17年度）より作成

人口一人あたり歳出額

- ・人口一人あたり歳出額は、政令指定都市が 47.2 万円であるのに対し、構成 6 市は 23.8 万円で、政令指定都市の人口一人あたり歳出額は構成 6 市の約 2 倍となっている。
- ・内訳を見ると、政令指定都市と構成 6 市の人口一人当たりの歳出額の差額が、民生費、(5.5 万円)、土木費(5.5 万円)、公債費(5.5 万円)で多くなっていることがわかる。

人口一人あたり歳出額の比較（平成 17 年度決算）



注：政令指定都市は平成 17 年度までに政令指定都市に移行した 14 市

資料：決算市町村決算状況調（平成 17 年度）より作成

- 2 歳入

地方税

- ・地方税については、現行制度においては、政令指定都市への移行による制度上の変化はない。
- ・ただし、6市で合併することに伴い、事業所税が課されることとなり、現在非課税となっている野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市の各地域においては、歳入が増加することが考えられる。
- ・事業所税は、事業所床面積、従業者給与総額を課税標準として課税されるものであるが、ここでは事業所数を用いて上記4市の事業所税収入額を概算で試算すると、11億円程度の歳入増となる可能性がある。

	事業所数 (2004年)	事業所税収 入済額 (H18年度) (千円)	1事業所あ たり (千円)
松戸市	14,009	924509	-
柏市	11,172	984530	-
合計	25,181	1,909,039	75.8

同様の比率で収入が見込まれると仮定した場合

	事業所数 (2004年)
野田市	4,930
流山市	3,896
我孫子市	3,142
鎌ヶ谷市	3,021
4市合計	14,989

事業所税収入額(試算)

$$\begin{aligned}
 &75.8(\text{千円}) \times 14989 \\
 &= \underline{\underline{1,136,356}} \quad (\text{千円})
 \end{aligned}$$

参考 事業所税について（総務省ホームページより）

意義： 事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税。

課税団体： 全国70団体（平成19年4月1日以降）。政令指定都市は全て該当。また、人口30万人以上の市なども対象（松戸市、柏市では課税）。

納税義務者等：

区分	納税義務者	課税標準	税率	免税点
資産割	事業者	事業所床面積	600円/m ²	1,000m ²
従業者割	〃	従業者給与総額	100分の0.25	100人

用途： 次に掲げる事業に要する費用。

- (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (イ) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (ウ) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (エ) 河川その他の水路の整備事業
- (オ) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (カ) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (キ) 公害防止に関する事業
- (ク) 防災に関する事業
- (ケ) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

国・県支出金

- ・移譲事務の詳細が未定である現段階での経費推計には制約があるため、近年、政令指定都市に移行し、かつ移行翌々年までの決算が出ている（移行年度のみでは特異性がある可能性があるため）、さいたま市と静岡市の例について、以下のような整理を行った。
- ・2市のうち、静岡市は政令指定都市に移行する前に中核市に移行していた影響がある可能性があるため、ここではさいたま市並の変化が生じるという仮定のもとに試算を行った。
- ・この仮定の場合、国庫支出金については約140億円(年間)の増加の可能性もある。なお、県支出金については、移譲事務や、県単補助事業の扱い等の動向による影響が大きいため、試算対象から除くこととし、さいたま市、静岡市の傾向のみを示している。

さいたま市(政令指定都市移行:平成15年4月1日)

	国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)	年度末の住基 人口(人)
平成14年度	23,859,293	10,661,833	1,038,100
平成15年度	33,402,012	5,865,651	1,047,902
平成16年度	35,304,255	5,107,010	1,054,564
参考 平成17年度	42,444,120	6,613,285	

人口1人あたり

国庫支出金(千 円)	県支出金(千 円)
23	10.3
31.9	5.6
33.5	4.8

1万円上昇 5千円減少

静岡市(政令指定都市移行:平成17年4月1日)

	国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)	年度末の住基 人口(人)
平成16年度	24,237,700	6,166,087	701,735
平成17年度	27,661,546	7,385,886	713,333
平成18年度	28,496,560	7,726,073	711,882

人口1人あたり

国庫支出金(千 円)	県支出金(千 円)
34.5	8.8
38.8	10.4
40	10.9

5千円上昇 2千円上昇

各市の状況により、各種事業や移譲事務の内容は異なり、さらに三位一体改革の影響等も加味すべきであり、単純な比較は行えないが、仮にさいたま市並みの変化が生じた場合…

	国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)	年度末の住基 人口(人)
合併前 単純計 (平18決算)	28,560,428	11,994,141	1,397,790
松戸市	11,472,851	4,101,051	470,765
野田市	3,375,061	1,451,673	152,968
柏市	7,041,968	3,131,676	381,999
流山市	2,580,665	1,409,711	154,196
我孫子市	2,274,232	1,076,272	133,541
鎌ヶ谷市	1,815,651	823,758	104,321
政令指定都市移行後(仮定)	42,538,328	試算対象外	1,397,790

差 13,977,900

人口1人あたり

国庫支出金(千 円)	県支出金(千 円)
20.4	8.6
24.4	8.7
22.1	9.5
18.4	8.2
16.7	9.1
17	8.1
17.4	7.9

30.4	試算対象外
------	-------

人口一人あたり
1万円増と仮定

宝くじ販売収益金

- ・約 45 億円程度の歳入増となることが想定される。ただし、本地域での宝くじ発売額の状況や、千葉県との協議（現在、県に配分されているものが市への配分となる）の結果により、この額は変化することが考えられるため、あくまで目安の額である。

平成 17 年度における千葉市の人口あたり宝くじ販売収益金（3246 円）に、6 市の合計人口を乗じて算出。

- ・なお、政令指定都市移行に伴い、千葉県から交付される地域振興宝くじ収益金の運用を図る機関である財団法人千葉縣市町村振興協会における貸付等の利用はできなくなるものと考えられる。
- ・また、歳出において、宝くじ事務協議会負担金の発生が想定される。

道路特定財源の譲与及び交付金

- ・試算にあたっては、千葉市の基準算入額に、道路延長、道路面積、人口集中地区人口等のデータを按分して算出を行った。
- ・以下の 5 項目について、合計 65 億円程度の歳入増が想定される。

地方道路譲与税のうち政令指定都市が管理する一般国道及び都道府県道分

本来の譲与基準： 政令指定都市については、地方道路譲与税の 100 分の 43 に相当する額を一般国道及び都道府県道で政令指定都市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与。（按分に用いる道路延長は人口補正により、面積は道路の種別補正及び人口補正により補正）

試算結果：約 4 億円の歳入増となることが想定される。

石油ガス譲与税

本来の譲与基準： 政令指定都市については、一般国道及び都道府県道で政令指定都市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与。（按分に用いる道路延長及び面積は、普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率により補正）

試算結果：約 7 千万円の歳入増となることが想定される。

軽油引取税の政令指定都市に対する交付

本来の交付基準： 政令指定都市を包括する道府県は、軽油引取税額に 10 分の 9 を乗じて得た額に当該政令指定都市の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積を当該道府県の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該政令指定都市に対して交付する。（道路の面積は当該道路の幅員にその延長を乗じて算定。ただし、幅員による道路の種別、平均交通量等により補正。）

試算結果：約 48 億円の歳入増となることが想定される。

自動車取得税のうち政令指定都市が管理する一般国道及び都道府県道分

本来の交付基準： 政令指定都市については、自動車取得税額の95%の額の10分の3に相当する額に、都道府県の区域内に存し、都道府県又は政令指定都市が管理する一般国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市の区域内に存する道路の延長及び面積の占める割合を乗じて得た額を政令指定都市に対して交付。(道路延長は人口補正により、面積は道路の種別補正及び人口補正により補正)

試算結果：約9億3千万円の歳入増となることが想定される。

交通安全対策特別交付金

本来の交付基準： 政令指定都市の区域内における人口集中地区人口、交通事故発生件数及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ1：2：1の割合で交付額を算定。

試算結果：約3億3千万円の歳入増となることが想定される。

地方交付税（普通交付税）

- ・ 基準財政需要額については、都道府県からの移譲事務に応じ、関係費目において経費を割増しして算定される。
- ・ 基準財政収入額については、政令指定都市のみに配分される譲与税・交付金、政令指定都市以外の市町村と配分基準が異なる譲与税・交付金について各々の制度内容に応じて算定される。

試算結果：約 131 億円となることが想定される。

- 3 歳出

国・県道の維持管理等

- ・ 歳入側で試算した「道路特定財源の譲与及び交付金」と同額程度の約 65 億円と考えられる。

一級・二級河川維持管理

- ・ 河川管理については、近年移行した市のうち、浜松市においては「県は河川管理事務における財源措置を含め必要な財政的支援を行う。」とされており、また新潟市においては「市の政令指定都市移行時には移譲を行わないこととし、今後、継続して（県と市が）協議を進める。」とされている（いずれも各市資料より）。
- ・ 東葛地域において、県が管理する河川として、手賀沼などがある。これらのうち、県と市の協議により事務が移譲されることとなる場合、移譲される事務の状況によっては、相当の歳出増となることを見込まれる。ただし、この額については、現段階では試算が困難である。
- ・ 国が管理する河川としては、利根川、江戸川、利根運河などがあるが、これらの事務は引き続き国の事務とすることが適当であり、政令指定都市移行に伴い市へ移譲されるものではないと考えられる。

民生、保健衛生

- ・ 移譲事務の詳細が未定である現段階での経費推計には制約があるため、近年、政令指定都市に移行し、かつ移行翌々年までの決算が出ている（移行年度のみでは特異性がある可能性があるため）さいたま市と静岡市の例について、以下のような整理を行った。
- ・ 2市のうち、静岡市は政令指定都市に移行する前に中核市に移行していた影響がある可能性があるため、ここではさいたま市並の変化が生じるという仮定のもとに試算を行った。
- ・ この仮定の場合、民生費については約 210 億円（年間）、衛生費については約 140 億円（年間）の増加の可能性もある。

さいたま市(政令指定都市移行:平成15年4月1日)

	民生費(千円)	衛生費(千円)	年度末の住基人口(人)
平成14年度	61,460,257	30,756,571	1,038,100
平成15年度	73,366,492	35,382,355	1,047,902
平成16年度	78,243,234	42,300,318	1,054,564

参考 平成17年度 90,286,786 39,273,944

人口1人あたり

民生費(千円)	衛生費(千円)
59.2	29.6
70	33.8
74.2	40.1

1万5千円上昇 1万円上昇

静岡市(政令指定都市移行:平成17年4月1日)

	民生費(千円)	衛生費(千円)	年度末の住基人口(人)
平成16年度	56,295,537	20,231,842	701,735
平成17年度	58,297,040	20,994,825	713,333
平成18年度	58,672,520	20,087,350	711,882

人口1人あたり

民生費(千円)	衛生費(千円)
80.2	28.8
81.7	29.4
82.4	28.2

2千円上昇 変化なし

各市の状況により、歳出の変化は異なり、さらに高齢化の進展等の要素も大きいため、単純な比較は行えないが、仮にさいたま市並みの変化が生じた場合…

	民生費(千円)	衛生費(千円)	年度末の住基人口(人)
合併前 単純計 (平18決算)	101,155,832	36,015,338	1,397,790
松戸市	37,161,451	13,167,252	470,765
野田市	11,113,337	4,086,035	152,968
柏市	26,499,629	9,481,448	381,999
流山市	9,932,126	3,768,549	154,196
我孫子市	9,209,397	2,737,952	133,541
鎌ヶ谷市	7,239,892	2,774,102	104,321

人口1人あたり

民生費(千円)	衛生費(千円)
72.4	25.8
78.9	28
72.7	26.7
69.4	24.8
64.4	24.4
69	20.5
69.4	26.6

政令指定都市移行後 (仮定)	122,122,682	49,993,238	1,397,790
差	20,966,850	13,977,900	
差額合計		34,944,750	

87.4	35.8
------	------

民生費は人口一人あたり1万5千円増、衛生費は1万円増と仮定

その他

- ・指定都市市長会のまとめた「大都市の特例に基づく財政需要」における全国の政令指定都市の実績（p.17）を見ると、政令指定都市移行により大きな変化が見られるのは、上述の土木（国・県道の維持管理等）、民生、保健衛生である。その他の歳出については、若干の増加、あるいは変化なしと想定される。

2 . 共通項目・つながりの整理について

本地域内での各市の間での共通項目・つながりを把握するため、交通基盤、合併等の経緯、日常生活圏（通勤圏、通学圏、商圈）について整理を行った。

（1）交通基盤

交通基盤については、以下のような道路・鉄道により各市が結ばれている。
本地域を通過する主要な交通基盤と通過する構成市は以下のとおり。

道路、鉄道

【放射線状の結びつき】

< 鉄道 >

常磐線 : 松戸市, 柏市, 我孫子市

つくばエクスプレス : 流山市, 柏市

北総線 : 松戸市, 鎌ヶ谷市

< 道路 >

国道 6 号 : 松戸市, 柏市, 流山市, 我孫子市

常磐自動車道 : 流山市, 柏市

国道 464 号 : 松戸市, 鎌ヶ谷市

【環状の結びつき】

< 鉄道 >

武蔵野線 : 流山市, 松戸市

流山電鉄 : 流山市, 松戸市

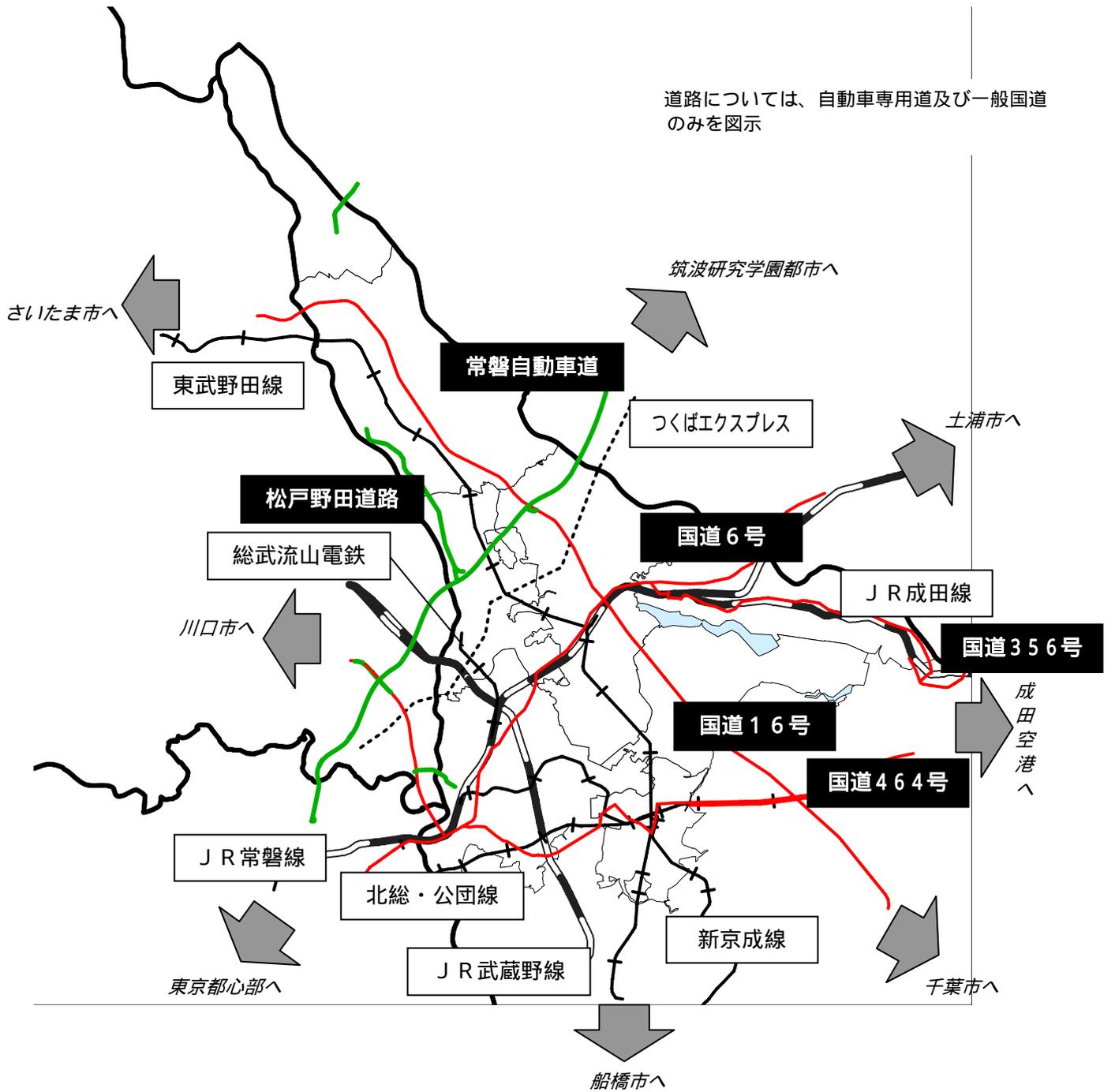
新京成電鉄 : 松戸市, 鎌ヶ谷市

東武野田線 : 野田市, 流山市, 柏市, 鎌ヶ谷市

< 道路 >

国道 16 号 : 野田市, 柏市

参考 主な交通基盤の状況



出典) 東葛市町広域行政連絡協議会「広域連携のあり方に関する調査報告書」(平成15年3月)

(2) 合併等の経緯

6市の1912(大正元)年から2006(平成18)年3月31日までの間の廃置分合、境界変更、名称変更の経緯について、以下に示す。

沿革の右欄に示す面積、人口は配置分合、境界変更による増減分の値。

【松戸市】

松戸市			
施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭18. 4. 1	東葛飾郡松戸町 1) 2) } " 馬橋村 } " 高木村 }	...	24,446
	松戸市になる	...	3,568
" 29.10.15	東葛市(現柏市)の一部(旧小金町)を編入	8.0	4,853
" 31. 4. 1	東葛飾郡沼南村の一部を編入	0.7	7,139
			151
1) 昭 8. 4. 1	明村が松戸町に合併	...	5,988
2) " 13. 4. 1	八柱村が松戸町に合併	...	3,709

平成17年時点	面積(k m ²)	人口
	61.33	472,579

【野田市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭25. 5. 3	東葛飾郡野田町 } " 旭村 } " 七福村 } " 梅郷村 }	...	24,028
	野田市になる	...	5,399
" 26. 1. 1	東葛飾郡川間村の一部を編入	0.02	4,115
" 32. 4. 1	" 川間村 } " 福田村 } を合併	17.8	4,694
	(旧東葛飾郡関宿町)	17.9	51
昭30. 7.20	東葛飾郡関宿町 } " 木間ヶ瀬村 } " 二川村 }	7.4	6,706
	関宿町になる	12.0	5,005
平15. 6. 6	東葛飾郡関宿町を合併	9.8	3,338
		29.8	5,008
			5,752
			31,275

平成17年時点	面積(k m ²)	人口
	103.54	151,240

【柏市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭29. 9. 1	東葛飾郡柏 町 3)	18.6	21,081
	" 土 村 4)	16.0	5,100
	" 田中村	26.0	7,997
	" 小金町 4)	9.0	7,326
" 29.10.15	一部の地域(旧小金町)が松戸市へ	8.0	7,139
" 29.11. 1	東葛飾郡富勢村の一部を合併	10.3	4,108
" 29.11.15	東葛市を柏市に改称	71.9	38,473
" 30. 3.31	一部の地域が東葛飾郡我孫子町へ	0.4	202
" 31. 4. 1	東葛飾郡我孫子町の一部を編入	0.0	15
" 31. 4. 1	一部の地域が東葛飾郡我孫子町へ	0.6	11
" 44.11. 1	一部の地域が流山市へ (旧東葛飾郡沼南町)	0.0	12
昭30. 3.30	東葛飾郡風早村 } 沼南村になる	21.1	5,595
	" 手賀村 }	22.1	5,091
" 31. 4. 1	一部の地域が松戸市へ	0.7	151
" 39. 2. 1	東葛飾郡沼南村が沼南町になる	42.5	11,849
平17. 3.28	東葛飾郡沼南町を合併	41.99	45,927
3) 大15. 9.15	千代田村が柏町になる	...	5,394
4) 昭 4.10.12	小金町の一部と土村の一部交換

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	114.90	380,963

【流山市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭26. 4. 1	東葛飾郡流山町 } (旧江戸川町)	7.2	7,429
	" 八木村 }	14.2	5,539
	" 新川村 }	13.5	5,369
" 27. 1. 1	東葛飾郡江戸川町が流山町に改称	34.9	18,337
" 42. 1. 1	東葛飾郡流山町が流山市になる	35.3	39,168
" 44.11. 1	柏市の一部を編入	0.0	12

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	35.28	152,641

【我孫子市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭29.11.1	東葛飾郡富勢村の一部を合併	5.1	2,023
" 30. 3.31	柏市の一部を編入	0.4	202
" 30. 4.29	東葛飾郡我孫子町	24.3	15,432
"	" 湖北村	12.6	5,373
"	" 布佐町	7.3	4,162
" 31. 4. 1	一部の地域が柏市へ	0.0	15
" 31. 4. 1	柏市の一部を編入	0.6	11
" 45. 7. 1	東葛飾郡我孫子町が我孫子市になる	44.1	33,216

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	43.19	131,205

【鎌ヶ谷市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭33. 8. 1	東葛飾郡鎌ヶ谷村が鎌ヶ谷町になる	20.7	10,168
" 46. 9. 1	東葛飾郡鎌ヶ谷町が鎌ヶ谷市になる	20.5	40,988

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	21.11	102,812

資料：平成 18 年千葉県統計年鑑

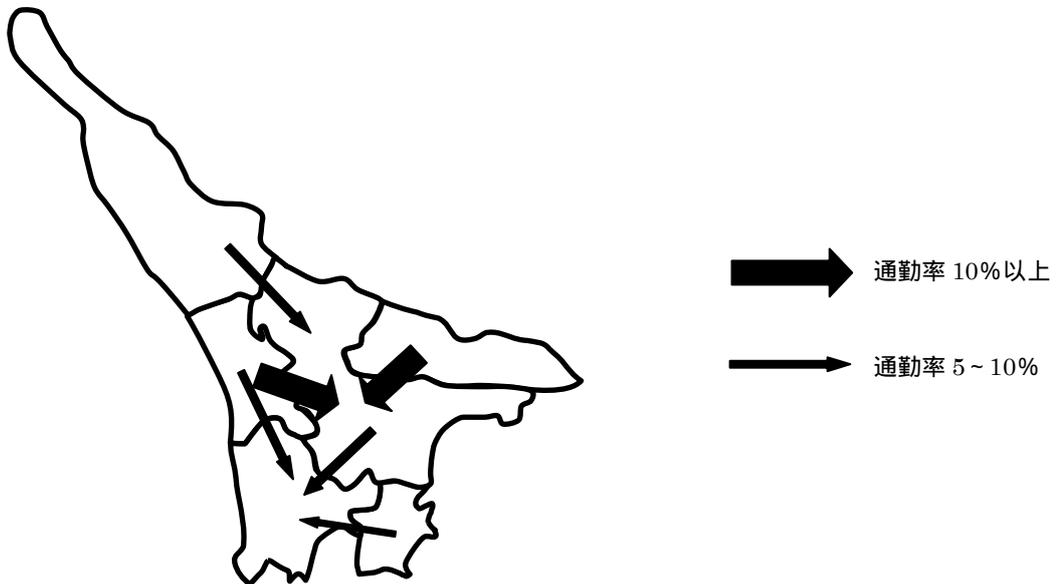
(3) 日常生活圏

次に、日常生活圏としてのつながりを把握するために、通勤圏、通学圏、商圈について整理した。

通勤圏

本地域では、居住地で就業している人の割合が50%を超えるのは野田市のみで、東京都への通勤者が高い割合を占めるが、本地域内での各市から他市への通勤先をみると、松戸市、柏市を核とした通勤圏が形成されている。

住民の通勤動向



通勤先の状況

(単位:人)

居住地	就業者数 (15歳以上)	通勤先									
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	その他千葉県内	東京都	埼玉県	それ以外
松戸市	232,391	97,085	928	9,699	2,552	1,124	2,053	18,105	90,635	5,935	4,275
比率		41.8%	0.4%	4.2%	1.1%	0.5%	0.9%	7.8%	39.0%	2.6%	1.8%
野田市	75,767	1,467	43,457	5,171	2,110	386	99	1,532	10,753	7,658	3,134
比率		1.9%	57.4%	6.8%	2.8%	0.5%	0.1%	2.0%	14.2%	10.1%	4.1%
柏市	183,015	10,344	2,676	83,511	3,717	3,226	1,105	10,668	58,370	3,625	5,773
比率		5.7%	1.5%	45.6%	2.0%	1.8%	0.6%	5.8%	31.9%	2.0%	3.2%
流山市	73,353	4,951	2,540	9,890	22,093	570	174	3,370	24,736	3,177	1,852
比率		6.7%	3.5%	13.5%	30.1%	0.8%	0.2%	4.6%	33.7%	4.3%	2.5%
我孫子市	62,945	2,115	530	8,104	462	20,318	179	4,401	21,723	950	4,163
比率		3.4%	0.8%	12.9%	0.7%	32.3%	0.3%	7.0%	34.5%	1.5%	6.6%
鎌ヶ谷市	49,893	3,153	137	1,576	142	109	15,148	14,022	14,364	552	690
比率		6.3%	0.3%	3.2%	0.3%	0.2%	30.4%	28.1%	28.8%	1.1%	1.4%
6市計	677,364	119,115	50,268	117,951	31,076	25,733	18,758	52,098	220,581	21,897	19,887
比率		17.6%	7.4%	17.4%	4.6%	3.8%	2.8%	7.7%	32.6%	3.2%	2.9%
6市全体		362,901									
		53.6%									

通勤率（当該市に常住する就業者数に占める、当該市から各市への通勤者数の割合）

資料：平成17年国勢調査報告（平成17年10月1日現在）をもとに作成

核となる市別の通勤圏

通勤圏の核となる市町村	20%通勤圏(通勤率)	10%通勤圏(通勤率)	5%通勤圏(通勤率)
松戸市	松戸市 41.8%		流山市 6.7% 鎌ヶ谷市 6.3% 柏市 5.7%
柏市	柏市 45.6%	流山市 13.5% 我孫子市 12.9%	野田市 6.8%

資料：千葉県市町村合併推進構想（平成 18 年 12 月）をもとに、
平成 17 年国勢調査によりデータを更新して作成。

通学圏

本地域内での各市から他市への通学先をみると、松戸市、野田市、柏市、流山市を核とした通学圏が形成されていることがわかる。

住民の通学動向



通学先の状況

(単位:人)

		通学者数 (15歳以上)	通学先									
			松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	その他千葉県内	東京都	埼玉県	それ以外
居住地	松戸市	25,120	9,305	207	2,079	498	632	272	3,568	6,860	827	872
	比率		37.0%	0.8%	8.3%	2.0%	2.5%	1.1%	14.2%	27.3%	3.3%	3.5%
	野田市	9,207	306	3,883	1,089	502	214	30	334	1,404	1,170	275
	比率		3.3%	42.2%	11.8%	5.5%	2.3%	0.3%	3.6%	15.2%	12.7%	3.0%
	柏市	22,657	1,353	752	9,448	740	946	253	1,797	5,444	708	1,216
	比率		6.0%	3.3%	41.7%	3.3%	4.2%	1.1%	7.9%	24.0%	3.1%	5.4%
	流山市	9,936	633	1,188	1,702	2,301	285	56	710	2,248	421	392
	比率		6.4%	12.0%	17.1%	23.2%	2.9%	0.6%	7.1%	22.6%	4.2%	3.9%
我孫子市	7,304	412	85	1,158	212	2,126	46	540	1,811	201	713	
比率		5.6%	1.2%	15.9%	2.9%	29.1%	0.6%	7.4%	24.8%	2.8%	9.8%	
鎌ヶ谷市	5,137	447	54	416	49	87	1,046	1,687	1,122	111	118	
比率		8.7%	1.1%	8.1%	1.0%	1.7%	20.4%	32.8%	21.8%	2.2%	2.3%	
6市計		79,361	12,456	6,169	15,892	4,302	4,290	1,703	8,636	18,889	3,438	3,586
比率			15.7%	7.8%	20.0%	5.4%	5.4%	2.1%	10.9%	23.8%	4.3%	4.5%
6市全体			44,812									
			56.5%									

資料：平成17年国勢調査報告（平成17年10月1日現在）をもとに作成

核となる市別の通学圏

通学圏の核となる市町村	20%通学圏(通学率)	10%通学圏(通学率)	5%通学圏(通学率)
松戸市	松戸市 37.0%		鎌ヶ谷市 8.7% 流山市 6.4% 柏市 6.0% 我孫子市 5.6%
野田市	野田市 42.2%	流山市 12.0%	
柏市	柏市 41.7%	流山市 17.1% 我孫子市 15.9% 野田市 11.8%	松戸市 8.3% 鎌ヶ谷市 8.1%
流山市	流山市 23.2%		野田市 5.5%

資料：千葉県市町村合併推進構想（平成 18 年 12 月）をもとに、
平成 17 年国勢調査によりデータを更新して作成

商圈（平成 18 年調査結果）

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）

比較的広範囲での購買活動が行われる衣料品について、本地域内での購買先を見ると、松戸市、柏市を核とした購買圏が形成されている。

住民の購買動向（衣料品）



商圈

		購買率（主に買い物を行うところ）										
		東葛						葛南	その他 県内	東京都	埼玉県	それ以外
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市					
衣料品	松戸市	84.2%	0.4%	6.3%	0.6%	0.0%	0.1%	1.3%	0.3%	4.6%	0.0%	2.3%
	野田市	0.2%	81.3%	10.8%	0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.4%	3.3%	2.1%
	柏市	0.7%	0.8%	87.0%	0.3%	1.9%	1.7%	0.5%	2.7%	1.9%	0.2%	2.3%
	流山市	7.2%	4.0%	31.5%	49.5%	0.7%	0.1%	0.7%	0.4%	2.9%	0.4%	2.7%
	我孫子市	0.5%	0.1%	23.6%	0.4%	62.9%	0.1%	0.4%	4.3%	3.2%	0.1%	4.4%
	鎌ヶ谷市	1.1%	0.0%	2.2%	0.1%	0.1%	50.1%	33.2%	9.9%	1.8%	0.1%	1.4%
食料品	松戸市	97.6%	0.2%	0.8%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%
	野田市	0.5%	94.6%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.1%
	柏市	0.4%	0.1%	91.0%	1.5%	0.8%	1.0%	0.1%	4.7%	0.1%	0.0%	0.1%
	流山市	3.3%	0.2%	7.1%	87.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%
	我孫子市	0.4%	0.0%	1.6%	0.2%	92.5%	0.0%	0.4%	3.2%	0.2%	0.0%	1.4%
	鎌ヶ谷市	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.3%	82.2%	7.9%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：千葉県「平成 18 年消費者購買動向調査」をもとに作成

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）

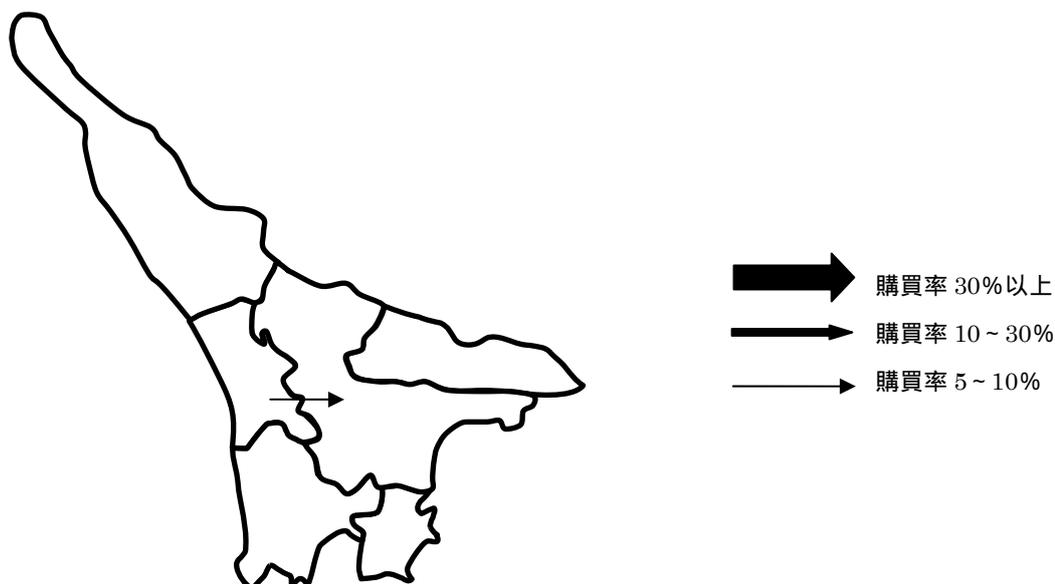
商圏の核となる市町村	30%衣料品購買圏	10%衣料品購買圏	5%衣料品購買圏
松戸市	松戸市 84.2%		流山市 7.2%
柏市	柏市 87.0% 流山市 31.5%	我孫子市 23.6% 野田市 10.8%	松戸市 6.3%

資料：千葉県「平成 18 年消費者購買動向調査」をもとに作成

日常的購買活動圏（食料品購買圏）

比較的近距离での購買活動が行われる食料品について、本地域内での購買先を見ると、居住地内での購買活動が最も多いが、一部では他市での購買活動も一定の割合を占めており、柏市を核とした購買圏が形成されている。

住民の購買動向（食料品）



日常的購買活動圏（食料品購買圏）

商圏の核となる市町村	30%食料品購買圏	10%食料品購買圏	5%食料品購買圏
柏市	柏市 91.0%		流山市 7.1%

資料：千葉県「平成 18 年消費者購買動向調査」をもとに作成

3 . 行政区の考え方について

(1) 区割りについて

一般的に、行政区の設定あるいは区域の変更等に際しては、市条例に基づく「行政区画審議会」を設置し、市民の意見を反映させながら検討するといった方法がとられている。

上記のような事項は合併後に本格的に検討される事項ではあるが、ここでは、本地域が合併し、政令指定都市に移行した場合の行政区の設定の検討に資するために、既存の政令指定都市において、行政区画編成にあたっての留意事項とされている主な事項を整理した。

人口規模

人口規模については、10～20万人程度の間で基準を設定している例が多い。

面積

面積については、「区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね20～30分程度におさまる地域範囲」としている例が多い。

地形、地物

河川、鉄道、道路等の明確な地形地物を区画線とすることを基本的な考え方として示す例が多い。

地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情

地域の一体性や、沿革、歴史（過去に一つの自治体を構成していた等）、伝統、住民感情等を配慮尊重すべきといった点が、留意事項としてあげられている。

学校区

通学区域がコミュニティとしてのまとまりの基本単位となっていることが多いといったことから、コミュニティの単位としての通学区域を尊重するといった点が、留意事項としてあげられている。

行政機関の所管区域の一致

市民の利便性や行政の効率性といった観点から、関係行政機関等（警察署、郵便局、法務局、保健所）などの所管区域と一致することが望ましいといった点が、留意事項としてあげられている。

土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化

都市計画上の用途地域、将来の地域開発の状況、街路網の整備計画等についても考慮

すべきといった点が、留意事項としてあげられている。

選挙区

選挙区について、区の編成基準等として明確に示した例は少ないが、例えば川崎市では、「区域の社会的性格、地域の同一性、同質性を考慮する」、「部分的地域の一体性、同質性の存在を尊重する」といった点が、留意事項としてあげられている。

住民の意向

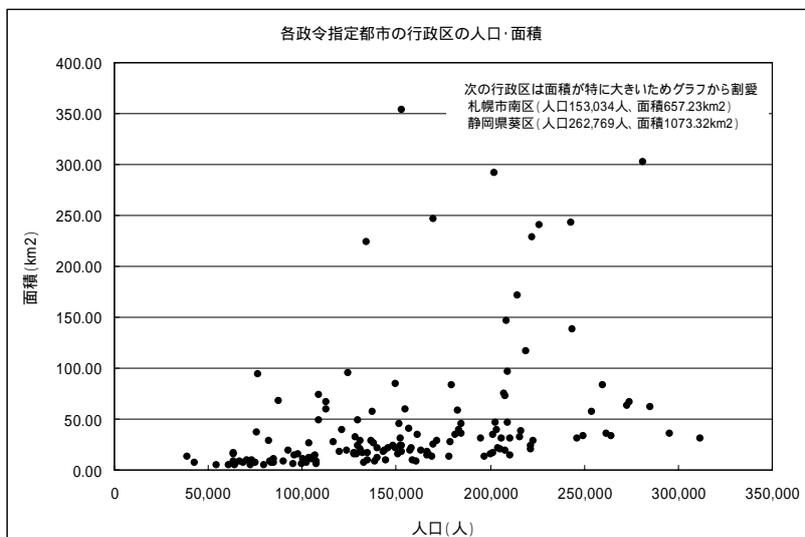
住民の意向については、各留意事項の前提となるべき事項であり、区の編成基準等において改めて明記している例はないが、「10 か所の地区説明会で寄せられた意見等を十分に検討」(静岡市)など、各市において地区説明会やパブリックコメント等の形で意見や要望等の把握が行われている。

旧市町村の区域、既存の町字界

静岡市の例では、旧市の境界線を基本線とするとともに、既存の町字界を尊重するといった考え方がとられている。また、新潟市においては「旧新潟市を除く合併関係市町村については、旧市町村界を分断しないこととする」(新潟市「行政区画編成基準」)といった考え方がとられている。

参考

各政令指定都市の行政区の人口・面積〔再掲〕



人口規模	行政区の数
～5万人未満	2
5万人～10万人未満	27
10万人～15万人未満	45
15万人～20万人未満	33
20万人～25万人未満	30
25万人～30万人未満	10
30万人～	1
合計	148

人口：平成 17 年国勢調査人口 速報値

面積：平成 17 年都道府県市区町村面積状況調

衆議院議員小選挙区の区割り

市名	衆議院議員 小選挙区
野田市	第 7 区
流山市	
松戸市	
(市川市の一部)	第 6 区
我孫子市	第 8 区
柏市	
鎌ヶ谷市	第 13 区
(印西市、白井市・富里市、印旛郡)	

警察署の管轄区域

市名	警察署
野田市	野田警察署
松戸市（南西部）	松戸警察署
松戸市（北東部）	松戸東警察署
柏市	柏警察署
流山市	流山警察署
我孫子市	我孫子警察署
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷警察署

法務局の管轄区域

市名	法務局
野田市	野田出張所
松戸市	松戸支局
流山市	
柏市	柏支局
我孫子市	
鎌ヶ谷市	市川支局

保健所の管轄区域

管轄区域	保健所
野田市	野田保健所
松戸市	松戸保健所
柏市	柏保健所
流山市	柏保健所 松戸保健所
我孫子市	柏保健所 松戸保健所
鎌ヶ谷市	習志野保健所

注) 流山市、我孫子市を管轄する保健所は、平成 20 年 4 月に柏市が中核市に移行することに伴い、松戸保健所に変更される予定である。

(2) 行政区の権限について

行政区の権限は、法律等に定める事務(「第1章2.(1)行政区の権限等」参照)のほかは、市長の裁量に委ねられているため、各政令指定都市における区役所の事務事業の内容は様々である。

一般に、大きく分類すると、

戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉などの日常的・定型的な窓口業務を中心とする「小区役所制」(大阪市、名古屋市、京都市など)

これらに加えて、保健、土木、建築などの業務を幅広く行う「大区役所制」(川崎市、広島市、仙台市など)

があるとされる。

(上記の市の例示については、静岡市行政区画等審議会資料における分類による)

一般的な小区役所制、大区役所制の概要を以下に示す。

< 小区役所制 >

- ・ 戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉などの日常的・定型的な業務を中心とする。
- ・ 大区役所制と比較して相対的に組織、職員配置、庁舎の規模等の面で簡素な運営が可能になると考えられる。
- ・ 一方、区役所で対応できる事務は限定的になると考えられる。

< 大区役所制 >

- ・ 小区役所制の業務に加え、保健、土木、建築など、幅広い分野の業務を所掌する。
- ・ 幅広い分野の業務を所掌することにより、各区で迅速で専門的な住民対応や総合的なまちづくりが進めやすいと考えられる。
- ・ 一方、小区役所制と比較して、相対的に区役所の職員数が多くなり、区役所庁舎も組織・人員に見合った規模が必要となる他、専門職員の確保が必要となる。
- ・ なお、いわゆる小区役所制をとっている市においても、窓口業務等の定型的な業務だけでなく、区独自の事業を行うための予算配分などの都市内分権の取組が多く市の市でなされており、両者の差異は小さくなっている。

参考

大区役所制と小区役所制のメリット・デメリット

	大区役所制	小区役所制
メリット	区において迅速で専門的な住民対応が可能となり、総合的な区のまちづくりが進めやすい。 市民に身近な地域の拠点として、市民との協働による区域づくりがしやすい。	身近なサービスをきめ細かく提供しつつ、簡素で効率的な行政運営を確保できる。 本庁で全市的、一元的な事務処理を行うため地域格差ができていく。
デメリット	組織、人員が肥大化しやすく、また、区役所庁舎も組織、人員に見合った規模が求められる。 専門職員の確保が困難な面がある。	地域で対応できる事務が限定的となる。

出典：岡山市行政区画等審議会第2回資料より抜粋

政令指定都市の行政区の区長等に係る状況（平成16年度時点）[再掲]

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
区長及び区の組織の状況	区長	職階位	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁部長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	2区：局長級 22区：部長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級
		市議会への出席	予特・決特のみ 全区長	すべて出席	-	-	本会議代表質問のみ 全区長	予特・決特のみ 議長区・幹事区	-	-	-	予特・決特及び 常任委員会のみ 当番の区長	-	-	-
	職員数	区役所職員数(人)(H16.4)	3,644	1,696	1,394	1,023	2,540	6,681	4,447	3,091	5,927	2,430	2,135	2,231	2,421
		人口千人あたり区職員数(人)	2.0	1.7	1.3	1.1	2.0	1.9	2.0	2.1	2.3	1.6	1.9	2.2	1.8
		1区の平均職員数(人)	364	339	155	171	363	371	278	281	247	270	267	319	346
	区役所組織への編入状況 ：各区へ設置	福祉事務所	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)	(平成7年)	(昭和52年)	(平成3年)	(平成9年)	(平成9年)	(平成8年)	(政令市移行時～)	(平成6年)	(政令市移行時～)
		保健所		(平成8年)			(平成9年)	(平成6年)	(平成12年)	(平成10年)					(平成9年)
		保健センター	(平成9年)		(政令市移行時～)	(平成9年)					(平成14年)	(平成8年)	(平成9年)	(平成6年)	
		土木事務所	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)			(平成15年)	(平成17年)	(昭和33年、各区を所管区域)				(政令市移行時～)		(政令市移行時～)
		建築課		(政令市移行時～)			(政令市移行時～)						(政令市移行時～)		
		農政事務所											(政令市移行時～)		

出典：第28次地方制度調査会第15回専門小委員会 指定都市市長会提出資料より抜粋（一部、事務局で加工）

出典元にはないデータであり、事務局で追加。H16.4時点の区役所職員数を、H16.4.1時点の推計人口で除して算出

2 事務局で一部情報を更新。また「」以外の記述の省略等の加工を実施

(3) 本地域における考え方

既存の政令指定都市における行政区画編成にあたっての考え方や権限の配分の状況、本地域の特性等を踏まえ、本地域が合併し政令指定都市に移行した場合の行政区のあり方に係る考え方を以下に示す。

1) 基本的な考え方

既存の市の単位を踏まえた行政区の設置

- ・各市の地域としての一体性や歴史的沿革を尊重し、現在の市の境界線は原則として分割しない。
- ・構成市のうち4市（野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）は人口10～15万人程度であり、行政サービスの提供や、独自のまちづくりの単位として一定のまとまりを有すること、また、既存の政令指定都市においても人口10～15万人程度の行政区が多いことから、本地域においては、行政区あたりの人口規模は10～15万人程度を目安とする。

効率的な行政運営の推進

- ・市街地が連たんし一体的な生活圏が形成されていることから、こうしたメリットを活かし、地域全体で一体的に処理することが効率的な業務は本庁において処理し、行政区の組織・規模は簡素とするいわゆる小区役所制を基本とする。

都市内分権の推進

- ・これまで各市において独自のまちづくりが進められてきたことを踏まえ、住民にとって身近な課題については住民により身近な単位で処理することができるよう、都市内分権を推進する。

2) 基本的な考え方を踏まえた具体的提案

【行政区の区割りについて】

- ・ 基本的な考え方を踏まえ、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市については既存の市の区域をもって1つの行政区を設置することを基本とする。
- ・ 松戸市、柏市については、それぞれ2~3の区を設置することが考えられる。その際には、既存の市における総合計画等のゾーニングや、コミュニティとしてのまとまりを持つ小学校区・自治会等の状況を参考にすることが考えられる。
- ・ また、行政界が複雑に入り組んだ区域の編成のあり方が今後の検討課題となると考えられる。

区割りのイメージ

市の区域	平成 17 年 国勢調査人口 (人)	面積 (k m ²)	行政区の数
松戸市	472,579	61.33	2~3
野田市	151,240	103.54	1
柏市	380,963	114.90	2~3
流山市	152,641	35.28	1
我孫子市	131,205	43.19	1
鎌ヶ谷市	102,812	21.11	1
計	1,391,440	379.35	8~10

【権限について】

- ・ 基本的な考え方を踏まえ、例えば道路の新設・維持管理等の業務は、地域全体で一体的に計画し、処理することが効率的だと考えられることから、本庁において処理する。
- ・ 行政区においては、住民にとって身近な業務（戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉など）を処理することを基本としつつ、区が住民に身近な拠点として独自の取組が行えるよう、都市内分権を進める（参考となる都市内分権の取組みの例については「第1章2.(3)行政区への「都市内分権」等の状況」参照）。

参考資料

1. 本研究会の開催状況等

(1) 政令指定都市問題研究会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 少子高齢化や国際化の進展、環境共生型社会への転換等、社会経済情勢が大きく変化し、生活圏が一層拡大していることから、広域行政のあり方について調査・研究するため、東葛広域行政連絡協議会に、政令指定都市問題研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 研究会は、関係市の企画担当部長で別表に掲げる者をもって構成する。

(事業)

第3条 研究会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 東葛地域の現状と課題及び将来像に関する調査・研究
- (2) 政令市に関する情報の収集及び調査・研究
- (3) その他

(座長及び副座長)

第4条 研究会の座長には、東葛広域行政連絡協議会の会長市の部長を、また、副座長には副会長市の部長をもって充てる。

- 2 座長は会議を総括し、研究会を代表する。
- 3 副座長は座長を補佐するとともに、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集し必要に応じ随時開催する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第6条 座長は、協議会の求めに応じ、第3条の調査・研究の経過及び結果について随時報告する。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、東葛広域行政連絡協議会会長の属する市に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

この要綱は、平成18年10月20日から施行する

別表

政令指定都市問題研究会委員名簿

	氏名	備考
委員	柏市企画部長	
委員	野田市企画財政部長	
委員	松戸市総務企画本部長	
委員	流山市企画部長	
委員	我孫子市企画調整室長	
委員	鎌ヶ谷市市長公室参事	

(2) 研究会開催状況

回	開催日 / 会場	議題等
第 1 回	平成 18 年 7 月 20 日 / 会場 柏市役所	1 開 会 2 出席者紹介 3 正副座長あいさつ 4 講話 「市町村合併をめぐる動向について」 (千葉県総務部市町村合併担当課長) 5 協議事項 (1) 調査・研究項目について (2) スケジュールについて (3) 委託内容について (4) 委託先について (5) その他 6 意見交換 7 閉 会
第 2 回	平成 18 年 10 月 20 日 / 会場 野田市役所	1 開 会 2 座長あいさつ 3 講話 「地方制度調査会における道州制・大都市制度の 議論の行方と今後の動き」 (総務省自治行政局合併推進課課長補佐) 4 協議事項 (1) 政令指定都市制度の概要 (2) 政令指定都市移行の要件等 (3) 道州制等の政令指定都市への影響 (4) 政令指定都市移行により想定される変化、影響等 (5) 広域的課題の整理 (6) その他 5 閉 会
視察	平成 18 年 11 月 27 日 / 視察先 さいたま市	時間 13:30 ~ 16:00 出席者 さいたま市側： 政策局政策企画部企画調整課長ほか 研究会側： 委員及び 6 市の企画担当課員 計 11 名

回	開催日 / 会場	議題等
		<p>質問事項等</p> <p>政令指定都市移行までの経緯 新市建設計画・市の将来像について 組織・移譲事務 職員削減計画について 権限移譲に伴う専門職員の配置について。及び県職員の市への派遣等の状況について 政令指定都市移行後の支所・出張所での取り扱い業務</p> <p>行政区 大区役所制、小区役所制の考え方について 行政区の区割りの考え方や、市民からの反応など 各行政区ごとの特色ある予算について など</p> <p>財政 政令市指定都市移行に伴い移譲される権限、財源 道路特定財源の移譲について 臨時的財政需要について 政令指定都市移行に伴う財政効果の見込みと実績、及び行革効果 県の負債のうち政令指定都市移行に伴って市が引き継いだもの など 政令指定都市移行に関連する市民、議会への対応 その他 政令指定都市移行による人口増、産業集積などの効果 政令指定都市として国に要望している項目 など</p>
第3回	平成19年1月16日 / 会場 松戸市役所	<p>1 開会</p> <p>2 座長あいさつ</p> <p>3 講話 「千葉県市町村合併推進構想」 (千葉県総務部市町村合併担当課長)</p> <p>4 報告事項 (1) 第2回研究会における指摘事項への対応について (2) さいたま市視察結果概要</p> <p>5 協議事項 (1) 政令指定都市制度に関する基礎的研究等について (2) 広域的課題及びまちづくりの可能性について (3) 中間報告目次構成について (4) その他</p> <p>6 閉会</p>
第4回	平成19年3月27日 / 会場 流山市役所	<p>1 開会</p> <p>2 座長あいさつ</p> <p>3 報告事項 (1) 第3回研究会における指摘事項への対応について</p> <p>4 協議事項 (1) 政令指定都市問題研究会中間報告(素案)について (2) その他</p> <p>5 閉会</p>
第5回	平成19年8月24日 / 会場 我孫子市役所	<p>1 開会</p> <p>2 座長あいさつ</p> <p>3 協議事項 (1) 今後の調査・検討について (2) シンポジウムについて (3) 先進地視察について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
視察	平成19年10月29日 / 視察先 静岡市	<p>時間 11:00～12:30</p> <p>出席者 静岡市側： 都市経営部都市経営課担当参事ほか</p>

回	開催日 / 会場	議題等
		<p>研究会側： 委員及び6市の企画担当課員 計15名 質問事項等</p> <p>新市建設計画・市の将来像 合併に伴う新市のビジョンの策定経過等 合併、政令指定都市移行により実施した新規の建設事業等 組織・移譲事務 職員削減計画について 権限委譲に伴う専門職員の配置及び県職員の市への派遣等の状況について</p> <p>行政区 大区役所制、小区役所制の考え方について 旧市に対する立案権限等の残置について 行政区の区割りの考え方や、市民からの反応など 各行政区ごとの特色ある予算について</p> <p>財政 静岡市の政令指定都市移行に伴い移譲される権限・財源のうち、特に懸案となっていた事項について 政令指定都市移行に伴う移譲財源は、移譲事務に要する経費と見合ったものであったか 県の負債のうち政令指定都市移行に伴って市が引き継いだもの 政令指定都市移行に関連する市民、議会への対応 合併後の市民意識調査について 議会の協力体制等について</p> <p>その他 政令指定都市移行による人口増、産業集積などの効果 合併に際しての事務事業調整の基本方針など 政令指定都市として国に要望している項目 各庁舎の空きスペースについて など</p>
第6回	平成19年12月26日 /会場 鎌ヶ谷市役所	1 開会 2 報告事項 (1) 第5回研究会指摘事項への対応について 3 協議事項 (1) 基礎指標等の整理について (2) 共通項目・つながりの整理とパターンについて (3) シンポジウム等の扱いについて (4) その他 4 閉会
第7回	平成20年2月13日 /会場 柏市役所	1 開会 2 報告事項 (1) 第6回研究会指摘事項への対応について 3 協議事項 (1) 第3章政令指定都市に関わる詳細検討の追加項目について (2) 行政区の考え方について (3) 最終報告書のとりまとめについて (4) その他 4 閉会
第8回	平成20年3月26日 /会場 野田市役所	1 開会 2 報告事項 (1) 第7回研究会指摘事項への対応について 3 協議事項 (1) 最終報告書(案)について (2) その他 4 閉会

2. 第1章関連資料

(1) 指定都市市長会が挙げている、政令指定都市の財政面での課題について

全政令指定都市の市長によって構成される「指定都市市長会」においては、第1章で示したように、政令指定都市の制度面での課題を挙げている。

中でも、「政令指定都市の役割に見合った税財政制度が存在していない」という課題認識については、それに基づき、様々な提言や国に対する要望等を行っている。

このうち、直近にまとめられた、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての重点要望(平成19年度)」「(平成18年10月)」においては、以下の5点の重点要望を掲げている。

重点要望1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

【指定都市の要望】

真の地方分権の実現のためには国から地方への税源配分が必要

《当面》 消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、
国・地方間の税の配分を1:1とすること。

《将来的には》 国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、
地方税の配分割合をさらに高めていくこと。

重点要望2 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

【指定都市の要望】

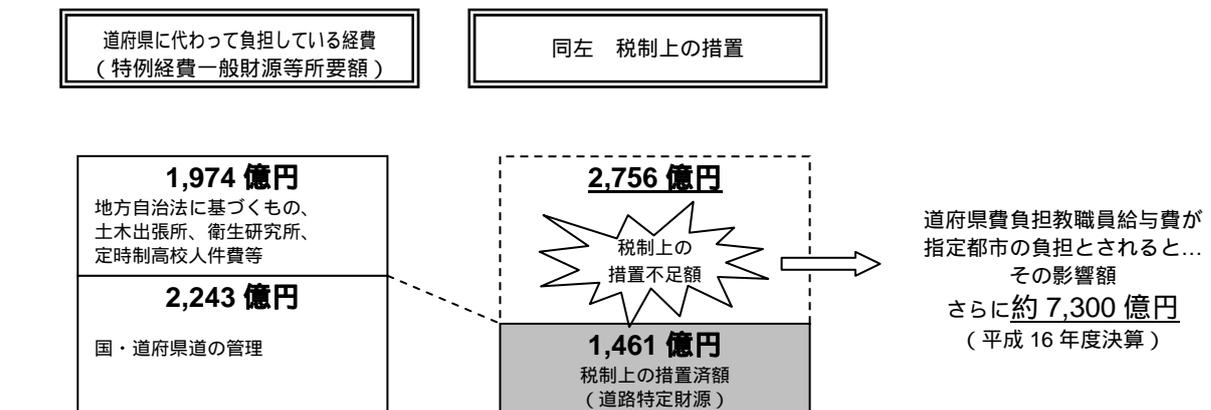
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源、特に消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

重点要望3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

【指定都市の要望】

道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

大都市の事務配分の特例に伴い税制上の措置不足額(平成18年度予算)



重点要望4 国庫補助負担金の改革

【指定都市の要望】

国庫補助負担金の改革は、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、税源移譲と一体で進めること。

指定都市市長会が提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分を早期に実現すること。

地方の自由度拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わず、交付金化された国庫補助負担金についても、併せて廃止のうえ、税源移譲を進めること。

重点要望5 地方交付税の改革

【指定都市の要望】

地方交付税は、地方固有の財源であり、その改革については、地方の役割や行政サービス水準について地方と十分な議論を行ったうえで進め、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない削減は決して行わないこと。

税源移譲の際に生じる交付税原資の減額分の補填や、国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる通常収支不足の解消は、法定率の引上げによって対応すること。

算定基準の見直しにあたっては、単に人口・面積で機械的に配分するのではなく、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築すること。

地方財政の予見可能性を高め、地方自治体が計画的な財政運営を行うことができるよう、地方とともに、「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

以上、指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての重点要望（平成19年度）」
（平成18年10月）より抜粋

(2) 「政令指定都市移行に伴う期待事項、懸念事項」の市民への提示内容例
(先進事例の紹介)

近年政令指定都市に移行した、あるいは移行をめざしている市が、「政令指定都市移行に伴う期待事項、懸念事項」等について市民に対する説明に用いた資料から、一部を抜粋して示す。

1) さいたま市

いずれもさいたま市ホームページ内資料(3市合併後、政令指定都市移行の手続きを行っている時点の資料)より抜粋

why? 政令市 ~ 政令市になることのメリット ~

(1) 身近できめ細かな市民サービスが提供できる

政令市になると、一般的に人口10万人~20万人程度を目安に、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区に区役所が開設されます。

区役所では、戸籍や住民登録、印鑑登録はもちろん、国民年金、国民健康保険、各種福祉事務、市民相談、広報広聴、コミュニティ、社会教育などの市民生活に密着した事務のほとんどを行うことができるようになります。それにより、地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細かな行政を総合的に展開することが可能となります。

(2) 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる

現在、県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い多くの事務を、市で直接行うことができるようになります。

その事務の主なものは、児童・身体障害者・高齢者などに対する社会福祉事務、母子保健・食品衛生・公害防止対策などの保健衛生・環境保全事務、国道・県道の管理や交通安全施設の整備などの土木建設、都市計画事務などです。

これらの事務処理が、すべて市の独自の判断で行うことができるので、処理期間が大幅に短縮され、スピードアップを図ることができます。

(3) 財政的に豊かなまちづくりができる

政令市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められています。

石油ガス譲与税、軽油引取税、宝くじ発売収益金が新たに国や県から交付され、その他にも地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が一般の市に比べて増額されます。

さらに地方交付税が一般の市とは別の基準で算定されますので、基準財政需要額が大幅に増額し、交付金も増えることが見込まれます。

これらの財源を有効に活用することにより、福祉、保健衛生、道路、下水道、防災体制など、市民生活をより充実させ、豊かなまちづくりを進めることが可能となります。

政令市 Q&A

Q1 政令市になると、どのように変わるのですか?

政令市は一般の市とは異なり、次の表に挙げたような、大都市としての「特例」が認められています。このような特例が認められることで、政令市への移行は、より身近できめ細かな行政上のサービスが受けられるようになるなど、市民生活をより便利で豊かにするさまざまなメリットが生まれるようになります。(「政令市に認められる特例」の表は略)

Q2 政令市になるための具体的な条件は何ですか?

Q3 政令市の「法的根拠」は?

(略)

Q 4 政令市の区は「行政区」だと聞きましたが、東京都の「特別区」とはどのような違いがあるのですか？

「行政区」は、政令市制度の最大の特徴ともいえるべきものであり、市民生活に関わりの深い多くの行政サービスが、大都市においても、より身近なところで展開できるようにとの配慮から設けられたものです。政令市においては、人口規模が大きくなり、これにとまない行政事務も複雑化することになるので、住民に密着した事務を円滑に処理するため、条例でいくつかの行政区を設け、市長の権限に属する事務を、行政区の区長の権限として分掌させることとなります。行政区と、東京都の「特別区」(千代田区、台東区などの23区)との相違点は次の表のとおりです。

根拠	<p><政令市の行政区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第252条の20 (抄)指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。 <p><東京都の特別区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第281条 (抄)都の区は、これを特別区という。特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。
性格	<p><政令市の行政区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人格がなく、議会を置けない。 <p><東京都の特別区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別地方公共団体として法人格があり、議会を置ける。
組織	<p><政令市の行政区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が区の事務所(区役所)を設置し、各区に区長および区収入役、区選挙管理委員会などを置く。 ・行政区の区長は、市長が任命する。 <p><東京都の特別区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の市とほぼ同様。 ・特別区の区長は、公選で選出する。

Q 5 政令市になると、区役所ができ、市民生活が便利になるといわれていますが、区役所の業務内容を教えてください。

行政区の区役所にどのような機能を持たせるかは、当該市の裁量に任せられています。

実際、先進政令市間においても、行政区の区役所が分担する事務事業の内容には、それぞれの事情に応じた差があり、これらを大きく分類すると、戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金などの日常的・定型的な窓口業務を中心とする「小区役所制」と、これに加えて、福祉、土木、建築などの業務も幅広く所管する「大区役所制」に分類されます。

Q 6 市役所と区役所があることによって、かえって手続きが煩雑になることはありませんか？

原則として区役所では、市民生活に密着した仕事を行うようになり、ほとんどの用件は区役所で足りることになります。市役所では、市全体の施策や将来展望の策定、市全体にまたがる事務事業やプロジェクトの企画立案など、全市的観点から行う必要のある事務を行います。機能が分かれるため、利用者の手続きが煩雑になることはありません。

Q 7 政令市になると、県からの移譲事務があると聞いていますが、どのような仕事に移譲されるのですか？

現在、県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深いさまざまな事務を市が行う

こととなります。

移譲される事務には次のようなものがあります。（表は略）

また、法令などで移譲の規定のない行政事務についても、県との協議により、市民により身近なものは移譲されることとなります。

Q 8 政令市と地方分権の関係を教えてください。

地方分権とは、これまでの中央集権的な行政体制のあり方を見直し、国と地方との役割を明確に分担し、そのために国から地方への権限移譲、財源の充実・強化など図り、地方自治の確立をめざそうとするものです。その点、政令市には、市民生活に関わりの深い事務の権限移譲や財政上の特例があり、また、一般市や中核市にはない、行政区の設置についても制度化されるなど、地方自治としてより進んだ行政体制が実現します。政令市は、いま、地方分権を進めようとする国の施策の中で、より地方分権の進んだ大都市行政運営といわれています。

Q 9 市の財政はどのように変わりますか？

政令市移行に伴う事務移譲や行政組織の変更などによる新たな行政需要に対応して、国や県から、財源の譲与や、交付金・支出金について増額などの措置がとられます。

財政上の特例は、歳入上のものと歳出上のものとに区分されますが、その概要は次のとおりです。（表は略）

Q 10 選挙制度はどうなりますか？

政令市に移行すると、各行政区ごとに選挙管理委員会が置かれ、その区における選挙権を持つ者の中から、選挙管理委員および補充員が市議会の選挙によって選ばれます。公職選挙法上、市議会議員の選挙は各行政区ごとに行われ、また、都道府県議会議員の選挙についても原則として各行政区ごとに行われます。

なお、県議会議員および市議会議員の議員定数は、選挙区ごとに条例で定めることとなります。

（比較表は略）

Q 11 市民への情報はどのように提供されるのですか？（略）

Q 12 行政区域が広大になりすぎて住民意思が行政に反映されにくくなると聞きましたが。

政令市になると、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの行政区に区役所が置かれます。

区役所では、市民生活に密着した多くの事務を行うことができるようになり、また、市議会議員が行政区ごとに選挙されるなど、区を単位とした市政運営を行うことが可能となります。

こうしたことから、行政区ごとに懇談会を開催したり、区役所に相談機能を持たせることなどにより、それぞれの地域の住民意思を聞くことができるとともに、これを行政に反映させることができるようになり、地域の実情に合わせた、きめ細かな市民サービスが提供できるようになります。

Q 13 商業、業務機能が中心部に集中し、周辺地域が衰退することはないのですか。

「まちづくり」は、地域のバランス及び将来的な発展を見据えた基本計画を策定して進めることとしています。確かに、政令市になると、市としての知名度が上昇するとともに、求心力が高まり、産業などの集積が見込まれますが、過度に都市機能が中心部に集中することのないよう、政令市移行後も、計画的に「まちづくり」を進めることとしています。

2) 堺市(平成18年4月移行)

いずれも堺市ホームページ内資料より抜粋

どうして政令指定都市なの？

本格的な分権時代にふさわしい新しいまちづくりをめざすには、都道府県並みの権限と財源を持つ政令指定都市への移行が是非とも必要です。

大都市として暮らしを支える都市づくりのために

たくさんの人々が働き、学び、集う、私たちのまち、堺市。堺市外から通勤通学やビジネスなどで多くの人が行き交っています。

今後、より快適で人が集うまちづくりに向け、住宅、交通、都市の再開発など、都市機能の充実や公共施設の整備をはじめとした大都市特有の行政需要に応えていくことが求められています。

未来に発展を持続する都市づくりのために

激化する都市間競争の中で、これまで以上に個性的なまちづくりが求められています。堺市は臨海部や丘陵部の自然、そして歴史・伝統文化といった豊富な資源を有しています。これらを生かして、より魅力と活力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

関西の発展を力強く支える都市づくりのために

近畿圏において、京・阪・神に次ぐ都市規模を有する堺市。南大阪の中核的都市である堺市は、これまで以上に明確な役割をもって、広域的な視点に立ち、関西圏における新たな拠点都市を形成し、関西の発展に貢献することが求められています。

自己決定・自己責任による自立した都市づくりのために

国際化、情報化の推進、急速な少子高齢化社会への移行など社会情勢は大きく変化しています。これらの時代の流れに的確に対応するとともに、災害に強いまちづくりや地域に密着した住民サービスの充実などが求められています。

地方分権時代は、「私たちのまちは私たちの手で責任を持つ」という自立したまちづくりが必要です。行財政基盤の強化、効率的な行政運営に向けた行財政改革と住民参加によるまちづくりの仕組みが必要です。

住民のニーズに応じた魅力ある地域づくりを進めていくためには、府県並みの権限と財源をもつ政令指定都市制度の活用が必要になってきています。

政令指定都市のメリット

事務がスピードアップ

～権限の移譲でスムーズな事務処理

大阪府が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い事務のほとんどが、堺市で行えるようになり、今まで以上に住民の多様なニーズに応えることができ、サービスがより効率的、総合的に行えるようになります。

また、大阪府の事務を市が直接行ったり、国と直接手続きができたりすることにより、申請、受付、認可などの手続きが短くなって、さらにスピードアップした行政サービスを受けることができます。

例えば： 「児童相談所の設置」「小中学校の教職員の任免」「府道・国道の維持管理」

より身近なサービス

～支所が区役所へ

市民の日常に密着したサービスは、区役所を中心として「区」単位で行われるようになるので、地域の実情に応じた市民サービスと、きめ細やかな行政サービスが総合的に受けることができるようになります。

さらに区役所が地域コミュニティ活動の拠点となることで、市民による地域づくりが活発化することが期待できます。

また、行政区ごとに議員の選挙が行われるようになり、地域の意見をより議会及び行政に

反映しやすくなります。

財源の有効活用

～市民サービスの向上や新しいまちづくり

大阪府が行っている事務の移譲や区政、大都市特有の行政サービスの実施などに伴い、一般の市に比べて予算規模の拡大が見込まれます。

政令指定都市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められており、これらの財源を有効に活用することにより、福祉、保健衛生、教育などその他の市民福祉を一層向上し、魅力的なまちづくりを進めることが可能になります。

都市のイメージアップ

～日本を代表する大都市へ

政令指定都市になると全国的な地位を得ることとなり、全国展開の企業や新たなビジネスの進出などが見込まれ、地域の雇用機会が増加し、都市機能の集積が一層進む可能性があります。

国際的なイベント、大規模な民間イベントなども頻繁に開催されるようになり、あらゆる分野での情報発信量も増え、都市の総合的なイメージが変わることも想定されます。

移譲事務・財政 Q & A より

財政収支はどうなるの？

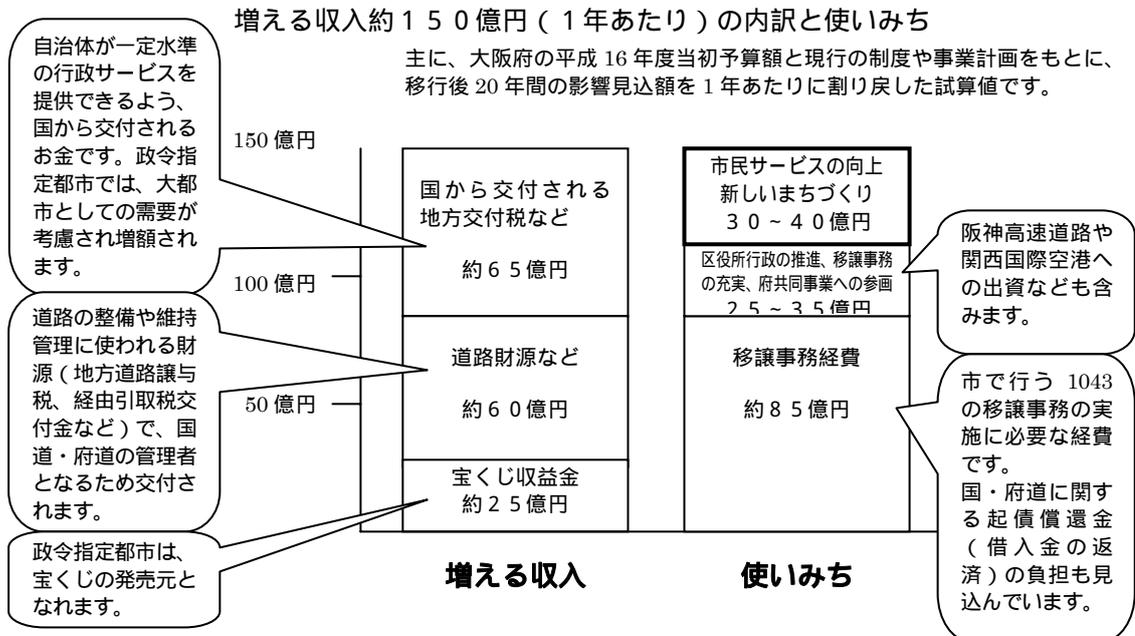
政令指定都市になると、地方交付税や道路財源、宝くじ収益金などで、毎年約 150 億円の収入の増加が見込まれます。

一方、支出の面では、府からの移譲事務の実施や区役所行政の推進などに 110～120 億円の経費が必要になりますが、これらはすべて、増加する収入でまかなうことができます。増収から必要経費を差し引いた 30～40 億円の財源は、市民サービスの向上や新しいまちづくりに活用します。

平成 18 年度当初予算では、収入が 141 億円の増、支出が 102 億円の増で、差し引き 39 億円を市民サービスの向上などに活用します。

増える収入約 150 億円（1 年あたり）の内訳と使いみち

主に、大阪府の平成 16 年度当初予算額と現行の制度や事業計画をもとに、移行後 20 年間の影響見込額を 1 年あたりに割り戻した試算値です。



事務局注：

上の数値は、堺市が政令指定都市を目指している段階で堺市が推計した数値である。
地方交付税などについては、毎年度、見直しが図られていることから、あくまで参考としてとらえる必要がある。
なお、グラフは堺市資料をもとに事務局が作成したものである。

なぜ府の起債(借入金) 460億円を市が返すの？

政令指定都市になると、国道26号を除く市内の国道・府道の管理を市が行うようになります。これに伴い、堺市内の国・府道の整備のために府が借り入れた起債の償還(返済)も市が負担します。これは、起債償還の主な資金である道路財源などが、市の収入になることから負担するものです。

なぜ全額負担するの？

府の試算では、市の負担する償還金は、起債の残高約380億円に利子相当額約80億円を加えた計約460億円(今後の協議により変動)となっています。償還期間を20年とすると、道路の維持管理・整備に必要な費用約600億円を加えた約1060億円の道路関係経費が20年間に必要になりますが、これは、増収となる約1200億円の道路財源などで十分まかなわれます。

先例の政令指定都市も、府県の起債の償還を負担していますが、その方法や範囲には、定められたルールはありません。市では起債の償還を全額負担しても、1年あたり30~40億円が市民サービスの向上やまちづくりに使えることから、全額の負担に合意したものです。なお、静岡市やさいたま市に比べて、堺市は都市計画道路の整備率が高いことなども考慮しています。

なぜ阪神高速や関西国際空港に出資するの？

府県並みの権限・財源を持つ政令指定都市には、広域的な都市圏の活性化や発展に対する貢献が求められます。堺市も、大阪府や大阪市と同様に、阪神高速道路の整備・充実や関西国際空港事業など、まちの機能や市民のくらしを向上させ、広く経済波及効果を生み出す事業に参画します。

なお、これらは、今後実施される事業に対するもので、既に実施済みの事業費を負担するものではありません。

阪神高速道路への出資

現在の府県と政令指定都市の出資状況は、京都府と京都市、兵庫県と神戸市、大阪府と大阪市が、それぞれ1対1の割合で負担していることから、市でも、大阪府との負担割合を1対1とします。1年あたりの出資金は、約5億円となります。

関西国際空港への出資・貸付

一期事業時の負担割合に基づき、府の10分の1を負担します。1年あたりの出資・貸付金は、約5千万円となります。

阪神高速大和川線事業

阪神高速大和川線については、現在、国、阪神高速、大阪府の間で、部分的に街路事業として実施することについて協議が行われていて、事業手法や国の財政措置などは確定していません。政令指定都市になると、市が一部区間の事業主体になりますが、街路事業には、国の補助や起債などの制度が活用できるため、その負担は、政令指定都市移行による収入の増により対応できる範囲です。

3)新潟市(平成19年4月移行)

周辺市町村と任意協議会を設置していた時点での市民向けパンフレットから抜粋。

なお、新潟市はこれまで5回、政令指定都市に係る市民向けパンフレットを発行しており、ここで示すものは2回目のものである。

政令指定都市移行への疑問・質問

Q1 政令指定都市には区役所ができるそうだが、区役所ではどのようなことをするのか。

A1 区役所の設置により、より総合的なサービスの提供が可能になります。

政令指定都市になると、市域をいくつかの行政区に分け、それぞれに区役所を設

置し、市民の日常生活に密接に関わるサービスを提供します。

既に指定されている政令指定都市では、戸籍・住民基本台帳・税・福祉などの業務を基本とし、これに保健・土木・建築などの業務を加えているところもあります。

市役所本庁舎へ出向かなければ受けられなかったサービスを区役所で提供することで、可能な限り総合的・完結的に対処できるようになり、市民の皆さんにとって利便性が高まります。

	業務の内容
全ての政令指定都市で区役所の業務としている業務	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録などの諸証明業務、税・国民健康保険・国民年金・福祉・市民相談などの窓口業務、選挙。
政令指定都市ごとに取扱いが異なる業務	保健・衛生業務、土木・建築などの業務。

また、区を単位として、より地域の特性を活かしたまちづくりを行うことができます。

政令指定都市では、区ごとに生活環境の改善や住民相互の活動への支援など、まちづくりのための予算を活用し、区ごとの特性を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

合併によって市域の広がる本市においても、各地域にはそれぞれこれまで大切にしてきた魅力がたくさんあります。それらを活かし、市民の皆さんが快適さ・豊かさ・やすらぎなどを感じ、住み続けたいと思えるまちにするために、区をひとつの単位として、市民と行政が話し合いをしながら、よりよいまちづくりを行っていきます。

政令指定都市・新潟市においては、市全体の調和を図りつつ区役所へできるだけ多くの権限を移譲するとともに、住民自治の一層の充実を図り、市民の皆さんと行政による協働のまちづくりを推進することを基本とする「分権型政令指定都市」の実現をめざします。

Q 2 政令指定都市になると区はいくつできるのか。どこに区役所ができるのか。

A 2 政令指定都市を目指す上で重要な課題であり、市民の皆さんのご意見もいただきながら、慎重に検討し決定していきます。

(説明文は本資料では略)

Q 3 合併する市町村の数が多いが、ひとつの政令指定都市としてのまとまりをどのようにとっていくのか。

A 3 新潟市は近隣市町村と合併し、政令指定都市を目指しています。それぞれの魅力を磨いてきた市町村が集まり、ひとつの都市となることで、魅力を連携し、さらに高めていくことが可能となります。

例えば、

新潟東港地域に国際物流団地を整備することによる物流機能の大幅な拡充

新津丘陵におけるバイオリサーチパークの整備による新たなバイオ産業の振興と雇用の創出

各地域に点在する観光資源の一体的活用による新たな交流人口の増加等、それぞれの魅力が輝くとともに、新潟市全体の魅力が輝くこととなります。

積極的な地域間交流に向けた働きかけ、テーマを設けて各地域が参加するイベントの実施、各地域を連絡する環状型の道路網の整備等を通し、連携の強化を図ります。

さらに、合併する市町村の中心市街地が活力を持ち、各地域の魅力のけん引役を果たすことができるよう、まちなかを重視した政令指定都市を目指します。

Q 4 政令指定都市としての今後の産業展開はどうなるのだろうか。

A 4 政令指定都市としての拠点性の高まりを活かし、産業の振興・雇用の創出を目指します。
(説明文は本資料では略)

Q 5 県と同等な事務権限を持つといわれるが、どの程度のものがあるのか。

A 5 政令指定都市は、地方自治法で都道府県が処理する様々な事務の全部又は一部を直接処理することができるかとされています。また、この他にも個別の法令により権限が移譲されるものもあります。

例えば、現在県が行っている国道や県道の管理について、政令指定都市内の区間について、市が直接行うことになるほか、児童相談所や精神保健福祉センターの設置、療育手帳の事務等を市が行います。

(「移譲される事務の内、主なもの」の表は略)

このように、市民の皆さんに身近な行政サービスを直接市が実行することにより、市民福祉の向上と自主的な行財政の運営が一層図られます。

また、その処理する事務については、県からの一定の独立性が認められ、県知事の関与等を不要とするなどの特例が認められています。

県を経由せずに事務処理を行うことにより、効率的な事務処理ができるという利点があります。

さらに、国と直接交渉を行うことができるようになり、国の施策に対しての市の考え方を伝えることができます。

Q 6 政令指定都市になり、財政的にも大丈夫なのか。

A 6 政令指定都市になると、県から移譲される事務の増や行政組織の変更により必要となる新たな財政需要に応じて、国や県から財源の移譲や交付金の増額等の措置がなされます。

また、地方交付税の算定にあたっては、政令指定都市の大都市としての特性が考慮され、一般の市とは別の基準で算定されます。

歳出のうち増えると考えられる主なもの

- ・ 新たな行政施設の設置
- ・ 移譲事務の執行
- ・ 審議会の設置や行政組織の変更

歳入のうち増えると考えられる主なもの

(表略)

政令指定都市への移行にあたっては、広域的な合併の実現が必要です。合併のひとつの効果として、行財政運営の効率化をはかることで、少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供を図ることができます。

- ・ 管理部門の統合により、それらの職員を市民に密接なサービスを提供する部門に充てることができます。
- ・ 三役や議員等の総数の減少により、人件費を抑制することができます。
- ・ 公共施設の広域的な配置により重複設置を避けることができます。

合併による定住人口の増加と、政令指定都市移行による都市イメージの上昇の効果により、人・もの・情報の交流が進み、都市の拠点性が高まり、民間投資・企業誘致の活性化や雇用機会の創出、都市型産業の集積が図られることで、税収の増加が期待できます。

このように、財源の確保と、自主的・効率的な運用により、重点的・弾力的な財政運営が可能となります。

4) 岡山市(移行をめざしている。なお、合併により人口要件は概ね満たすこととなった)

岡山市政令指定都市推進課資料より抜粋

移行の目的: 政令指定都市移行のメリットを活かし、都市のイメージアップによる地域の活性化を図り、「市民福祉の向上」を進めていく。

政令指定都市移行のメリット:

(1) 区役所の設置

政令指定都市になると、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区には「区役所」が開設されます。区の具体的な事務内容は、政令指定都市がそれぞれの判断で決めることになるが、既存の政令指定都市では窓口業務や保健福祉業務など日常生活に密着した事務などが行われています。また、区には選挙管理委員会が置かれ、市議会議員選挙や県議会議員選挙は区ごとに議員の定数を定めて選挙が実施されます。

(2) 住民ニーズに対応した行政サービス

県が行っている事務のうち、人づくり、福祉、道路行政など市民生活に関わりの深い事務の多くを市が直接処理できるようになるため、市の主体的な判断で、市民の行政ニーズに的確に対応した行政を進めることができるようになり、事務処理のスピードアップも期待されます。また、県知事の許認可などといった関与については、その必要がなくなる、若しくは、直接各大臣の関与になることから、県と市との二重行政が解消され、事務手続などが簡素化されます。

(3) 財政的に豊かなまちづくり

政令市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められている。石油ガス譲与税、軽油引取税が新たに国や県から交付され、地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金も一般の市に比べて増額されます。また、宝くじが発行できるようになります。さらに地方交付税が一般の市とは別の基準で算定されるので、基準財政需要額が大幅に増額し、交付金も増えることが見込まれます。これらの財源を有効に活用することにより、福祉、保健衛生、道路、下水道、防災体制など、市民生活をより充実させ、豊かなまちづくりを進めることが可能となります。

(4) 都市のイメージと潜在力のアップ

全国に779もの都市がある中で、「政令指定都市」になれば、全国的・国際的な認知度が一段と高まり、また、政令指定都市としてのまちづくりの実績を積み重ねていくことによって、都市イメージと潜在力が向上します。

その結果、人・もの・情報の交流が進み、都市の拠点性が高まり、民間投資・企業立地の促進や雇用機会の創出、都市型産業の集積、国・県の重要プロジェクト・国際的イベントの誘致など更なる発展が期待できます。

5) 熊本市(移行をめざし、周辺市町村と研究会設置。)

熊本市広域行政推進室資料より抜粋

移行の目的: 「地方分権時代の到来」「行財政基盤の確立」「九州における拠点性の確保」などの時代背景の中で、行財政基盤がしっかりした、効率的に行財政運営を行う、権限と責任がある自立した自治体であることが必要。

そこで、地方制度上、権限と財源が最も充実した「政令指定都市」の実現を目指す。

政令指定都市移行のメリット:

区役所の設置による身近な行政

市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区に区役所が設置されます。区役所では、市民の皆さんが、生活に密着した市民サービスのほとんどを受けることができます。また、市議会議員や県議会議員の選挙も区単位で行われます。

行政サービスのスピードアップ

ほとんどすべての事務において、県の関与がなくなり、市が、直接、国と交渉し、事務処理を迅速に行うことができます。

- ・精神障害者に対する保健衛生事務
- ・国道・県道の維持管理などの土木行政事務
- ・都市計画の決定
- ・文教行政に関する事務 など

大都市にふさわしいまちづくりの推進

権限の移譲に伴い、地方道路譲与税などの道路特定財源が新たに交付されるほか、地方交付税の増額が見込まれます。

これらの財源を活用することにより、市民サービスの充実や道路などの都市整備を図り、大都市にふさわしい独自のまちづくりを進めることが可能となります。

都市イメージのアップ

全国的・国際的に知名度が高まり、都市イメージのアップが図れます。

その結果、民間投資の促進、雇用機会の創出、重要プロジェクト・国際的イベントの誘致などが期待できます。

(3) 近年、政令指定都市を目指した合併の検討から離脱した市町村(例示)

近年、政令指定都市を目指した合併の検討(研究会、任意協議会、法定協議会などを設置)から離脱した市町村等について例示する。

政令指定都市を目指す市(当時)	合併の検討から離脱した市町村	状況等
静岡市(静岡県)	由比町	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年4月 由比町民の住民発議により、「静岡市・由比町合併協議会」設置 平成17年2月 10回の合併協議会を経て静岡市長と由比町長との間で合併協定書が締結 平成17年3月 由比町議会で合併関連議案を否決 合併協議会は現在も設置中
浜松市(静岡県)	湖西市、新居町	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月 14市町村で「環浜名湖政令指定都市構想研究会」設置 平成15年6月 法定合併協議会設置に向けた準備会を設置。14市町村のうち、湖西市を除く13市町村が参加 平成15年9月 新居町を除く12市町村で「天竜川・浜名湖地域合併協議会」設置
堺市(大阪府) 美原町と合併し、政令指定都市移行	大阪狭山市	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月 「堺市・大阪狭山市行政連絡会議」設置 平成15年2月 大阪狭山市議会が堺市との合併協議会設置議案を否決
	高石市	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月 「堺市・高石市合併問題研究協議会」設置 平成15年4月 堺市との合併に関する高石市の住民投票で反対多数 平成15年7月 堺市・高石市合併問題研究協議会廃止
岡山市(岡山県) 御津町など4町と合併。政令指定都市移行をめざしている	玉野市	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年7月に岡山市・玉野市・灘崎町により「県南政令市構想研究会」設置 平成15年7月 岡山市、玉野市、御津町及び灘崎町の2市2町で、「岡山県南政令市構想合併協議会」設置 平成16年2月 玉野市長は3月議会において法定合併協議会設置の提案を見送る旨表明
(参考) 金沢市	野々市町	合併協議会などは設置されず。金沢市との合併論議は繰り返されてきているが、当面は単独市制移行をめざしている。
(参考) 広島市(既に政令指定都市)	府中町、海田町	平成15~16年にかけて、それぞれ法定合併協議会が設置されたが、府中町は実質的な協議に進まず、また海田町は住民投票で反対多数であったため、協議会を解散

3. 第2章関連資料

(1) 本地域を取り巻く社会経済情勢の変化等に係るキーワード例

今後の本地域のまちづくりを考えていく上で特に影響があると思われる社会経済情勢の変化等に係る主なキーワードとして、以下のようなものが例示される。

人口構造の変化に関すること

人口減少時代

全国の人口は、平成 17 年から減少局面に入り、今後も減少が続くことが予想される。本地域を含む首都圏においては、未だ増加傾向にある市町村が多いが、中長期的には減少をはじめることが見込まれる。

想定される影響： 地域活力の低下、土地利用ニーズの変化、税収減など

高齢者数の急増

全国的に高齢化の進展が課題となっているが、本地域の人口構造を見ると、団塊世代を中心にした年齢割合が高いことから、今後、高齢者数が急増することが見込まれる。

想定される影響： 高齢者の地域における諸活動の活発化、医療福祉サービスに対するニーズ増加、高齢者の円滑な移動等を支える仕組みの重要性増加、災害等発生時における要援護者数の増加、市財政への影響など

少子化の進展

年少人口の伸び悩みは、今後、当面の間続くことが予想される。一方、本地域においては、他地域からの転入による年少人口の増加が期待されるが、出生数の増加に関しては、各市とも子育て支援に力を注いでいるものの、速やかな効果の出現は課題となっている。

想定される影響： 地域活力の低下、小中高校等の再編など

まちづくり、地域経済に関すること

つくばエクスプレス開通、また成田新高速鉄道などの事業進展

平成 17 年につくばエクスプレスが開通し、人の流れや沿線開発の進展などの変化が見られる。また、成田新高速鉄道及びそれに並行する北千葉道路の整備が、平成 22 年度の開業に向け進展している。東京外かく環状道路については、本地域を通過する区間において事業が進んでおり、開通後は自動車交通の利便性の向上等が期待される。

さらに、地下鉄 8 号線延伸（野田市まで）、地下鉄 11 号線（松戸市まで）などについては検討が進められている。

想定される影響： 地域活力の向上、地域間の連携・役割分担の重要性増大、土地利用ニーズの変化、業務・商業機能立地の変化、物流・流通の効率化など

「地域イノベーション」の重要性拡大

産業の空洞化などへの対処方策として、国を挙げて科学技術振興が進められており、「イノベーション(創新)」がキーワードとなっている。中でも特に、大学等の研究機関、特定分野の産業、関連する諸企業・公的機関などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力することにより、活力ある地域を形成する「地域イノベーション」への関心が高まっている。本地域には、多様かつ高度な専門性を有する大学、企業などが集積しており、現在も様々な産学官連携の取組が行われているところであるが、今後も引き続き重要性を増すものと思われる。

想定される影響： 産学官連携の重要性増大、産業活動を支える各種インフラ整備の必要性など

構造改革特区など、規制改革の動き

国を挙げた規制改革の動きが進んでおり、全国各地で特徴的な構造改革特区の取組などが行われている。本地域においても、流山福祉輸送セダン特区や我孫子市福祉運送セダン特区、あるいは新産業創出特区などの取組が行われている。

想定される影響： 地域の状況に応じた個性的な取組の進展、地域間競争の激化など

働き方の多様化など

産業構造の変化や人々のライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、働き方の多様化が進んでいる。また生産年齢人口が減少する中で、高齢者の雇用や、女性の雇用などについても重要性が増してきている。

一方、ニートと呼ばれる就労していない人々の存在も着目されている。

想定される影響： 雇用関連施策の一層の充実、コミュニティビジネス等への関心の高まりなど

交流人口の重要性増加

人口減少時代となり、これまで以上に、都市の活力等を表す指標として「交流人口」が着目されるようになってきている。地域経済のみならず、市民活動の面においても、広域的な連携と交流を積極的に進めることが重要となっている。

想定される影響： 住む人・訪れる人双方にとってよりよいまちづくりの重要性増大、交通渋滞の増加など

交流人口： 通勤・通学、文化・スポーツ活動、観光・レクリエーション、買い物、環境活動、ビジネス、研究など、様々な目的をもって、地域外から当該地域を訪れ、活動する人の数のこと。

環境、防災・防犯等に関すること

環境保全、環境共生、資源リサイクルなどへの関心の一層の高まり

環境保全、環境共生、資源リサイクル推進への社会的要請、ならびに市民の関心の高まりが進んでいる。本地域においては、江戸川・利根川・利根運河・手賀沼などの水辺や、おおたかの森や 21 世紀の森、あるいは崖線緑地など、自然・人工の豊かな緑、公園などが全域に広がっており、こうした環境の保全や利活用が重要となっている。

想定される影響： 市民・各種団体・事業者・行政など地域一体となった取組推進など

危機管理の重要性増加

防犯、防災、また健康被害など、様々な危機への的確な対応への社会的要請が高まっている。行政による対応も重要であるが、地域が一体となった取組が必要となっている。

想定される影響： 地域一体となった防災・防犯体制構築など

教育、福祉に関すること

子育て支援の重要性増大

子どもを産み、育てやすい社会づくりは、人口減少時代を迎え、合計特殊出生率の低下に歯止めがかからない中で、より一層重要性を増してきている。

また、全国的に児童虐待の防止も大きな課題となっている。

想定される影響： 市政全般にわたるきめ細やかな関連施策ニーズの増大、県機関と市機関の連携など

教育を取り巻く諸課題の社会問題化

深刻化する「いじめ」や「学級崩壊」などの問題をはじめ、教育を取り巻く諸課題が大きな社会問題となっている。また、教育委員会のあり方等も課題となっている。

想定される影響： 課題解決に向けた総合的取組など

医療、福祉サービスなどへのニーズ増加

高齢者数の増加などに伴い、医療、高齢者福祉サービスなどへのニーズは一層増加することが考えられる。障害者福祉についても、国の制度改正に伴い、自立を支援するための様々な取組などに対するニーズの増加や、バリアフリーのまちづくりの一層の推進などの重要性が増すことが考えられる。

また、国際化に対応した防疫体制や医療機関の連携のあり方や、小児医療のあり方なども社会問題化している。

想定される影響： サービス提供体制の充実、財政負担への影響など

市民活動等に関すること

市民活動の活発化

様々な形態での市民活動が活発化している。また、市政への市民参加も、各市において積極的に取り組んでいる。

特に6市においては、いわゆる「団塊の世代」の方が多く住んでおり、今後、退職して地域において過ごす時間が長くなり、また地域での諸活動に関心を一層持たれることが考えられる。こうした人々の経験と活力を活かした仕組みづくりや、地域における活動の支援などが注目されている。

想定される影響： 地域活力の向上、自治意識の高まり、「団塊の世代」の経験と活力の活用、都市内分権推進の体制整備など

地方行財政に関すること

国、地方の厳しい財政状況

国、地方の財政状況は、三位一体改革に伴う税財源の行方が不透明な状況にあり、膨大な債務、人口減少社会に伴う税収の減少などから、依然として厳しい状況にある。

想定される影響： 行財政改革の推進など

地方分権の進展

地方分権を一層推進し、地域の自立性向上を図る取組が進められている。また、道州制の導入に向けた検討も具体化しつつある。

想定される影響： 行財政基盤の強化、国・県からの事務や税財源の移譲にあたっての的確な対応など

公共施設等の維持更新需要の増加

高度成長期などに整備された公共施設や、道路、橋りょう、上下水道などの社会資本が、老朽化の進展、あるいは耐震化が必要であることなどにより、大量に維持更新を進めていくことが必要となっている。

なお、民間建築物の老朽化も進展するため、特に集合住宅等については円滑な建て替えの誘導や、適切な土地利用の誘導などが課題となってくることが想定される。

想定される影響： 財政負担の増加、代替施設等の確保、施設の統合整理、公共施設の用途の転換など

(2) 今後、重要性が増すと考えられる広域的な取組例

本地域の課題等を踏まえ、今後、本地域において広域的に取組んでいく重要性が増加すると考えられる施策等を例示すると、以下のようになる。

なお、ここに挙げるものは一例であり、広域的取組に対し、様々なニーズがあるものと考えられる。

また、ここで挙げるものは、政令指定都市への移行により可能となるものではなく、現在においても広域連携によって取組が可能なものである。ただし、場合によっては政令指定都市へ移行すると、より効果的な取組が可能となるものも考えられる。それらについては、本文第2章2において整理している。

1) 「互いに支え合い、誰もが安心して住むことができるまちづくり」に関わる施策

医療機関、福祉施設等の整備

施策・事業名	広域医療体制の検討（今後、実施が考えられる施策）
各市の関わり方	検討組織の一員として参画。 また、市立病院を有する市については、設置主体等として。
事業概要	全体の医師数が減少している小児科医や産婦人科医の確保、高度医療や救急医療体制の充実を図るため、東葛地域に点在する医療機関の広域連携のあり方や負担の方法等について検討する。
広域的に取り組むべき理由	東葛地域に住む人々が安全・安心に生活できる医療体制を図るため、広域医療体制について検討する必要がある。

施策・事業名	高齢者・障害者の医療福祉の広域対応の検討（今後、実施が考えられる施策）
各市の関わり方	設置主体等として。
事業概要	今後急速に高齢化社会を迎える東葛地域は、高齢者福祉施設の整備面は一層の充実が必要な状況にある。また、精神障害者の在宅ケア制度や心身障害児などの分野は、広域的なサービス・施設利用が見込まれ、広域対応の方策について検討する。
広域的に取り組むべき理由	急速な高齢化は自治体の財政を圧迫する要因であり、障害者福祉・医療の分野も含め、広域対応のあり方を検討する必要がある。

子育て支援の充実

今後、具体的な取組の可能性等について検討していくことが考えられる。

市民団体等の連携支援

施策・事業名	市民協働の広域的展開（今後、拡大が考えられる施策）
各市の関わり方	市民協働の主体の一つとして。
事業概要	現在、各市においては市民との協働に係る様々な取組が進められており、また、各団体がそれぞれ広域的な連携を行っている場合もある。こうした活動の一層の充実に向け、特に市境付近等のまちづくりや、子育て支援、また防犯等の観点などから、市民団体等と各市が意見交換等を行うことができる機会の充実を図る。
広域的に取り組むべき理由	市民活動は市の単位を大きく越えて広がっており、行政が橋渡しの役割を担うことなど、広域的な対応が求められる。

公共施設の再整備・再配置、及び耐震改修・建てかえの推進

施策・事業名	公共施設の再整備・再配置、及び耐震改修・建てかえの推進（今後、実施が考えられる施策）
各市の関わり方	設置主体等として。
事業概要	団塊世代等の退職後の地域での活動の場づくりや、高齢者向けのスポーツ・文化施設の整備など、これまでストックしてきた公共施設を少子高齢化社会に即した再整備・再配置をすると共に、各市の公共施設の相互利用、あるいは広域的利用と負担に係るシステムについて検討し、効率的・効果的な行財政運営を図る。 また、公共施設の耐震改修、老朽化による建てかえにあたり、こうした広域的な取組が可能となることにより、代替施設の円滑な確保等も行いやすくなることが考えられる。
広域的に取り組むべき理由	効率的・効果的な行財政運営を行う上で、広域的対応を図るべき事務事業について積極的に検討する必要がある。

防災体制、消防・救急体制の充実

施策・事業名	消防防災分野における広域化の検討（今後、拡大が考えられる施策）
各市の関わり方	事業主体として。
事業概要	市民生活の安心・安全を図る上で、防災体制の充実、消防・救急体制の充実は重要である。財政状況が厳しい下で消防力の向上や装備の最新鋭化を図ると共に、災害に対する即応体制などの危機管理能力を高めるために、広域対応の検討を行う。
広域的に取り組むべき理由	効率的・効果的な体制を整備するためには、スケールメリットを生かした広域対応を図る必要がある。

2) 「持続的発展が可能な地域経済と、それを支えるソフト・ハード両面のネットワークの形成」に関わる施策

鉄道沿線のまちづくり推進、新たな産業拠点等の形成

施策・事業名	つくばエクスプレス沿線等における産業都市づくり（現在、取組が進められている施策）
各市の関わり方	東大、千葉大、千葉県、流山市、柏市、都市機構、民間事業者、NPO 法人などが連携して実施
事業概要	つくばエクスプレス沿線のまちづくりにおいて、「環境・健康・創造・交流の街」を基本コンセプトとした国際的な学術研究都市を目指す取り組みが進められており、様々な活動を通じて沿線全域の魅力の創出を図る。
広域的に取り組むべき理由	広域交通に対応した道路体系など、つくばエクスプレス沿線のまちづくりを効率的・効果的に整備する必要がある。

施策・事業名	北総鉄道、成田新高速鉄道、北千葉道路沿線のまちづくり（現在、取組が進められている施策）
各市の関わり方	区画整理組合、鉄道事業者、都市機構、国、千葉県、松戸市、鎌ヶ谷市などが連携して実施
事業概要	現在、インフラ整備及び区画整理事業等が進められており、様々な活動を通じて成田新高速鉄道・北千葉道路の円滑な開通と、沿線全域の魅力の創出を図る。
広域的に取り組むべき理由	成田空港と首都圏を結ぶ沿線であり、高いポテンシャルを有することが考えられ、広域的な対応が必要である。

幹線道路、鉄道等の整備・充実

施策・事業名	東京外かく環状道路、北千葉道路、千葉柏道路、各主要地方道などの整備（現在、取組が進められている施策）
各市の関わり方	国、千葉県等と連携し、またアクセス道路となる市道などの整備を実施。また、良好な環境の保全や、沿道まちづくり等の推進。
事業概要	本地域内を結ぶ幹線道路や、首都圏における広域幹線道路網の一翼を担う道路の円滑な整備を推進する。その際、良好な環境の保全等に十分配慮する。 また、沿道のまちづくりなどについても充実を図る。
広域的に取り組むべき理由	道路ネットワークは広域的に広がるものであるため。

施策・事業名	東京直結鉄道の事業化推進、及びJR常磐線・成田線、東武野田線、つくばエクスプレス等の利便性向上に向けた要望等の推進（現在、取組が進められている施策）
--------	--

各市の関わり方	事業実現に向けた要望活動の実施及び実施主体に対する費用負担を含む協力
事業概要	東京直結鉄道（地下鉄 8 号線の野田市駅までの延伸）や、JR 常磐線の東京駅乗り入れ、JR 成田線の増発や終電の延長、東武野田線の全線複線化、つくばエクスプレスの東京駅延伸などについて、関係機関等に地域一体となった要望活動等を推進する。
広域的に取り組むべき理由	市域を越えたネットワーク化が図られ、また大利便性向上、混雑緩和などの効果が期待されるため。

3) 「大都市圏の中の豊かな水と緑の保全・活用」に関わる施策

緑地保全・水質保全や、親水空間整備（観光の観点含む）など

施策・事業名	緑地保全・水質保全や、親水空間整備（観光の観点含む）（今後、実施が考えられる施策）
各市の関わり方	検討組織の一員として参画。
事業概要	本地域においては、江戸川、利根川、手賀沼、利根運河などの水のネットワークがあり、またその沿岸等には緑地が広がっている。これらの水と緑は、市域を跨いで広がっており、連携して保全に取り組む。 さらに、自然環境の面のみならず、歴史・文化、農業等の地域資源を生かした地域づくり（観光の観点含む）の推進を行う。
広域的に取り組むべき理由	水と緑は市域を跨いで広がっており、広域的な取組が必要。また、観光振興等については、広域的な取組により、様々なメニュー等が組みやすく、PR 効果も大きいと考えられる。

農業振興の充実

今後、具体的な取組の可能性等について検討していくことが考えられる。

環境問題への取組の推進

施策・事業名	環境問題への取組み（今後、充実が考えられる施策）
各市の関わり方	事業主体として。また、環境問題への主体的・指導的役割を果たす立場として。
事業概要	地球環境問題や産業廃棄物の問題、さらに大気汚染や手賀沼等の水質浄化の問題など、地球規模から身近な問題まで、環境問題全般に対して、東葛地域としての広域的な連携方策などについて積極的に検討を行う。
広域的に取り組むべき理由	環境問題は、様々な主体が連携して積極的に取り組む必要がある。

4) 「地方分権の時代に対応できる行財政基盤の強化」に関わる施策

広域行政の推進

施策・事業名	広域行政の推進（現在、取組が進められている施策）
各市の関わり方	協議会や一部事務組合の構成市の一員として参画
事業概要	高度医療や救急医療の分野、更に諸証明の発行業務などの行政サービスの分野における共同事業など、スケールメリットを活かし、広域で取り組むべき事業や課題に関して、東葛広域行政連絡協議会などを通じて、実現化に向けた検討を行う。
広域的に取り組むべき理由	単独市だけでは効果的効率的な対応に限界があるため、関係市が連携して対応していく必要がある。

(3) 本地域の現況に係る各種データ

本地域の現況に係る、主な基礎的なデータ等について以下に整理する。

なお、経年変化を示しているデータ等においては、旧関宿町の数値は野田市に、また旧沼南町の数値は柏市に合算している。

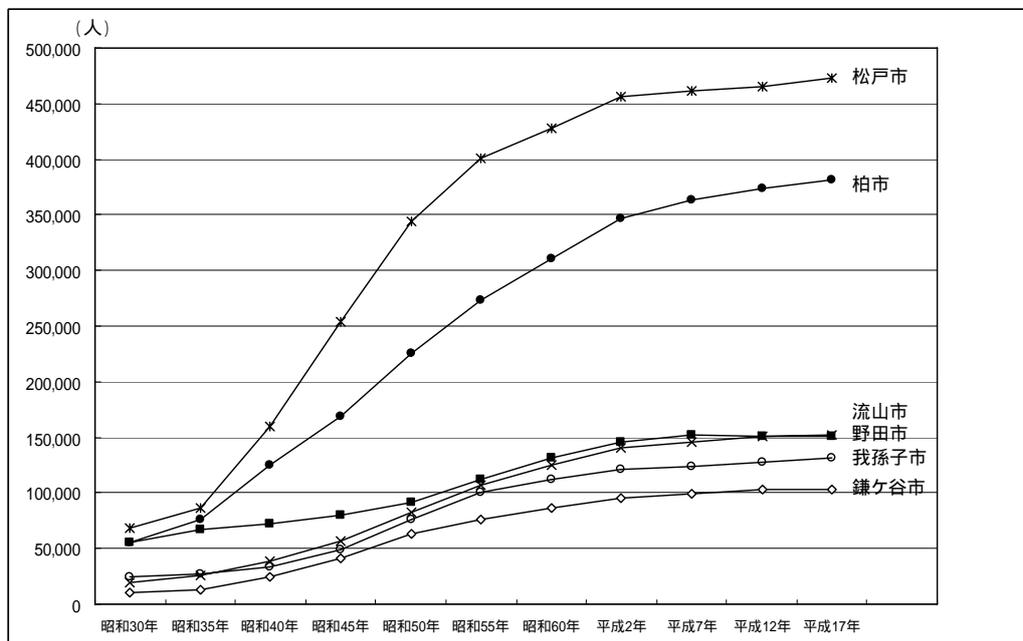
人口

平成 17 年国勢調査人口（常住人口）、世帯数

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 / 世帯数
松戸市	472,579	192,962	2.4
野田市	151,240	52,347	2.9
柏市	380,963	144,013	2.6
流山市	152,641	57,555	2.7
我孫子市	131,205	49,598	2.6
鎌ヶ谷市	102,812	37,532	2.7
6市計	1,391,440	534,007	2.6

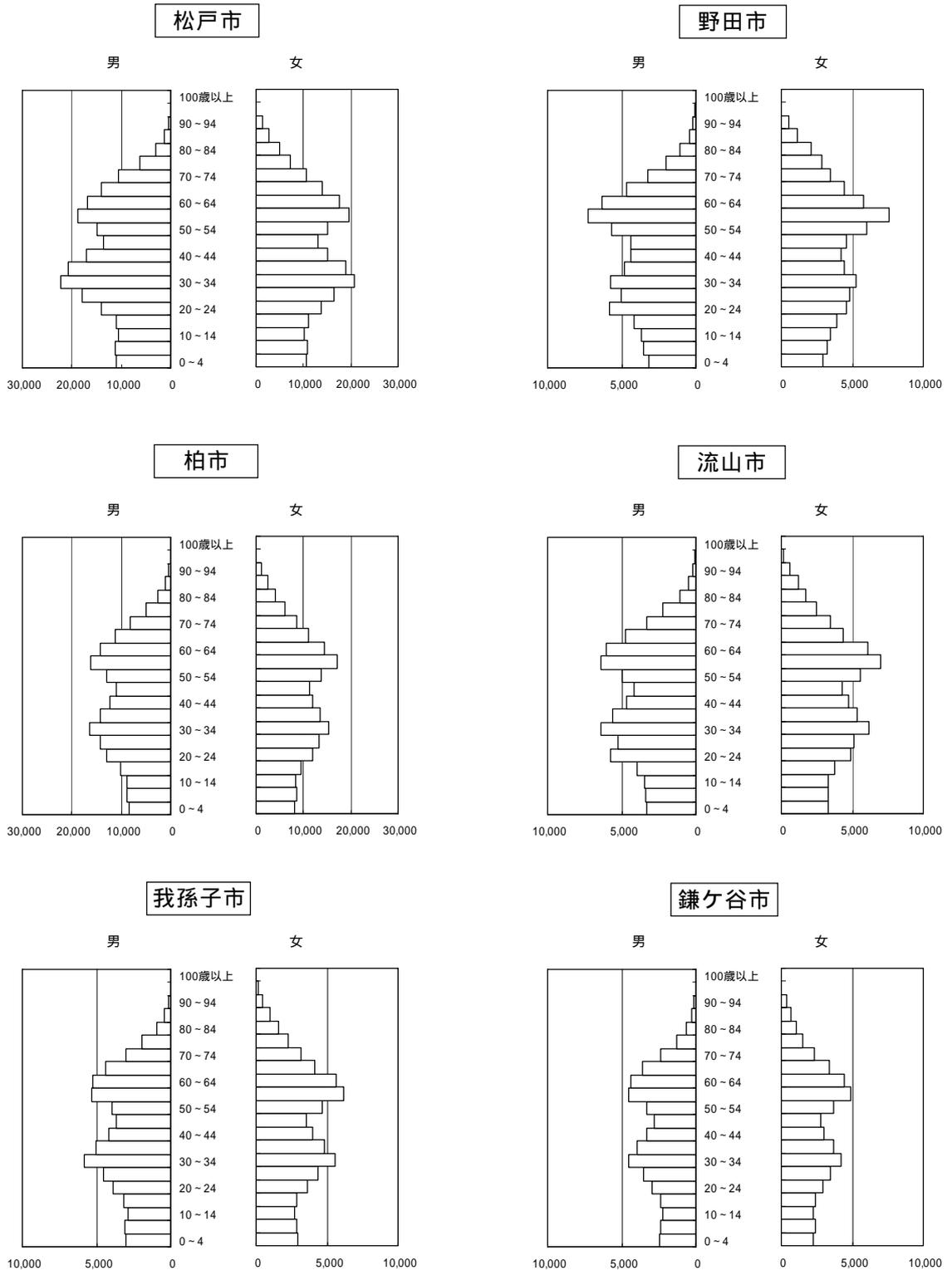
資料：国勢調査報告をもとに作成

国勢調査人口の推移



資料：国勢調査報告をもとに作成

平成 17 年国勢調査における世代別人口（各市の人口ピラミッド）



資料：国勢調査報告をもとに作成

平成 17 年国勢調査における世代別人口（3 世代別人口構成比）

	総人口	世代別人口(人)			世代別人口比率		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
松戸市	472,579	64,406	328,908	76,971	13.6%	69.6%	16.3%
野田市	151,240	19,911	104,790	26,459	13.2%	69.3%	17.5%
柏市	380,963	51,186	266,831	62,383	13.4%	70.0%	16.4%
流山市	152,641	20,081	106,157	26,046	13.2%	69.5%	17.1%
我孫子市	131,205	17,484	90,131	23,588	13.3%	68.7%	18.0%
鎌ヶ谷市	102,812	13,996	71,079	17,685	13.6%	69.1%	17.2%
6市 計	1,391,440	187,064	967,896	233,132	13.4%	69.6%	16.8%

注) 総人口には年齢不詳の者を含むため、世代別人口の合計とは一致しない。

参考 全国計の世代別人口比率	13.7%	65.8%	20.1%
15 政令指定都市	13.2%	68.2%	17.9%
東京 23 区	10.6%	69.3%	18.5%

資料：国勢調査報告をもとに作成

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値

		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)
松戸市	総人口	464,841	468,287	469,302	468,098	462,126	452,218	439,089
	15歳未満	65,706	64,825	63,649	60,828	55,968	51,178	47,554
	15～64歳	342,321	327,387	308,487	289,781	281,062	274,861	262,947
	65歳以上	56,816	76,074	97,166	117,488	125,095	126,178	128,589
	比率							
	15歳未満	14.1%	13.8%	13.6%	13.0%	12.1%	11.3%	10.8%
	15～64歳	73.6%	69.9%	65.7%	61.9%	60.8%	60.8%	59.9%
65歳以上	12.2%	16.2%	20.7%	25.1%	27.1%	27.9%	29.3%	
野田市	総人口	151,197	150,599	149,551	147,787	144,709	140,035	134,005
	15歳未満	21,318	19,723	18,481	17,085	15,547	14,145	12,898
	15～64歳	108,749	104,528	97,842	89,208	83,663	80,194	76,624
	65歳以上	21,129	26,345	33,228	41,495	45,499	45,699	44,486
	比率							
	15歳未満	14.1%	13.1%	12.4%	11.6%	10.7%	10.1%	9.6%
	15～64歳	71.9%	69.4%	65.4%	60.4%	57.8%	57.3%	57.2%
65歳以上	14.0%	17.5%	22.2%	28.1%	31.4%	32.6%	33.2%	
柏市	総人口	373,778	383,306	388,939	390,036	386,778	379,189	368,337
	15歳未満	52,822	52,003	50,983	48,140	44,284	40,797	37,821
	15～64歳	274,849	269,282	257,220	241,273	232,383	226,379	216,641
	65歳以上	46,106	62,021	80,734	100,621	110,112	112,014	113,877
	比率							
	15歳未満	14.1%	13.6%	13.1%	12.3%	11.4%	10.8%	10.3%
	15～64歳	73.5%	70.3%	66.1%	61.9%	60.1%	59.7%	58.8%
65歳以上	12.3%	16.2%	20.8%	25.8%	28.5%	29.5%	30.9%	
流山市	総人口	150,527	154,132	156,129	156,241	154,664	151,387	146,623
	15歳未満	20,913	20,506	20,013	18,921	17,479	16,066	14,903
	15～64歳	109,905	107,733	102,342	95,795	92,253	90,146	86,460
	65歳以上	19,709	25,892	33,775	41,523	44,934	45,176	45,259
	比率							
	15歳未満	13.9%	13.3%	12.8%	12.1%	11.3%	10.6%	10.2%
	15～64歳	73.0%	69.9%	65.5%	61.3%	59.6%	59.5%	59.0%
65歳以上	13.1%	16.8%	21.6%	26.6%	29.1%	29.8%	30.9%	
我孫子市	総人口	127,733	130,372	131,701	131,424	129,762	126,724	122,598
	15歳未満	16,812	16,895	16,796	15,989	14,731	13,570	12,589
	15～64歳	93,272	89,851	84,087	77,920	74,758	72,713	69,330
	65歳以上	17,648	23,626	30,817	37,517	40,273	40,440	40,678
	比率							
	15歳未満	13.2%	13.0%	12.8%	12.2%	11.4%	10.7%	10.3%
	15～64歳	73.0%	68.9%	63.8%	59.3%	57.6%	57.4%	56.6%
65歳以上	13.8%	18.1%	23.4%	28.5%	31.0%	31.9%	33.2%	
鎌ヶ谷市	総人口	102,573	105,028	106,215	105,972	104,574	102,070	98,801
	15歳未満	14,427	14,378	14,053	13,080	11,959	10,899	10,034
	15～64歳	75,408	72,700	68,129	63,126	60,727	59,489	57,146
	65歳以上	12,738	17,951	24,032	29,767	31,889	31,682	31,619
	比率							
	15歳未満	14.1%	13.7%	13.2%	12.3%	11.4%	10.7%	10.2%
	15～64歳	73.5%	69.2%	64.1%	59.6%	58.1%	58.3%	57.8%
65歳以上	12.4%	17.1%	22.6%	28.1%	30.5%	31.0%	32.0%	
6市計		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)
	総人口	1,370,649	1,391,724	1,401,837	1,399,558	1,382,613	1,351,623	1,309,453
	15歳未満	191,998	188,330	183,975	174,043	159,968	146,655	135,799
	15～64歳	1,004,504	971,481	918,107	857,103	824,846	803,782	769,148
	65歳以上	174,146	231,909	299,752	368,411	397,802	401,189	404,508
	比率							
	15歳未満	14.0%	13.5%	13.1%	12.4%	11.6%	10.9%	10.4%
15～64歳	73.3%	69.8%	65.5%	61.2%	59.7%	59.5%	58.7%	
65歳以上	12.7%	16.7%	21.4%	26.3%	28.8%	29.7%	30.9%	

内訳の数値については、四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。

平成17年国勢調査の結果については反映されていない。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」をもとに作成

昼間人口（夜間人口から、市外から通勤通学してくる人、市外へ通勤通学する人を足し引きした人口）

平成17年国勢調査				(参考)平12
	夜間人口(人)	昼間人口(人)	昼夜間人口比 /	昼夜間人口比
松戸市	470,285	379,315	0.81	0.80
野田市	151,160	137,559	0.91	0.89
柏市	380,400	342,287	0.90	0.87
流山市	152,284	109,697	0.72	0.70
我孫子市	131,203	101,155	0.77	0.78
鎌ヶ谷市	102,760	75,917	0.74	0.69
6市計	1,388,092	1,145,930	0.83	0.81

資料：平成17年国勢調査報告（平成17年10月1日現在）をもとに作成

交流人口

・1日平均乗車人員（平成16年度）

路線	市	駅	1日平均乗車人員(人)
常磐線	松戸市	松戸	102,517
常磐線	松戸市	北松戸	22,133
常磐線	松戸市	馬橋	26,692
常磐線	松戸市	新松戸	38,439
常磐線	松戸市	北小金	25,997
常磐線	柏市	南柏	29,396
常磐線	柏市	柏	143,113
常磐線	柏市	北柏	25,322
常磐線	我孫子市	我孫子	30,088
常磐線	我孫子市	天王台	23,915
成田線	我孫子市	布佐	4,974
成田線	我孫子市	新木	2,996
成田線	我孫子市	湖北	4,666
成田線	我孫子市	東我孫子	732
武蔵野線	流山市	南流山	13,790
武蔵野線	松戸市	新八柱	21,275
武蔵野線	松戸市	東松戸	9,841

路線	市	駅	1日平均乗車人員(人)
新京成電鉄	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷大仏	7,973
新京成電鉄	鎌ヶ谷市	初富	2,902
新京成電鉄	鎌ヶ谷市	新鎌ヶ谷	11,951
新京成電鉄	鎌ヶ谷市	北初富	2,559
新京成電鉄	鎌ヶ谷市	くぬぎ山	3,181
新京成電鉄	松戸市	元山	9,311
新京成電鉄	松戸市	五香	15,912
新京成電鉄	松戸市	常盤平	8,867
新京成電鉄	松戸市	八柱	21,113
新京成電鉄	松戸市	みのり台	3,671
新京成電鉄	松戸市	松戸新田	2,462
新京成電鉄	松戸市	上本郷	3,170
新京成電鉄	松戸市	松戸	55,124
東武鉄道	野田市	川間	9,649
東武鉄道	野田市	七光台	1,611
東武鉄道	野田市	清水公園	1,783
東武鉄道	野田市	愛宕	4,524
東武鉄道	野田市	野田市	5,160
東武鉄道	野田市	梅郷	7,558
東武鉄道	流山市	蓮河	10,916
東武鉄道	流山市	江戸川台	14,116
東武鉄道	流山市	初石	10,776
東武鉄道	柏市	豊四季	8,951
東武鉄道	柏市	柏	81,527
東武鉄道	柏市	新柏	9,037
東武鉄道	柏市	増尾	6,923
東武鉄道	柏市	逆井	6,801
東武鉄道	柏市	高柳	5,812
東武鉄道	松戸市	六実	7,874
東武鉄道	鎌ヶ谷市	新鎌ヶ谷	12,258
東武鉄道	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷	11,124
総武流山電鉄	流山市	流山	3,701
総武流山電鉄	松戸市	幸谷	3,571
総武流山電鉄	松戸市	馬橋	2,892
北総鉄道	松戸市	矢切	3,081
北総鉄道	松戸市	秋山	2,088
北総鉄道	松戸市	東松戸	5,807
北総鉄道	松戸市	松飛台	1,960
北総鉄道	鎌ヶ谷市	新鎌ヶ谷	9,757

つくばエクスプレス開業前時点のデータであるため、表には含まれていない。

資料：平成17年千葉県統計年鑑より（データ提供：東日本旅客鉄道(株)千葉支社、各民鉄事業者）

・観光客数

(千人)

	2000年 (H12)	2001年 (H13)	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)
松戸市	3,642	3,175	2,949	2,745	890
野田市	4,872	4,833	4,929	4,764	2,535
柏市	4,513	4,326	4,845	4,962	3,343
流山市	428	427	499	401	25
我孫子市	596	754	724	723	560
鎌ヶ谷市	117	335	548	506	66
6市計	14,168	13,850	14,494	14,101	7,419

2004年(H16)から「全国観光統計基準」を採用した調査となったため前年との単純比較はできない。

資料：千葉県観光課資料をもとに作成

面積、土地利用

	面積 (ha)								
	計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
松戸市	61,330	851	8,342	28,506	-	1,395	-	6,992	15,245
野田市	103,540	13,663	18,932	22,152	362	6,367	153	12,135	29,774
柏市	114,900	15,185	16,911	33,380	647	9,548	911	10,521	27,798
流山市	35,280	3,054	5,035	12,073	3	2,815	-	2,453	9,848
我孫子市	43,190	9,445	4,051	10,908	174	1,776	54	9,734	7,048
鎌ヶ谷市	21,110	447	5,168	6,695	5	1,940	68	4,186	2,602
6市計	379,350	42,645	58,439	113,714	1,191	23,841	1,186	46,021	92,315

2005年(平成17年)1月1日現在で市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地の地積に非課税地の地積を加えたもの。

資料：千葉県市町村課「土地に関する概要調書」より抜粋

日常生活圏

・通勤先の状況

(単位：人)

居住地	就業者数 (15歳以上)	通勤先									
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	その他千葉県内	東京都	埼玉県	それ以外
松戸市	232,391	97,085	928	9,699	2,552	1,124	2,053	18,105	90,635	5,935	4,275
比率		41.8%	0.4%	4.2%	1.1%	0.5%	0.9%	7.8%	39.0%	2.6%	1.8%
野田市	75,767	1,467	43,457	5,171	2,110	386	99	1,532	10,753	7,658	3,134
比率		1.9%	57.4%	6.8%	2.8%	0.5%	0.1%	2.0%	14.2%	10.1%	4.1%
柏市	183,015	10,344	2,676	83,511	3,717	3,226	1,105	10,668	58,370	3,625	5,773
比率		5.7%	1.5%	45.6%	2.0%	1.8%	0.6%	5.8%	31.9%	2.0%	3.2%
流山市	73,353	4,951	2,540	9,890	22,093	570	174	3,370	24,736	3,177	1,852
比率		6.7%	3.5%	13.5%	30.1%	0.8%	0.2%	4.6%	33.7%	4.3%	2.5%
我孫子市	62,945	2,115	530	8,104	462	20,318	179	4,401	21,723	950	4,163
比率		3.4%	0.8%	12.9%	0.7%	32.3%	0.3%	7.0%	34.5%	1.5%	6.6%
鎌ヶ谷市	49,893	3,153	137	1,576	142	109	15,148	14,022	14,364	552	690
比率		6.3%	0.3%	3.2%	0.3%	0.2%	30.4%	28.1%	28.8%	1.1%	1.4%
6市計	677,364	119,115	50,268	117,951	31,076	25,733	18,758	52,098	220,581	21,897	19,887
比率		17.6%	7.4%	17.4%	4.6%	3.8%	2.8%	7.7%	32.6%	3.2%	2.9%
6市全体		362,901									
		53.6%									

資料：平成17年国勢調査報告(平成17年10月1日現在)をもとに作成

・通学先の状況（15歳以上）

(単位:人)

		通学者数 (15歳以上)	通学先									
			松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	その他千葉県内	東京都	埼玉県	それ以外
居住地	松戸市	25,120	9,305	207	2,079	498	632	272	3,568	6,860	827	872
	比率		37.0%	0.8%	8.3%	2.0%	2.5%	1.1%	14.2%	27.3%	3.3%	3.5%
	野田市	9,207	306	3,883	1,089	502	214	30	334	1,404	1,170	275
	比率		3.3%	42.2%	11.8%	5.5%	2.3%	0.3%	3.6%	15.2%	12.7%	3.0%
	柏市	22,657	1,353	752	9,448	740	946	253	1,797	5,444	708	1,216
	比率		6.0%	3.3%	41.7%	3.3%	4.2%	1.1%	7.9%	24.0%	3.1%	5.4%
	流山市	9,936	633	1,188	1,702	2,301	285	56	710	2,248	421	392
	比率		6.4%	12.0%	17.1%	23.2%	2.9%	0.6%	7.1%	22.6%	4.2%	3.9%
我孫子市	7,304	412	85	1,158	212	2,126	46	540	1,811	201	713	
比率		5.6%	1.2%	15.9%	2.9%	29.1%	0.6%	7.4%	24.8%	2.8%	9.8%	
鎌ヶ谷市	5,137	447	54	416	49	87	1,046	1,687	1,122	111	118	
比率		8.7%	1.1%	8.1%	1.0%	1.7%	20.4%	32.8%	21.8%	2.2%	2.3%	
6市計	79,361	12,456	6,169	15,892	4,302	4,290	1,703	8,636	18,889	3,438	3,586	
比率		15.7%	7.8%	20.0%	5.4%	5.4%	2.1%	10.9%	23.8%	4.3%	4.5%	
6市全体		44,812	56.5%									

資料：平成17年国勢調査報告（平成17年10月1日現在）をもとに作成

・商圏

		購買率（主に買い物を行うところ）										
		東葛						葛南	その他 県内	東京都	埼玉県	それ以外
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市					
衣料品	松戸市	84.2%	0.4%	6.3%	0.6%	0.0%	0.1%	1.3%	0.3%	4.6%	0.0%	2.3%
	野田市	0.2%	81.3%	10.8%	0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.4%	3.3%	2.1%
	柏市	0.7%	0.8%	87.0%	0.3%	1.9%	1.7%	0.5%	2.7%	1.9%	0.2%	2.3%
	流山市	7.2%	4.0%	31.5%	49.5%	0.7%	0.1%	0.7%	0.4%	2.9%	0.4%	2.7%
	我孫子市	0.5%	0.1%	23.6%	0.4%	62.9%	0.1%	0.4%	4.3%	3.2%	0.1%	4.4%
	鎌ヶ谷市	1.1%	0.0%	2.2%	0.1%	0.1%	50.1%	33.2%	9.9%	1.8%	0.1%	1.4%
食料品	松戸市	97.6%	0.2%	0.8%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%
	野田市	0.5%	94.6%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.1%
	柏市	0.4%	0.1%	91.0%	1.5%	0.8%	1.0%	0.1%	4.7%	0.1%	0.0%	0.1%
	流山市	3.3%	0.2%	7.1%	87.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%
	我孫子市	0.4%	0.0%	1.6%	0.2%	92.5%	0.0%	0.4%	3.2%	0.2%	0.0%	1.4%
	鎌ヶ谷市	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.3%	82.2%	7.9%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：千葉県「平成18年消費者購買動向調査」をもとに作成

産業

・農業産出額

(単位:1,000万円)

	主な農業産出額												
	総額	耕種											畜産
		耕種計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	種苗・ 苗木類・ その他	
松戸市	649	646	9	-	-	0	4	554	73	5	-	0	4
野田市	995	851	139	6	0	3	6	683	9	6	-	0	144
柏市	1,078	1,036	144	2	0	1	11	804	66	10	-	0	43
流山市	319	319	23	-	-	0	3	279	7	8	-	0	0
我孫子市	326	318	111	-	-	0	4	195	6	2	0	0	8
鎌ヶ谷市	427	422	-	-	-	0	3	175	243	-	-	0	5
6市計	3,794	3,592	426	8	0	4	31	2,690	404	31	0	0	204

資料：農林水産省「生産農業所得統計」平成17年

・製造品出荷額等、工業従業者数など

市	産業分類	事業所数		従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
		計	内従業者 300人以上		
松戸市	製造業計	439	4	11,773	43,270,721
	出荷額上位 5産業				
	飲料・たばこ・飼料製造業	5	-	311	11,911,370
	金属製品製造業	90	1	2,057	5,028,128
	食料品製造業	26	1	2,395	4,863,442
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	42	1	1,073	3,684,229
	化学工業	7	-	433	3,646,777
野田市	製造業計	410	4	11,526	29,585,733
	出荷額上位 5産業				
	食料品製造業	44	3	3,258	10,805,768
	一般機械器具製造業	53	1	1,215	2,967,357
	化学工業	17	-	684	2,575,083
	パルプ・紙・紙加工品製造業	28	-	872	2,565,246
	金属製品製造業	70	-	951	1,693,707
柏市	製造業計	373	10	13,778	36,654,954
	出荷額上位 5産業				
	電気機械器具製造業	21	1	1,614	6,284,074
	食料品製造業	33	2	2,004	4,914,315
	金属製品製造業	83	1	1,899	3,724,738
	飲料・たばこ・飼料製造業	4	-	277	3,605,931
	一般機械器具製造業	40	1	1,148	2,848,043
流山市	製造業計	119	-	2,742	5,060,394
	出荷額上位 5産業				
	金属製品製造業	19	-	405	1,029,038
	窯業・土石製品製造業	6	-	156	676,806
	化学工業	3	-	329	574,848
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	14	-	243	290,869
	その他の製造業	12	-	210	281,773
我孫子市	製造業計	46	1	2,004	17,334,653
	出荷額上位 5産業				
	一般機械器具製造業	5	-	124	287,130
	印刷・関連業	6	-	107	147,580
	金属製品製造業	4	-	82	89,922
	食料品製造業	6	-	72	32,274
	電気機械器具製造業	4	-	33	14,500
鎌ヶ谷市	製造業計	150	1	2,536	3,141,400
	出荷額上位 5産業				
	食料品製造業	10	1	780	999,567
	金属製品製造業	36	-	521	699,610
	一般機械器具製造業	21	-	336	497,045
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	13	-	156	221,975
	窯業・土石製品製造業	4	-	66	182,142
6市計	製造業計	1,537	20	44,359	135,047,855

資料：平成17年工業統計表をもとに作成

・年間販売額、商業従業者数など

	卸売業計			小売業計			
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
松戸市	697	6,335	412,652	2,964	23,688	385,691	381,581
野田市	228	1,619	97,819	1,052	7,890	116,310	140,363
柏市	666	6,262	463,046	2,162	21,096	438,606	424,921
流山市	153	1,063	60,831	842	6,552	101,725	98,489
我孫子市	118	835	40,079	744	5,701	80,976	88,878
鎌ヶ谷市	83	509	18,904	540	4,897	54,110	80,684
6市計	1,945	16,623	1,093,331	8,304	69,824	1,177,418	1,214,916

資料：平成16年商業統計表をもとに作成

行財政

・職員数（平成18年4月1日時点）

団体名	平成18.4.1職員数		職員数の増減状況										人口（千人当たり） 職員数(H18)	集中改革プラン(平成17年～22年)における定員管理の数値目標の進捗状況				備考	
	一般行政部門計	総合計	一般行政部門計					総合計						数値目標		17.4.1～18.4.1の増減実績			
			過去3年間職員 の状況					過去3年間職員 の状況						H17.4.1～H22.4.1		17.4.1～18.4.1の増減実績			
			平16	平17	平18	増減数	増減率	平16	平17	平18	増減数	増減率		増減数a	増減率	増減数b	進捗率 b/a		
松戸市	1,951	4,116	37	16	63	84	4.13%	54	7	116	177	4.12%	4.16	8.77	272	6.4%	116	42.60%	
野田市	805	1,239	12	20	3	35	4.17%	25	21	22	68	5.20%	5.29	8.14	157	12.5%	22	14.00%	
柏市	1,722	2,770	38	18	18	74	4.12%	68	56	48	172	5.85%	4.55	7.32			48		H19.3.31公表予定
流山市	653	1,073	15	13	8	36	5.22%	27	30	31	88	7.58%	4.27	7.01	140	12.7%	31	22.10%	
我孫子市	619	978	8	0	8	16	2.52%	20	4	19	43	4.21%	4.7	7.42	76	7.6%	19	25.00%	H20.4.1までの数値目標、H22目標の集中改革プランの策定予定なし
鎌ヶ谷市	474	750	14	2	10	2	0.42%	22	7	9	20	2.60%	4.56	7.21	25	3.4%	9	36.0%	

資料： 縣市町村課資料（平成18年10月まとめ）より抜粋

・一部事務組合職員数（東葛地域の市が関連する主なもの）（平成18年4月1日時点）

団体名	平成18.4.1職員数		職員数の増減状況									
	一般行政部門計	総合計	一般行政部門計					総合計				
			過去3年間職員 の状況					過去3年間職員 の状況				
平16	平17	平18	増減数	増減率	平16	平17	平18	増減数	増減率			
東葛中部地区総合開発事務組合	81	81	2	6	9	17	17.35%	2	6	9	17	17.35%
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	22	22	0	0	0	0	%	0	0	0	0	%
北千葉広域水道企業団	0	90	0	0	0	0	%	1	2	1	2	2.17%

総合計とは、一般行政部門、特別行政部門(教育、消防)、公営企業等会計部門(病院等)の職員数の合計。

資料： 縣市町村課資料（平成18年10月まとめ）より抜粋

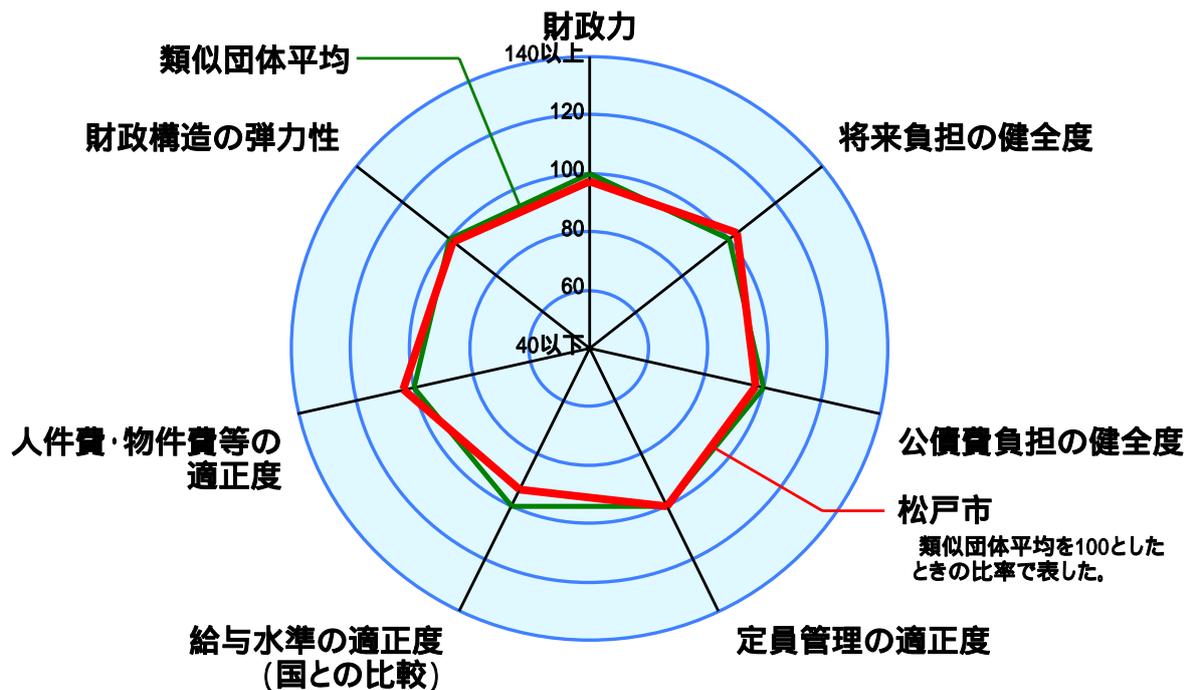
・主要財政指標

全国の市町村を対象に統一的に作成された「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」について、次ページ以降に示す。

いずれも、縣市町村課資料より抜粋

千葉県 松戸市

人口	469,090	人(H18.3.31現在)
面積	61.33	km ²
歳入総額	112,557,265	千円
歳出総額	107,311,924	千円
実質収支	5,110,764	千円



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

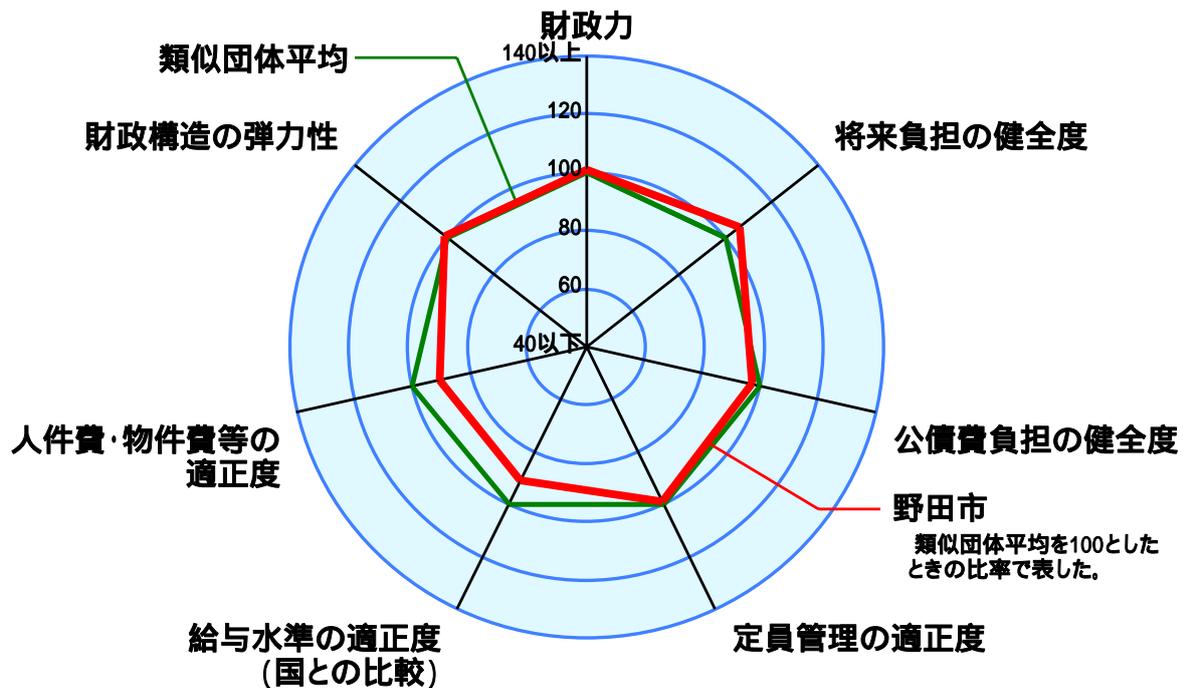
分析欄

- 財政力指数 : 緩やかな景気の回復等により市税収入が微増したため、類似団体の平均を下回ってはいるものの財政力指数は、ここ3年間で改善に向かっている。
- 経常収支比率 : 緩やかな景気の回復等により市税等の経常一般財源も増収となり、また、行財政改革も引き続き断行中のため、前年度より僅かではあるが回復した。
- 実質公債費比率 : 行財政改革のもと歳出削減に努めているところであり、今後とも緊急度・住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努める。
- 人口1人当たり地方債現在高 : 類似団体平均を下回っており、今後も減少傾向にあり、今後とも緊急度・住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努める。
- ラスパイレス指数 : 給与制度については、給与構造改革実施時期が国と異なったことにより、100を超えることとなった。19年度には給与構造改革を実施し今後も人件費抑制に努めていく。
- 人口1,000人当たり職員数 : 事業の合理化を推進し、定員の適正化に取り組んでおり、今後平成17年4月1日から平成22年4月1日の間で、新地方行革指針(総務省)に掲げられている4.6%の削減率を上回る272人(6.4%)を目標とし、その実現に努める。

資料： 県市町村課「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」(平成19年4月)より抜粋

千葉県 野田市

人口	152,261	人(H18.3.31現在)
面積	103.54	km ²
歳入総額	41,721,676	千円
歳出総額	40,512,071	千円
実質収支	1,014,001	千円



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

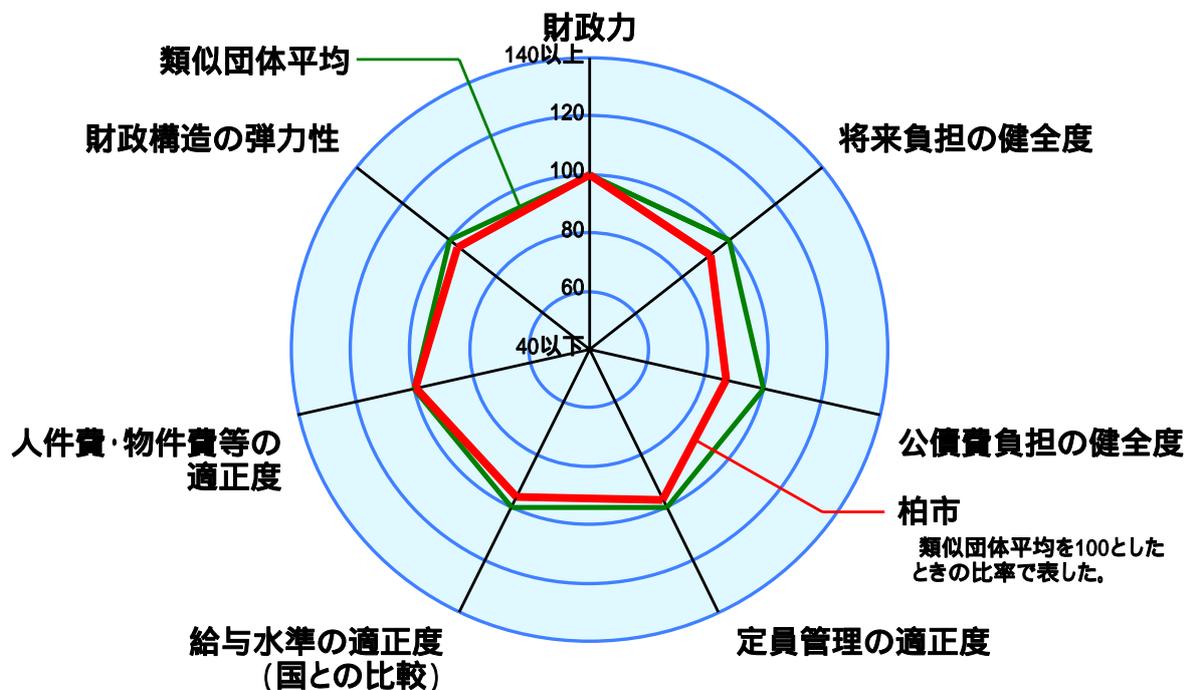
分析欄

- 財政力指数、経常収支比率、人口1人当たり人件費・物件費等決算額 : 長引く景気低迷による個人・法人関連収入の影響はあるものの、市税収入全体としては前年度比1.3%の微増となり、財政力指数においても0.89と、類似団体平均値を上回る結果となった。
経常収支比率については、86.7%となり、類似団体平均に比べ、より弾力性のある結果となっている。しかしながらその内訳において、扶助費が8.3%と大きく伸びており、今後もその伸びが予測されることから、人件費改革、物件費等の削減等、さらなる努力をしていく必要があると考えている。
- 実質公債費比率 : ほぼ全国平均の水準を維持しているが、債務負担行為や、公営企業への繰出金等の削減等を行い、適正な水準を維持していく。
- 人口1人当たり地方債現在高 : 全国平均、類似団体平均に比較し良好な状態となっている。
野田市ではプライマリーバランスの理論を遵守することを予算編成の基本的考え方としており、これにより今後も良好な状態を保持していく。
- ラスパイレス指数 : 合併に際して給料表の見直し(切替)を行ったことにより、一時的に類似団体に比べ高水準となっているもので、今後は給料表切替の効果により、下方に推移する見込である。
- 人口1,000人当たり職員数 : 合併前から退職不補充による職員抑制を図ってはいるが、平成15年6月6日の合併により編入団体の職員311名が増加したため、類似団体に比べ職員数が多くなっており、職員の年齢構成にもアンバランスが生じている。このため、今後、勤奨退職制度の拡充を図り、新規採用増による年齢構成比の是正を図りつつ、平成22年4月1日時点の職員数を1,104名まで削減する。

資料： 県市町村課「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」(平成19年4月)より抜粋

千葉県 柏市

人口	378,276	人(H18.3.31現在)
面積	114.90	km ²
歳入総額	95,549,598	千円
歳出総額	91,547,509	千円
実質収支	3,314,813	千円



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

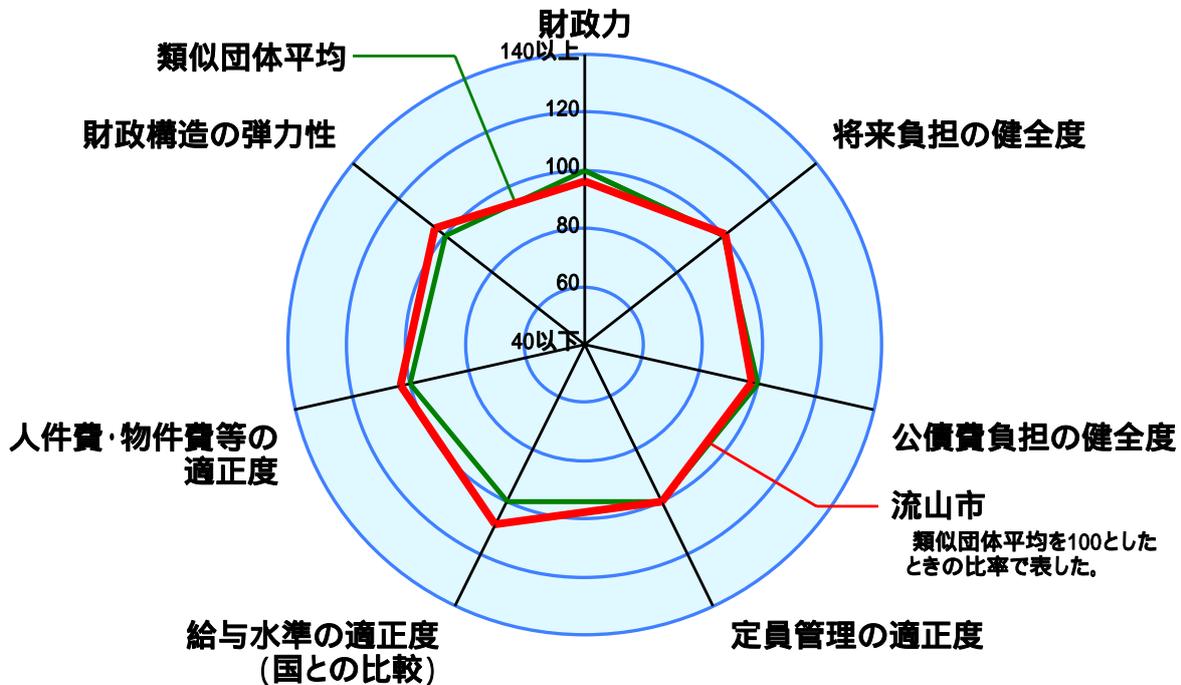
分析欄

- 財政力指数 : 平成16年度0.946(柏市と旧沼南町の過去3カ年平均値),平成17年度0.968,平成18年度0.995となり連続して上昇している。今後も歳出の効率化,歳入確保に努めることで財政基盤の強化を図る。
- 経常収支比率 : 人件費及び公債費の占める割合が高いことから,具体策として,給与水準の適正化や職員定数の削減等による人件費の抑制や,プライマリーバランスの均衡を図ること等による公債費の削減に努める。扶助費についても調査研究を行い適正化を図り,平成21年度までに経常収支比率を90%以内に抑制する。
- 実質公債費比率 : 都市基盤整備の財源として活用した地方債の元利償還金が増加していることにより,類似団体平均を上回っている状況にある。地方債の新規借入れを当該年度の元金償還額以下として地方債残高を抑制するなどの取組みにより,実質公債費比率を平成21年度において17%以内の水準に維持する。
- 人口1人当たり地方債現在高 : 平成16年度の346,652円から約4千円下回り,全国平均を約12万円下回っているが,類似団体平均を約7万4千円上回っている。今後は地方債借入額を当該年度の元金償還額以下に抑制することで,今後4年間で千葉県内平均の33万6千円を下回ることを目指す。
- ラスパイレス指数 : 平成18年度は給与構造改革未実施であったため,国家公務員や類似団体平均を上回る水準となっている。平成19年4月,給与水準の適正化及び職務職責に応じた給与体系への転換を図るため給与構造改革を実施した。今後諸手当の総点検を行う等適正化に努める。
- 人口1,000人当たり職員数 : 新規採用の抑制,事務の統廃合縮小,委託化及び指定管理者など民間活力の導入を図り,定員の適正化に努めてきた。今後の職員数については,平成17年4月1日から平成22年度4月1日の間に,地方行革新指針(総務省)に掲げられている5.7%を上回る269人(9.5%)の削減を図ることを目標とする。

資料： 県市町村課「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」(平成19年4月)より抜粋

千葉県 流山市

人口	153,026	人(H18.3.31現在)
面積	35.28	km ²
歳入総額	37,834,577	千円
歳出総額	36,471,487	千円
実質収支	1,054,067	千円



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

分析欄

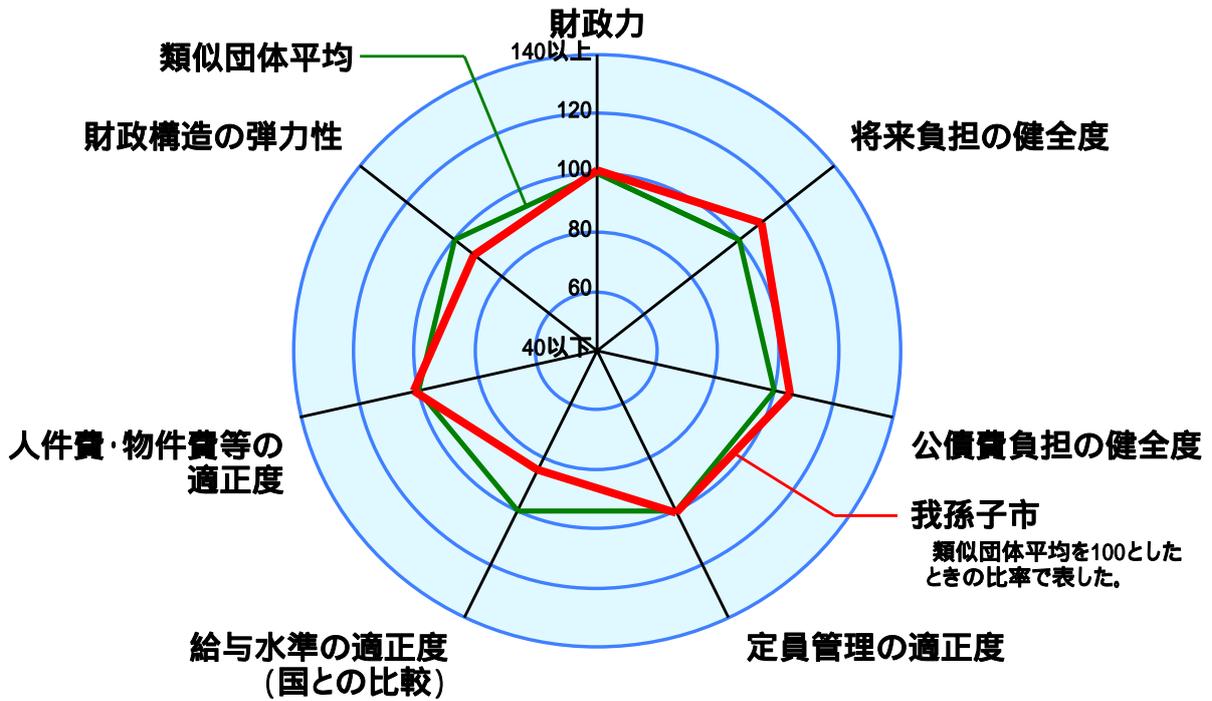
- 財政力指数** : この3年間連続して伸びを見せており、0.90となっています。千葉県内市町村平均値を超えてはいますが、今後とも、市税の徴収確保に努め、財源確保を図っていきます。
- 経常収支比率** : 前年度に比べ、人件費 1.3ポイント、公債費 1.0ポイント等、経常的経費の削減に努め、対前年度 2.6ポイントと改善しました。今後とも引き続き、事業の見直し等により経常経費の削減を図っていきます。
- 実質公債費比率** : 13.6%と地方債発行に許可が必要となる18%は下回っているものの、類似団体平均は超えています。今後とも引き続き地方債の厳選を推進し、地方債発行の抑制及び良質地方債の発行に努めていきます。
- 人口1人当たり地方債現在高** : つくばエクスプレス沿線整備事業等により地方債残高総額は、昨年度に比べ約4千万円増加しましたが、人口の増加により昨年度に比べ3,364円減少し、千葉県内市町村平均値を下回っています。なお、現在本市では、平成17年度から平成21年度までの5年間の地方債発行総額を、平成12年度から平成16年度までの地方債発行総額(198億5千万円)に対して、10%削減することを目指しています。
- ラスパイレス指数** : 本市のラスパイレス指数については、給料表の切替、退職者の不補充、昇格の抑制などの人件費の削減を図るなかで、昭和61年度の111.9をピークにラスパイレス指数が減少し、最近では、千葉県下において下位になるなど、給与の適正化に努めてきました。今後ともラスパイレス指数の変動要因に注視しつつ、より一層の給与の適正化に努めていきます。
- 人口1,000人当たり職員数** : 平成16年度及び平成17年度に職員の新規採用を抑制したため、職員数は類似団体との比較でも平均に位置しています。平成17年度に改定した定員適正化計画では、アウトソーシング計画の推進により、平成17年度から平成22年度までに職員数を140人削減する数値目標を設定しています。

資料： 県市町村課「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」(平成19年4月)より抜粋

千葉県 我孫子市

人口	131,838	人(H18.3.31現在)
面積	43.19	km ²
歳入総額	32,168,871	千円
歳出総額	30,215,506	千円
実質収支	1,122,706	千円

10



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

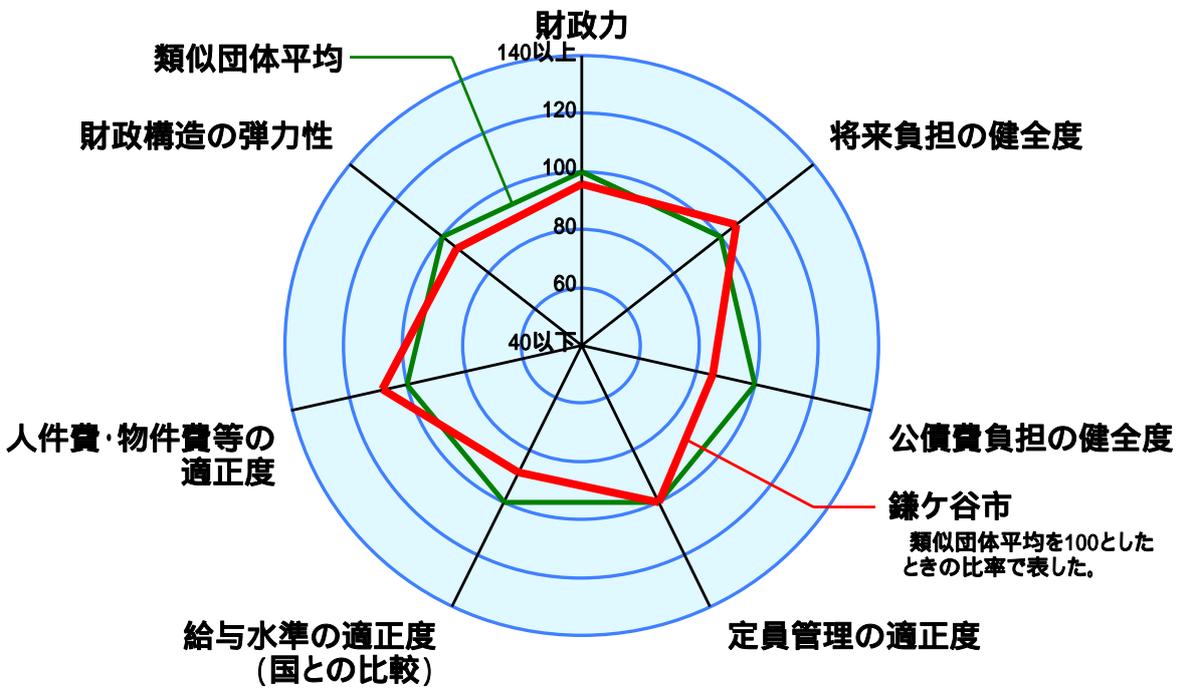
分析欄

- 財政力指数 : 他の類似団体より市税収入の割合が高いため、平均を上回っている。今後、団塊の世代の退職に伴い市民税の減収が見込まれるため、若い世代の定住化対策を進め長期的に安定した税収の確保やその他財源の確保に努め、現在の水準を維持していく。
- 経常収支比率 : 臨時財政対策債の減額や国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計への繰出金の増加により悪化している。今後、長期目標を85%に置き、人件費の削減など経常的経費の節減に努めていく。
- 実質公債費比率 : 適切な事業の選択・実施により、類似団体平均より低い10.2%となっている。今後も、住民のニーズを的確に把握した事業の選択を行い、臨時財政対策債などを除く通常の地方債の発行額を、平均して15億円以下に抑えていくことにより、引き続き低い水準を維持する。
- 人口1人当たり地方債現在高 : 公債費が将来、住民の重い負担とならないようにしてきたため、類似団体より低くなっている。今後も臨時財政対策債などを除く通常の地方債の発行額を、毎年、平均して15億円以下に抑えていくことにより、引き続き低い水準を維持する。
- ラスパイレス指数 : 昭和40年代から昭和50年代当初の人口急増時に大量採用した職員の学歴別経験年数階層の内、特に高卒の階層が高い寄与率となっており、市のラスパイレス指数が高い要因となっている。今後については、当該階層の職員の大量退職が見込まれ、指数が下がることが予想されるが、併せて給与水準の適正化を図っていく。
- 人口1,000人当たり職員数 : 職員数は平成9年のピーク時から9.6%削減し、人口1,000人当たり職員数は、全国市町村平均、千葉県市町村平均を下回っている。今後も提案型公共サービス民営化制度などにより業務の見直しを進め、定員管理適正化計画に基づき職員数の削減を進めていく。

資料： 県市町村課「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」(平成19年4月)より抜粋

千葉県 鎌ヶ谷市

人口	103,953	人(H18.3.31現在)
面積	21.11	km ²
歳入総額	25,246,287	千円
歳出総額	24,034,688	千円
実質収支	1,124,695	千円



類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

分析欄

鎌ヶ谷市では、「集中改革プラン 21」を策定し、下記の指標を含めた各種数値目標を設定し、財政の健全化や定員管理・給与の適正化に取り組みます。

- 財政力指数 : 長引く景気低迷により平成2年度の0.865を境に、平成13年度の0.728まで低下傾向にあったが、経常的経費の見直し、投資的経費の抑制、人件費の削減などの歳出削減により、平成14年度からは上昇傾向に転じ平成17年度は0.77と県内市町村平均を上回ることとなった。しかしながら、類似団体平均を大きく下回っているため、なお一層の行財政改革を推進し、財政基盤の強化に努める。
- 経常収支比率 : 平成11年度の81.2%を境に上昇傾向にあり、平成17年度の歳出面では、少子高齢化社会への対応による扶助費の増加、国民健康保険特別会計への繰出金の増加などにより、歳入面では、地方交付税や臨時財政対策債の減少などにより、94.4%まで上昇した。今後は市税などの徴収率の向上を図るとともに事務の効率化を進めることで改善に努める。
- 実質公債費比率 : 下水道事業、一部事務組合の地方債や、都市公社による用地先行取得の債務負担行為などにより、16.7%と類似団体平均を上回ることとなった。今後は事業選択にあたり、緊急度・住民ニーズのよりの確な把握に努め、適正な公債管理を行う。
- 人口1人当たり地方債現在高 : 近年、市単独の大規模事業が減少しているため、類似団体平均を約7万円程度下回っている。今後も地方債が大幅に増加しないように努める。
- ラスパイレス指数 : 年功序列的給与制度の見直しを行い、各職務の級における職務・職責に応じた構造への転換を図ることで給与水準の適正化を図る。
- 人口1,000人当たり職員数 : 平成17年度～19年度は第4次定員適正化計画期にあり、平成19年目標定員は737名である。平成17年度職員数は744名となっており、今後の大量退職への対応を踏まえ適正な定員管理に努める。

資料： 県市町村課「平成17年度 各市町村の財政比較分析表」(平成19年4月)より抜粋

その他

・ 刑法犯認知件数

	総数	凶悪犯 (殺人、強盗、放火など)	粗暴犯 (暴行、傷害、恐喝など)	窃盗犯	知能犯 (詐欺、横領など)	その他
松戸市	12,193	57	318	9,611	370	1,837
野田市	3,184	14	79	2,398	103	590
柏市	9,265	36	241	7,495	358	1,135
流山市	3,321	27	70	2,630	103	491
我孫子市	2,618	7	47	2,059	165	340
鎌ヶ谷市	1,748	11	52	1,362	46	277

資料： 県警察本部「犯罪の概要」 平成 16 年

・ 火災

	出火件数	焼損むね数		焼損面積		死傷者数		損害見積額(千円)	
		総数	(うち) 全焼	建物床面積 (㎡)	林野 (アール)	死者	負傷者	総数	(うち) 建物火災
松戸市	152	110	7	2,164	-	3	27	306,819	297,443
野田市	93	44	5	383	3	4	9	23,559	17,811
柏市	133	100	18	2,284	9	4	27	361,050	353,987
流山市	50	49	5	603	-	1	2	50,048	45,868
我孫子市	50	30	5	922	-	-	12	127,715	127,154
鎌ヶ谷市	57	45	6	953	-	2	11	120,983	112,493

資料： 県消防地震防災課 平成 16 年

・ 地域に立地する大学

	大学名、主な学部・研究組織等
松戸市	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学（園芸学部） 日本大学（松戸歯学部） 聖徳大学（人文学部ほか） 流通経済大学（経済学部、社会学部、流通情報学部、法学部ほか）
野田市	<ul style="list-style-type: none"> 東京理科大学（薬学部、理工学部、基礎工学部、各大学院、ゲノム創薬研究センターなど）
柏市	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学（環境健康都市園芸フィールド科学教育研究センター） 東京大学（新領域創成科学研究科、宇宙線研究所、物性研究所など） 二松学舎大学（文学部、国際政治経済学部、各大学院） 日本橋学館大学（人文経営学部） 麗澤大学（外国語学部、国際経済学部、各大学院、経済社会総合研究センターなど） 気象大学校
流山市	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川大学（社会学部、メディアコミュニケーション学部） 東洋学園大学（人文学部）
我孫子市	<ul style="list-style-type: none"> 川村学園女子大学（文学部、教育学部、人間文化学部、大学院） 中央学院大学（商学部、法学部、大学院、社会システム研究所）
鎌ヶ谷市	-

資料： 各大学ホームページ、電話帳などをもとに作成

・地域の観光資源

千葉県商工労働部観光課ホームページ「ちばの観光まるごと紹介」において紹介されているものを原則全て掲載した。ただし同じ種類のものについては集約した。また、鉄道駅が登録されている場合があるが、それは省略した。

分類は、事務局において行った。

ここに掲載されたものの他にも、各市とも、様々な観光資源や、イベント、文化財、公園、民間集客施設等がある。

	主な観光資源等
松戸市	<p>体験型 ぶどう狩り、梨狩り・もぎとり、りんご狩り、栗拾い、編布体験（松戸市立博物館）、豎穴式住居（松戸市立博物館）、工場見学、松戸七福神めぐり</p> <p>文化施設、公園等 松戸市立博物館、松戸市戸定歴史館、新松戸郷土資料館、ギャラリー（松戸市文化ホール）、21世紀の森と広場、戸定が丘歴史公園、森のホール21、森の橋、広場の橋</p> <p>文化財、寺院等 木造金剛力士立像（国指定重文）、柳原水閘（市指定有文）、野菊の墓文学碑、二十世紀梨誕生の地（市指定史跡） 本土寺（市指定史跡）、東漸寺、萬満寺、華嚴寺、善照寺、金蔵院、医王寺、徳蔵院、宝蔵院、円能寺、風早神社</p> <p>緑・花・水など 矢切の渡し船、桜並木（常盤平さくら通り）、浅間神社の極相林（県指定天然）、桜（六実さくら通り）、桜（八ヶ崎桜並木）、常盤平けやき通り、アジサイ（本土寺）、花菖蒲（本土寺）、紅葉（本土寺）、桜（都立八柱霊園）</p> <p>まつり、イベントなど 松戸まつり、松戸の獅子舞（市指定無文）、松戸花火大会、松戸の万作踊り（県指定無文）、レンゲ祭（松戸フラワーライン）、コスモス祭、仁王さまの股くぐり</p> <p>工芸品、名産品など 下総鉄、友禅染、象牙彫、ベッ甲細工、下総打刃物 漬物、最中「矢切の渡し舟」</p>
野田市	<p>体験型 高瀬船に乗って関宿城を見よう（千葉県立関宿城博物館）、郷土食講座・そば作り（千葉県立関宿城博物館）、関宿城将棋大会、工場見学</p> <p>文化施設、公園等 上花輪歴史館、野田市郷土博物館、森の遊園地、野田市総合公園、清水公園、スポーツ公園イベント広場、江戸川サイクリングロード（県道松戸・野田・関宿自転車道線）</p> <p>文化財、寺院等 旧花野井家住宅（国指定重文）、興風会館（国登録文）、野田貝塚（県指定史跡）、山崎貝塚（国指定史跡） 愛宕神社、西光院、金乗院</p> <p>緑・花・水など 花菖蒲（水生植物園）、釣り（野田幸手園）</p> <p>まつり、イベントなど 野田のぱっぱか獅子舞（県指定無文）、野田のつく舞（県指定無文）、野田市産業祭、野田夏まつり躍り七夕、野田市の菊花展、さくらまつり（清水公園）、三ヶ町夏祭り、野田みこしパレード</p> <p>工芸品、名産品など 醤油、おり漬、鉄砲漬、鬼焼き、野田せんべい、古代焼きせんべい、樽最中 木工挽物、野田和樽</p> <p>その他 山中直治（作曲家）、野田花井温泉（野田潮の湯）</p>
柏市	<p>体験型 手賀沼エコマラソン、工場見学</p> <p>文化施設、公園等 柏市立砂川美術工芸館、柏の葉公園、アミュゼ柏、手賀の丘公園郷土史料コーナー、手</p>

<p>柏市 (続き)</p>	<p>賀の丘公園、大津ヶ丘中央公園、手賀沼サイクリングロード、利根サイクリングコース、手賀沼周遊レンタサイクル、あけぼの山農業公園 文化財、寺院等 文学碑(江口章子、館山一子、八木重吉) 北ノ作1号・2号墳(県指定史跡)、旧手賀教会堂(市指定有文)、手賀城主原氏の墓、車ノ前五輪塔(市指定有文)、鮮魚街道常夜燈(市指定有文)、藤ヶ谷十三塚(県指定史跡)、一ツ井戸 香取鳥見神社、弘誓院、龍泉院、香取神社、医王寺、將門神社、龍光院、福満寺、神明社、福寿院、持法院、羽黒神社、東海寺(布施弁天)、廣幡八幡宮、医王寺 緑・花・水など 手賀沼、釣り堀(手賀沼)、銀杏樹(市指定天然・弘誓院)、妙照寺の杉樹(市指定天然)、花菖蒲(あけぼの山公園)、牡丹(観音寺)、コスモス(あけぼの山農業公園)、梅(あけぼの山農業公園)、ひまわり(あけぼの山農業公園)、牡丹(吉祥院)、牡丹(医王寺) まつり、イベントなど 柏まつり、桜まつり(あけぼの山公園)、チューリップフェスティバル、あけぼの山農業公園まつり、沼南まつり、十二座神楽(市指定無文・神明社)、鳥ビシャ、手賀ばやし(市指定無文・八幡神社)、篠籠田の獅子舞(県指定無文)、船戸のおびしゃ(市指定無文)、手賀沼花火大会、柏市菊花展、浦安の舞(廣幡八幡宮) 工芸品、名産品など ビーズ細工、花火、 手焼きせんべい、柏の葉サブレ、柏レイソルサブレ、パスタ、かぼちゃ菓子(せんべい、パイなど)、減塩梅干、羊羹、にんじんケーキ、さつまいも菓子(スイートポテトなど) スポーツ施設 プール(柳戸市民プール)、テニスコート(中の橋)、柏市沼南体育館、手賀の丘公園運動場、柏の葉庭球場、柏市中央体育館 その他 天然温泉</p>
<p>流山市</p>	<p>体験型 そば道場、ぶどう狩り、栗拾い、キウイフルーツ狩り、梨狩り・もぎとり、柿狩り、さつまいも掘り、流山七福神めぐり 文化施設、公園等 流山市立博物館、一茶双樹記念館 運河水辺公園、県道松戸・野田・関宿自転車道線、ながれやま文学の散歩道、江戸川河川敷緑地、運河緑道 文化財、寺院等 安蒜家板石塔婆(県指定有文)、近藤勇陣屋跡、一茶と双樹の連句碑、葛飾県印旛県史跡、オランダ観音、東深井古墳群、木造愛染明王坐像(中愛染堂) 赤城神社、諏訪神社、浅間神社、茂侶神社、雷神社、香取神社、熊野神社、閻魔堂、福性寺、春山寺、清瀧院、流山寺、長流寺、成顕寺、西栄寺、光明院、東福寺、常与寺、大宮神社 緑・花・水など 利根運河、桜(運河水辺公園) まつり、イベントなど 諏訪神社大祭、鱈ヶ崎おびしゃ(雷神社)、大しめ縄行事(赤城神社)、流山花火大会、流山市民まつり、チンガラ餅神事(茂侶神社) 工芸品、名産品など 木撥、みりん、流山セット、一茶の宿、陣屋もなか、七福神もなか、一茶漬、鉄砲漬、清酒 スポーツ施設 テニスコート、プール、流山市総合運動公園、河川敷野球場</p>
<p>我孫子市</p>	<p>体験型 工場見学、栗拾い、ぶどう狩り、さつまいも掘り、梨狩り・もぎとり、新春マラソン 文化施設、公園等 我孫子市鳥の博物館、緑南作緑地(楚人冠公園)、千葉県手賀沼親水広場、手賀沼公園、緑雁明緑地、五本松公園、湖北台中央公園、利根川ゆうゆう公園、宮ノ森公園、貸ポート、ふれあいキャンプ場、水生植物園 文化財、寺院等 水神山古墳(県指定史跡)、日立精機2号墳、旧武者小路実篤邸、根戸・船戸古墳群、杉村楚人冠碑、血脇守之助碑、志賀直哉邸跡、旧村川別荘、手賀沼殉難教育者之碑、正</p>

<p>我孫子市 (続き)</p>	<p>泉寺の文化財(県指定有文) 北星神社、子の神大黒天、香取神社、最勝院、柴崎神社、滝不動(滝前不動尊)、正泉寺、龍泉寺、將門神社、日秀観音、葺不合神社、東源寺、八坂神社、稻荷神社 緑・花・水など 古利根沼、藤(水生植物園)、つり堀、花菖蒲(水生植物園)、桜(手賀沼公園)</p> <p>まつり、イベントなど 手賀沼花火大会、菖蒲まつり(水生植物園他)、産業まつり、郷土芸能祭、祭礼(竹内神社)、祭礼(八坂神社)、ジャパン・バードフェスティバル 工芸品、名産品など 七宝壁掛け、日本刺繍 最中、まんじゅう、うなぎ大和煮、甘納豆、もろみ、味噌、芋ケーキ スポーツ施設 テニスコート その他 村川堅固、柳田國男、杉村楚人冠、岡田武松、バーナード・リーチ、志賀直哉、武者小路実篤</p>
<p>鎌ヶ谷市</p>	<p>体験型 ぶどう狩り、梨狩り・もぎとり 文化施設、公園等 鎌ヶ谷市郷土資料館、貝柄山公園、嚙子水公園、市制記念公園 文化財、寺院等 魚文の句碑(市指定史跡)、鎌ヶ谷大仏、土地記念講碑(市指定史跡・光園寺)、官軍兵士の墓(市指定史跡)、百庚申(八幡神社) まつり、イベントなど 商工まつり、産業フェスティバル、鎌ヶ谷市市民夏まつり 工芸品、名産品など 梨ワイン、梨ブランデー、梨の酢、健康飲料、麺、和菓子、洋菓子、ソ・ス、ケチャップ、瓦せんべい、サブレ、梅サワー その他 イルミネーション(東武鎌ヶ谷駅東口広場)</p>

資料：千葉県商工労働部観光課ホームページ「ちばの観光まるごと紹介」をもとに作成

4. 第3章関連資料

(1) 部門別職員数の比較

総務省「類似団体別職員数の状況(平成18年4月1日現在)」「平成19年3月まとめ)をもとにした、部門別職員数比較

総務省「類似団体別職員数の状況(平成18年4月1日現在)」「平成19年3月まとめ)のデータ及び職員数比較方法、並びに総務省「平成18年地方公共団体定員管理調査結果(平成18年4月1日現在)」のデータをもとに政令指定都市と東葛6市の部門別職員数の比較を行い、職員削減効果が見込まれる主な部門と、権能の増加等により増員が必要になると見込まれる主な部門を整理した。

以下に示す数値は、増減が見込まれる分野とその大まかな規模を把握するための目安である。実際の職員配置は各市の状況により異なり、必ずしも当該値と同じだけの職員数の増減が必要だということを示すものではない。

職員削減効果が見込まれる主な部門

- ・比較の結果、主に議会、総務などの部門で、効率化に伴う削減が可能となると考えられる。
- ・これは、管理業務等について、合併による規模の拡大に伴いスケールメリットが働くためであると考えられる。

類似団体職員数との部門別職員数比較（普通会計）

< 職員削減効果が見込まれる主な部門 >

= $\times 1,388,444 / 1万$

= -

大部門	中部門	小部門	既存の政令指定都市の 人口1万人あたり職員数			の比率それぞれに 東葛6市の人口を当ては めた場合の職員数			東葛6市 の 職員数 (実際値)	と実際値の差		
			最小	平均	最大	最小	平均	最大		最小	平均	最大
			- 1	- 2	- 3	- 1	- 2	- 3		- 1	- 2	- 3
議会	議会		0.13	0.25	0.40	18	35	55	73	55	38	18
総務	総務一般	総務一般	2.81	3.50	5.28	390	486	733	440	50	46	293
		会計出納	0.25	0.37	0.57	34	51	80	62	28	11	18
		管財	0.18	0.45	0.95	25	62	132	85	60	23	47
		職員研修所	0.00	0.08	0.14	0	11	20	1	1	10	19
		行政委員会	0.21	0.42	0.64	29	58	89	69	40	11	20
	企画開発		0.20	0.61	1.02	27	85	142	77	50	8	65
	住民関連	住民関連一般	0.50	1.32	2.20	70	183	306	185	115	2	121
		防災	0.00	0.14	0.36	0	19	51	38	38	19	13
		広報広聴	0.20	0.76	2.04	27	106	283	43	16	63	240
		戸籍等窓口	1.31	2.03	2.80	181	282	389	364	183	82	25
		市民センター等	0.00	0.14	0.77	0	19	107	53	53	34	54
	その他		0.00	0.06	0.17	0	8	24	0	0	8	24

注：既存の政令指定都市の人口1万人あたり職員数の「最小（ - 1 ）」、「最大（ - 3 ）」の値は、それぞれ人口1万人あたり職員数の値が最も小さい・大きい市の値、「平均（ - 2 ）」の値は、当該小部門に職員を配置している市の平均の値（類団修正値）を示す。

権能の増加等により増員が必要になると見込まれる主な部門

- ・比較の結果、民生、衛生、土木などの部門では増員が必要になると考えられる。
- ・民生部門は福祉事務所や児童相談所の事務の移譲、衛生部門は保健所の事務の移譲、土木は道路管理の事務の移譲により、それぞれ増員が必要になると見込まれる。
- ・なお、保健所や道路管理、あるいは児童相談所などの移譲事務のうち、特別な技術、経験等を要する職員については、政令指定都市移行後に数が不足することも考えられ、県からの移管、出向、あるいは新規採用などの方策が必要になると考えられる。

類似団体職員数との部門別職員数比較（普通会計）

< 権能の増加等により増員が必要になると見込まれる主な部門 >

= x1,388,444 / 1万

= -

大部門	中部門	小部門	既存の政令指定都市の 人口1万人あたり職員数			の比率それぞれに 東葛6市の人口を当ては めた場合の職員数			東葛6市 の 職員数 (実際値)	と実際値の差		
			最小	平均	最大	最小	平均	最大		最小	平均	最大
			- 1	- 2	- 3	- 1	- 2	- 3		- 1	- 2	- 3
民生	民生	福祉事務所	1.91	3.48	5.59	265	483	777	303	38	180	474
		児童相談所等	0.27	0.46	0.72	37	64	100	0	37	64	100
衛生	衛生	保健所	0.53	2.22	3.58	74	308	497	0	74	308	497
		試験研究養成機関	0.14	0.37	0.68	19	51	95	9	10	42	86
土木	土木	土木一般	2.05	3.70	5.45	284	514	757	285	1	229	472
		用地買収	0.25	0.45	0.91	35	62	126	32	3	30	94
		建築	1.18	1.87	2.97	163	260	413	188	25	72	225

注：既存の政令指定都市の人口1万人あたり職員数の「最小（ - 1 ）」、「最大（ - 3 ）」の値は、それぞれ人口1万人あたり職員数の値が最も小さい・大きい市の値、「平均（ - 2 ）」の値は、当該小部門に職員を配置している市の平均の値（類団修正値）を示す。

総務省「第8次定員モデル」(平成16年3月まとめ)をもとにした職員数比較

総務省「第8次定員モデル」(平成16年3月まとめ)に基づき、部門別の職員数の比較を行った。

同モデルは平成15年時点をベースとしているため、使用する統計の年次は古い。ここでは、各指標について最新の統計を用いることとし、例えば国勢調査人口は平成12年ではなく平成17年のものを用いている。従って、厳密には、第8次定員モデルに基づく試算ではなく、それを改変したモデルを用いていることになる。そのため、数値の正確性については、保障の限りではなく、あくまで参考値として扱う必要がある。

集中改革プランの影響等は加味されていないモデルである。

以下に示す数値は、上記モデルに従った場合の理論値である。実際の職員配置は各市の状況により異なり、必ずしも当該値と同じだけの職員数の増減が必要だということを示すものではない。

比較の結果、理論値との比較では、一般行政部門全体として4%の削減が見込まれるという結果となった。分野別には、議会総務、税務、民生、建設の部門では人員削減が見込まれ、衛生、経済の部門では増員が見込まれるという結果となっている。(この比較結果と異なる結果が生じている部門があるが、これは、「類似団体別職員数の状況(平成18年4月1日現在)」が既存の政令指定都市における実際の職員数またはその平均にもとづくものであるのに対し、定員モデルは定員管理の適正化が進んでいると思われる団体の平均を目途にしたものであることが一因であると考えられる。)

部門	第8次定員モデル 準用による職員数 (理論値)	東葛6市合計 職員数	差	削減率
議会総務	1,257	1,490	233	-15.6%
税務	417	506	89	-17.6%
民生	2,095	2,127	32	-1.5%
衛生	1,083	905	178	19.7%
経済	232	172	60	34.9%
建設	888	1,024	136	-13.3%
一般行政部門計	5,972	6,224	252	-4.0%

(2) 組合せパターンについて

本研究会は、あくまでも構成市である6市全体に係る基礎データの収集や広域的課題の整理、広域的なまちづくりの可能性の検討等を行うことを目的とするものであるが、社会経済情勢の変化や広域的な課題に各市がどのように対処していくかは、各市の住民の意向を踏まえて決められるものであり、6市全体で対処する他にも多様な可能性があると考えられる。

そこで、「第3章 2. 共通項目・つながりの整理について」で整理した共通項目、つながりに着目した場合の組合せパターンの例を以下に示す。なお、ここで示すパターンは、各市の間で多様なつながりがある中で、交通網、通勤・通学圏、商圈など、特定のデータ等により示すことができるつながりに着目した場合のパターンであり、このほかにも多様なつながりがあることに留意が必要である。

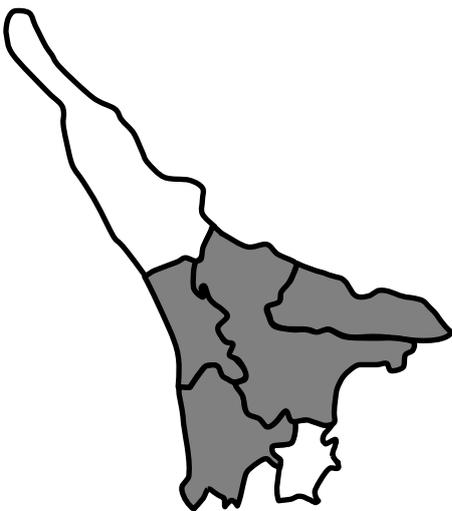
パターンを示すにあたっては、共通項目、つながりがあることに加えて、合併によらない場合の人口要件の目安である人口が80万以上（加えて、将来的に100万程度が期待できることも要件とされているが、ここでは現時点での人口のみに着目）となるものを対象としている。

1) 交通網のつながりに着目した組合せパターン

放射線状の交通網に着目した組合せパターン

…パターン(A)

放射線状の交通網である常磐線、つくばエクスプレス、国道6号線、常磐自動車道、によるつながりのある市の組合せ。

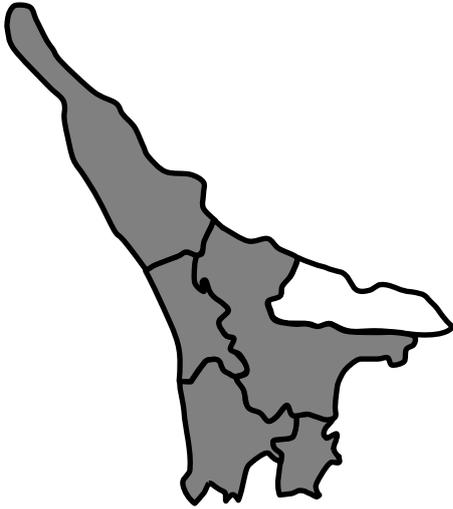


構成市	松戸、柏、流山、我孫子
人口	1,137,388 (人)
面積	254.70 (km ²)

環状の交通網に着目した組合せパターン

…パターン(B)

環状の交通網である東武野田線、武蔵野線、流山電鉄、新京成電鉄、国道16号によるつながりのある市の組合せ。



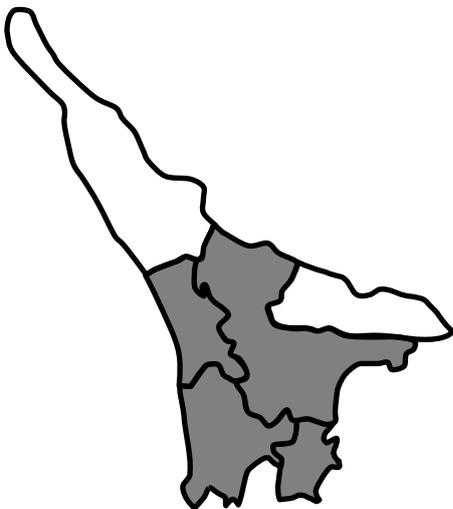
構成市	松戸、野田、柏、流山、鎌ヶ谷
人口	1,260,235 (人)
面積	336.16 (km ²)

2) 通勤圏・通学圏のつながりに着目した組合せパターン

通勤圏のつながりに着目した組合せパターン1

…パターン(C)

松戸市への通勤率が5%以上の市の組合せ。



構成市	松戸、柏、流山、鎌ヶ谷
人口	1,108,995 (人)
面積	232.62 (km ²)

通勤圏のつながりに着目した組合せパターン 2

…パターン (D)

柏市への通勤率が 5%以上の市の組合せ。

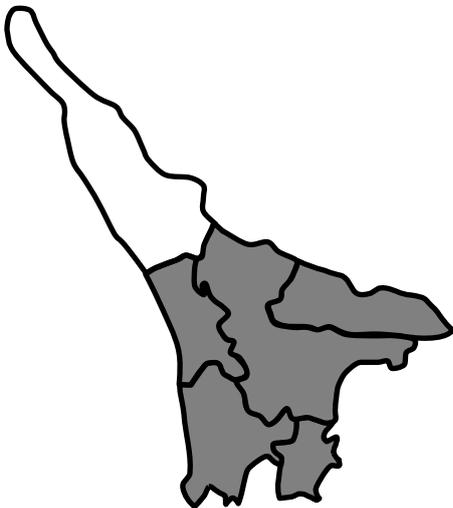


構成市	野田、柏、流山、我孫子
人口	816,049 (人)
面積	296.91 (km ²)

通学圏のつながりに着目した組合せパターン 1

…パターン (E)

松戸市への通学率が 5%以上の市の組合せ。

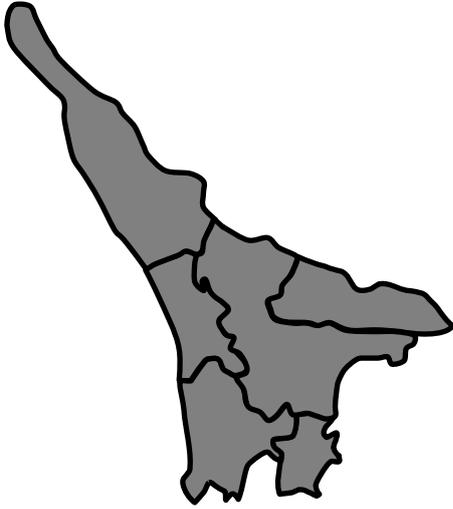


構成市	松戸、柏、流山、我孫子、鎌ヶ谷
人口	1,240,200 (人)
面積	275.81 (km ²)

通学圏のつながりに着目した組合せパターン 2

…構成 6 市

柏市への通学率が 5%以上の市の組合せ。



構成市	松戸、野田、柏、流山、我孫子、鎌ヶ谷
人口	1,391,440 (人)
面積	379.35 (km ²)

3) 商圏のつながりに着目した組合せパターン

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）のつながりに着目した組合せパターン1
 …パターン(F)

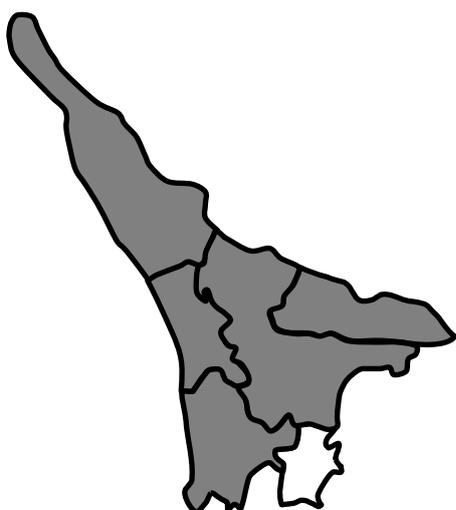
柏市を中心とした、柏市での購買率が10%以上の市の組合せ。



構成市	野田、柏、流山、我孫子
人口	816,049 (人)
面積	296.91 (km ²)

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）のつながりに着目した組合せパターン2
 …パターン(G)

柏市を中心とした、柏市での購買率が5%以上の市の組合せ。



構成市	松戸、野田、柏、流山、我孫子
人口	1,288,628 (人)
面積	358.24 (km ²)

(3) 既存の政令指定都市の行政区画編成基準

		札幌市		仙台市	
指定年月日		昭和 47 年 4 月 1 日		平成元年 4 月 1 日	
区数及び区名	指定時	7	中央、北、東、白石、豊平、南、西	5	青葉、宮城野、若林、太白、泉
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名	10	中央、北、東、白石、豊平、南、西、厚別(白石)、手稲(西)、清田(豊平)	5	青葉、宮城野、若林、太白、泉
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	行政区再編成に関する基本方針 札幌市のみ指定当時の編成基準を入手できず、分区時の再編成基準を参考として記載した。		区割り編成にあたっての一致基準	
	人口規模	15 万人前後。超えても 20 万人を大幅に上回らない程度。 適切な行政効率を確保するとともに公平で均衡ある行政サービスを提供できる規模、市民活動にとっても近隣との連帯感や区民意識を醸成し維持しつづける上で適正な規模である。		10～20 万人 都市行政の効率性、行政サービスの浸透性等の見地から	
	面積規模	概ね時間距離 20 分程度で区の中心地に到達できる面積範囲とすること。		区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね 30 分程度におさまる地域範囲	
	地形、地物	できるかぎり明確な地形地物によって分割すること。		行政区の境界は、明瞭な地域分断要素である地形、地物に沿って設定されることが望ましい。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	地域形成の歴史的な経緯は尊重しなければならないが、再編成による新しい地域づくりにとって不都合が生じないこと。		伝統的な住民感情や生活上の利害・慣習などの歴史的事実は、できるだけ配慮尊重すべきである。地域の性格が一体的、同質的である地域は、なるべく同一の行政区に含めることが望ましい。	
	町内会の区域、住民組織			町内会等の住民組織、商店街については、可能なかぎり分断せず、同一の行政区に包括し、地域秩序を保持していくことが必要。	
	学校区				
	行政機関の所管区域の一致			行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましく、行政区画に一致するよう協力を要請していく必要がある。	
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化			都市計画は、将来の長期にわたる土地利用、都市施設の整備を展望するもので、将来の地域の一体性に大きな影響をもっており、行政区の設定に際して十分配慮することが必要である。	
	選挙区				
	住民の意向				
旧市町村の区域、既存の町字界					

出典：新潟市行政区画審議会第 2 回資料より引用

		さいたま市		千葉市	
指定年月日		平成 15 年 4 月 1 日		平成 4 年 4 月 1 日	
区数及び区名	指定時	9	西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑	6	中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名	10	西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻	6	中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	行政区画を検討する上での基本的留意点について		編成にあたっての基準	
	人口規模	先進政令市では、おおよそ 10～20 万人を規模としているところが多い。これら経験則を参考に、現在の人口と将来の人口の見通しの両方を考慮することが望ましい。		10～20 万人（平均 15 万人）	
	面積規模	区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね 30 分程度。		区役所までの時間距離が公共交通機関で 30 分程度におさまる地域範囲	
	地形、地物	地理的にみて自然な形状であるよう考慮することが望ましい。河川、鉄道、道路などの地形・地物は、一般的な目標物であり、地域分断要素として考慮することが望ましい。		河川、鉄道、主要道路等の地形・地物によって区分される地域は、地域としての一体的形成がなされる例が多く、十分留意する必要がある。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	従来の地域の歴史や伝統に対する住民感情を尊重しつつ、都市化による新たな住宅団地等の住民の志向も考慮することが望ましい。地域の性格・慣習が一体的・同質的である地域については、その地区を分断することとならないよう考慮することが望ましい。		伝統的な住民感情があることを考慮し、それらできるだけ配慮、尊重すべきである。地域の性格が一体的、同質的である地域については、できるだけ同一の行政区の区域に含ませるよう配慮することが望ましい。	
	町内会の区域、住民組織	地域コミュニティ単位は可能な限り尊重し、住民自治組織の大幅な再編成を必要としない行政区区域とすることが望ましい。		町内自治会などの住民組織は、できる限り分断せずに同一の行政区の区域の中に包括し、地域秩序を保持し得るように配慮すべきである。	
	学校区	住民にとっての利便性から行政区画と通学区域は一致させることが望ましい。		理想的には、通学区域は行政区の区域と一致することが望ましい。やむを得ず通学区域が複数の行政区にまたがる場合には、そのことにより通学区域が変更されることのないよう、特段の配慮が必要である。	
	行政機関の所管区域の一致	国・県の出先機関などの所管区域（特に警察署・郵便局・電話局など）と行政区の区域は、市民の利便性や行政の効率性等から、可能な限り両者が一致することが望ましい。		行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましい。特に郵便局、警察署の所管区域とはできるだけ一致させるよう配慮すべきである。	
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	地域的性格（工業地域、商業地域、住宅地、農業地域等）で特質的なものは同一行政区内に存在させることが望ましいので、地域の性格を十分検討して境界を設定することが望ましい。将来計画について可能な限り配慮・検討し、数年の内に行政区の再編成という事態を生じないよう考慮することが望ましい。		行政区の設定にあたっては、現在は未開発地域であっても、将来、現在の市街地域に連たんして市街地や住宅地が開発される計画がある場合には、このことについても、留意すべき。また、民間の開発動向についても十分に配慮すべき。都市計画等の行政計画上の地域区分については、行政区の設定の際、十分に配慮するものとする。	
	選挙区				
住民の意向					
旧市町村の区域、既存の町字界					

		静岡市	
指定年月日		平成 17 年 4 月 1 日	
区数及び区名	指定時	3	葵、駿河、清水
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名		
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	行政区画審議会における審議の経緯 (1) 行政区画の編成について	
	人口規模	20～25万人	
	面積規模	標準的な面積規模の設定は行わない。広大な面積を有する(仮称)A区に現在設置されている井川支所は、そのまま存続させるべき。	
	地形、地物	安部川以東で(仮称)A区と(仮称)B区を区分する境界としては、明瞭な地物であるJR線によることを基本とすべき。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	<p>「地域の社会的性格」特定重要港湾を中心に、長年にわたり都市形成を推進し、産業・経済活動を行ってきた区域の社会的性格を考慮し、旧清水市の区域を同一の行政区の区域にすべき</p> <p>「市民の日常生活圏」地域の社会的性格、地形・地物、地縁的感情、通学区域等から形成される市民の日常生活圏を十分配慮すべき。</p> <p>「沿革の事情」旧静岡・清水市、旧南藁科村と旧長田村の境界線を沿革的理由から尊重するとともに、旧清水市区域が、歴史的、沿革の事情から、市民の自治意識やまちづくりの範囲で一つの区域として意識されている事情等を踏まえ、これを区分せず、一つの行政区とする。</p>	
	町内会の区域、住民組織	従来のコミュニティの尊重の観点から、町内会・自治会組織の区域に十分な配慮をはらうこととした。	
	学校区	通学区域が区分されることとなる5小学校区について、児童・生徒はもとよりその世帯の実情等に合わせて、所要の経過措置等を当局に求めていく。 また、旧両市の境界部等の通学区域や町内会・自治会組織の区域との不整合の通学区域については、地元の意向を尊重しながら、実情に合わせた通学区域の再編等を当局に求めることとした。	
	行政機関の所管区域の一致	昭和39年から平成9年まで旧静岡市区域において設定されていた保健所の管轄区域や、現行の郵便局、法務局、警察署等の関係行政機関の管轄区域等を尊重することとした。 なお、一部不適合の地区については、関係行政機関に対して、行政区画との整合を図っていくよう要請していくことを当局に求めていく。	
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	<p>「交通体系」各区の交通体系の整備が必要であり(仮称)B区については、区役所が新設となることから、区制施行時までにバス路線の再編が必要である。</p> <p>「将来の都市計画、発展動向等」安部川以東のJR以南の区域と旧長田村の区域が、今後一体の区域として一層の基盤整備を推進していく必要があり、さらには、地域内に存する歴史的な拠点施設の連携を図っていく等の観点から、これらの区域を一つの行政区とする。</p>	
	選挙区	旧静岡、清水両市の境界線を沿革の事情として、基本線としたため、国の従前の選挙区をそのまま存置要することになった。	
住民の意向	審議の過程で開催した10か所の地区説明会で寄せられた市民意見等を十分に検討した上で結論に至った。		
旧市町村の区域、既存の町字界	旧静岡、清水両市の境界線を基本線とするとともに、既存の町字界については、全て尊重することとした。ただし、既存の町字界を尊重することで、かえって不整合を存続させることとなりうる箇所もあるので、地元の意向を十分尊重しながら、既存の町字界の区域の変更等所要の対応を当局に求めていく。		

		広島市		福岡市	
指定年月日		昭和 55 年 4 月 1 日		昭和 47 年 4 月 1 日	
区数及び区名	指定時	7	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸	5	東、博多、中央、南、西
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名	8	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯(合併新設)	7	東、博多、中央、南、西、城南(西)、早良(西)
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	行政区画研究会報告書		政令指定都市移行時の区設定の基準	
	人口規模	15～20万人		10～15万人	
	面積規模	20k m ² を基準 区役所への時間距離が 20～30分におさまる地域範囲			
	地形、地物	行政区の境界は、道路、鉄道、河川などのような明確な地形地物によって画されることが必要である。		区域の形状が地理的な不自然さがないように考慮し、河川、道路、鉄道等明瞭な地形地物をできるだけ境界とすること。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁の感情	国や県の出先行政機関や、高等学校などの教育機関においては郡域を管轄区界としているものが多く、郡域が一つの地縁の感情を醸成していることも十分に考慮されなければならない		住民生活上の利害、伝統、慣習等諸般の歴史的事実並びに住民感情もできるだけ配慮尊重すべきこと。	
	町内会の区域、住民組織				
	学校区			通学区と一般行政区とは、一応別個の制度であるが、できるだけ一致するよう配慮すべきこと。	
	行政機関の所管区域の一致	既存の社会的行政的組織の所管区域という区切りも可变的ではあるにせよ住民になじんでいるので十分に尊重されなければならない		他の行政所管区域も住民生活上密接な関連があるので、原則的には行政区画と一致することが望ましい。特に警察行政、郵便行政の所管区域については、一般住民の日常生活と密接な関係があるので、できるだけ一致させる方向で配慮すべきこと。	
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	土地利用については、単に現状のみならず将来の発展方向を重視しなければならない。		都市計画上の用途地域及び地域開発、街路網の整備計画等住民の生活環境上の接近度を十分考慮すべきこと。	
	選挙区				
住民の意向					
旧市町村の区域、既存の町字界					

		川崎市		横浜市	
指定年月日		昭和 47 年 4 月 1 日		昭和 31 年 9 月 1 日	
区数及び区名	指定時	5	川崎、幸、中原、高津、多摩	10	鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名	7	川崎、幸、中原、高津、多摩、宮前(高津)、麻生(多摩)	18	鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、港南(南)、旭(保土ヶ谷)、緑(港北)、瀬谷(戸塚)、栄(戸塚)、泉(戸塚)、青葉(港北、港)、都筑(港北、港)
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	行政区画審議会答申に向けた基準要綱		線引きの基本的方針	
	人口規模	人口規模は、昭和 60 年を目標として設定する。(諮問・答申は昭和 46 年) 市民権利の保障、平等性、市民参加等行政サービスの公平を考慮する。		30万人程度まで	
	面積規模	区役所までの時間距離は、概ね 30 分以内を判断基準とする		4 区の各区の面積は分区前の 2 区の合計面積の 20～30% (平成 6 年 16 区 18 区)	
	地形、地物	区の区域の形状は、物理的に不自然でないようにする。		川や道路などの市民にとってわかりやすい地形を基準とし、線引きを作成する。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	生活上の利害、伝統、歴史的沿革及び住民感情を配慮尊重する。			
	町内会の区域、住民組織	原則として大字(町界)は分断しない。請願、陳情箇所及び行政上問題箇所については、住民の意思を尊重しながら、日常生活上の利便を優先させるため、今後速やかに解決を図る。 市民団体(住民組織)の大幅な再編成を将来するようなことは避ける。		再編成にあたっては、地域コミュニティをできるかぎり尊重することとする。	
	学校区	行政区画と一致させることが望ましいが、将来的に一致を図る必要がある。			
	行政機関の所管区域の一致	市民の利便性、円滑な行政運営を前提として、原則として行政区画と一致させることの要望を行う。			
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	用途地域、地域開発、街路網の整備計画、新開発(ニュータウン)・再開発(面開発)等を考慮する。多摩ニュータウン、港北ニュータウン等、隣接する市域外の都市化の影響を十分勘案する。開発の均衡を図り、規制市街地と発展地区との行政需要の質的な違いについて考慮する。			
	選挙区	区域の社会的性格、地域の同一性、同質性を考慮する。 部分的地域の一体性、同質性の存在を尊重する。			
住民の意向					
旧市町村の区域、既存の町字界					

		名古屋市		京都市	
指定年月日		昭和 31 年 9 月 1 日		昭和 31 年 9 月 1 日	
区数及び区名	指定時	12	千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南	9	北、上京、左京、中京、東山、下京、南、右京、伏見
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名	16	千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、守山(合併新設)、緑(合併新設)、名東(千種、昭和)、天白(昭和)	11	北、上京、左京、中京、東山、下京、南、右京、伏見、山科(東山)、西京(右京)
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	昭和 47 年「行政区再編成に関する調査報告書」		他都市の調査研究報告による。京都市に確認するも、不明。(過去の膨大な資料を確認する必要があり、現時点では困難)	
	人口規模	10～20万人 区長がきめ細かい行政を行い、町内会、自治会 その他市民団体の代表と日常的に意思を交流する 場合の限度		10万人 許容範囲は5万～20万人	
	面積規模	区役所までの時間距離は30分程度			
	地形、地物				
	地域の一体性、沿革、 歴史、地縁的感情	行政区に含まれる一定の区域が、かつて市町村 などの自治体を構成していたような場合には、 地域の将来の発展方向をみさだめるとともに、 沿革的事情について配慮しなければならない。			
	町内会の区域、住民組 織				
	学校区	区の境界を定めるにあたっては、現に形成され ているコミュニティとしての学区の区域を十分 に尊重しなければならない。			
	行政機関の所管区域 の一致	他の公共機関の管轄区域と区の区域のあいだに 著しい不一致を生じないようにすることが望ましい。			
	土地利用状況、都市計 画、地域開発状況の変 化				
	選挙区	区としては、同質の社会的性格をもっている地 域を指定することが望ましい。			
	住民の意向	地域の住民の意向や感情を十分に尊重しなけれ ばならない			
旧市町村の区域、既存 の町字界					

		大阪市	
指定年月日		昭和31年9月1日	
区数及び区名	指定時	22	都島、福島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、北、大淀、東、南
	現在 ()内は分区した元の区名。 < >内は合区した元の区名	24	都島、福島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、淀川(東淀川)、鶴見(城東)、住之江(住吉)、平野(東住吉)、北<北、大淀>、中央<東、南>
編成にあたって考慮した基準	区の編成基準	再編成基準	
	人口規模	15万人程度	
	面積規模		
	地形、地物	行政区の境界は、道路、鉄軌道、河川など明確な地形地物によって画されることが必要である。この場合、将来、大規模な道路等の建設計画がある場合には、それを考慮する必要がある。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情		
	町内会の区域、住民組織		
	学校区	行政区は、社会的・政治的・行政的な単位としても、できるだけまとまりをもちうるよう考慮されなければならない。行政区の区域は、例えば、小・中学校の通学区域、選挙区、他の行政機関の管轄区域などと著しい不一致が生じないように、配慮されなければならない。	
	行政機関の所管区域の一致		
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	土地利用については単に現況のみではなく、将来の発展方向を重視する必要がある。	
	選挙区		
	住民の意向		
旧市町村の区域、既存の町字界			

5.千葉県市町村合併推進構想 東葛飾・葛南地域概要版

印刷時には白黒印刷を行う。

東葛広域行政連絡協議会 平成 18・19 年度調査研究

政令指定都市問題研究会 最終報告

編集 / 発行： 東葛広域行政連絡協議会 事務局

(平成 18・19 年度：柏市企画部企画調整課)